

令和 7 年 度  
県立学校教務主任研究協議会資料

愛媛県教育委員会

# 令和7年度 教務主任研究協議会 配付資料 目次

|    |                                       |      |
|----|---------------------------------------|------|
| 1  | 国及び県の教育改革（学習指導要領を含む）                  | 1    |
| 2  | 令和7年度県立高等学校実践項目（20項目）                 | 9    |
| 3  | 県立学校振興計画                              | 資料なし |
| 4  | 県立学校の特色化・魅力化                          | 資料なし |
| 5  | 教育の情報化（1人1台端末・ICTガイドライン等）             | 11   |
| 6  | 令和7年度実施事業                             |      |
| ①  | みらいの学びプログラミング教育推進事業                   | 13   |
| ②  | 地元で活躍するグローバル人材育成事業                    | 14   |
| ③  | ソーシャルチャレンジ for High School事業          | 15   |
| ④  | みらいの学び地域産業人材育成事業                      | 17   |
| ⑤  | えひめキャリア教育推進事業                         | 21   |
| ⑥  | えひめ高等学校英語教育推進事業                       | 23   |
| ⑦  | えひめ水産業次世代人材育成事業                       | 26   |
| ⑧  | スーパーサイエンスハイスクール事業                     | 27   |
| ⑨  | 高校生おもしろ科学コンテスト事業                      | 31   |
| ⑩  | 県立学校振興計画推進事業                          | 32   |
| ⑪  | えひめ高等学校全国募集促進事業                       | 38   |
| 7  | 学校訪問研修等                               | 39   |
| 8  | 学力向上・学びの基礎診断                          | 40   |
| 9  | 学校評価                                  | 44   |
| 10 | 初任者研修及びフォローアップ研修                      | 47   |
| 11 | キャリアアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ                        | 52   |
| 12 | 教育課程の適正な実施（学習評価含む）                    | 資料なし |
| 13 | 教育課程の編成及び承認手続き                        | 58   |
| 14 | 進級・卒業の認定等に関する校内規定の見直し                 | 資料なし |
| 15 | 自校以外の学修成果の単位認定等の実施                    | 76   |
| 16 | 高等学校卒業程度認定試験                          | 90   |
| 17 | 教科書の採択希望及び教材使用届出                      | 91   |
| 18 | 高校入試（7年度入試の反省点、8年度入試の改善、特色入学者選抜、全国募集） | 99   |
| 19 | 休業日の弾力化（閉庁日・キッズウィーク等を含む）              | 108  |
| 20 | 交通スト、自然災害等に伴う教育活動への影響報告               | 110  |
| 21 | 転入学者等の受入れの一層の促進                       | 113  |
| 22 | 外国旅行・留学及び留学生の受入れ                      | 118  |
| 23 | 修学旅行                                  | 122  |
| 24 | 中途退学問題                                | 資料なし |
| 25 | 高校生の就職問題（就職活動支援員の項目を統合）               | 129  |
| 26 | 教育実習の受入れ                              | 135  |
| 27 | 学校要覧の作成及び提出                           | 資料なし |
| 28 | 情報漏えい防止対策の徹底                          | 資料なし |
| 29 | 特別支援教育の推進                             | 149  |
| 30 | 就学支援金                                 | 156  |

## 高等学校学習指導要領の改訂のポイント

### 1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

### 2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

#### 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

### 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

### 4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。  
〔 国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）  
地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、  
など 〕

## 5. 教育内容の主な改善事項

### 言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること など)の充実(総則、各教科等)

### 理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

### 伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)

### 道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

### 外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

### 職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
  - ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
  - ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
- ※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。



## その他の重要事項

### ○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記(総則)

### ○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察(公民)、主体的なホームルーム活動、生徒会活動(特別活動)
- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組(公民)
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み(公民、家庭)
- ・世界の自然災害や防災対策(地理歴史)、防災と安全・安心な社会の実現(公民)、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫(家庭)
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)、生活支援に関する技能(家庭)
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解(保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(総則、特別活動)
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実(地理歴史、公民)

### ○情報教育(プログラミング教育を含む)

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む。)やデータベース(データ活用)の基礎等の内容を必修化(情報)
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実(情報)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)

### ○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(総則)

### ○子供たちの発達の支援

- (キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)
- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記(総則)
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定(総則)

# 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔改訂案〕

〔現行〕

| 教科        | 科 目          | 標準<br>単位数 | 必履修<br>科目                     |
|-----------|--------------|-----------|-------------------------------|
| 国語        | 現代の国語        | 2         | ○                             |
|           | 言語文化         | 2         | ○                             |
|           | 論理国語         | 4         |                               |
|           | 文学国語         | 4         |                               |
|           | 国語表現         | 4         |                               |
|           | 古典探究         | 4         |                               |
| 地理<br>歴史  | 地理総合         | 2         | ○                             |
|           | 地理探究         | 3         |                               |
|           | 歴史総合         | 2         | ○                             |
|           | 日本史探究        | 3         |                               |
|           | 世界史探究        | 3         |                               |
| 公民        | 公共           | 2         | ○                             |
|           | 倫理           | 2         |                               |
|           | 政治・経済        | 2         |                               |
| 数学        | 数学Ⅰ          | 3         | ○2単位まで減可                      |
|           | 数学Ⅱ          | 4         |                               |
|           | 数学Ⅲ          | 3         |                               |
|           | 数学A          | 2         |                               |
|           | 数学B          | 2         |                               |
|           | 数学C          | 2         |                               |
| 理科        | 科学と人間生活      | 2         | 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目 |
|           | 物理基礎         | 2         |                               |
|           | 物理           | 4         |                               |
|           | 化学基礎         | 2         |                               |
|           | 化学           | 4         |                               |
|           | 生物基礎         | 2         |                               |
|           | 生物           | 4         |                               |
|           | 地学基礎         | 2         |                               |
|           | 地学           | 4         |                               |
| 保健<br>体育  | 体育           | 7～8       | ○                             |
|           | 保健           | 2         | ○                             |
| 芸術        | 音楽Ⅰ          | 2         | ○                             |
|           | 音楽Ⅱ          | 2         |                               |
|           | 音楽Ⅲ          | 2         |                               |
|           | 美術Ⅰ          | 2         |                               |
|           | 美術Ⅱ          | 2         |                               |
|           | 美術Ⅲ          | 2         |                               |
|           | 工芸Ⅰ          | 2         |                               |
|           | 工芸Ⅱ          | 2         |                               |
|           | 工芸Ⅲ          | 2         |                               |
|           | 書道Ⅰ          | 2         |                               |
|           | 書道Ⅱ          | 2         |                               |
|           | 書道Ⅲ          | 2         |                               |
| 外国語       | 英語コミュニケーションⅠ | 3         | ○2単位まで減可                      |
|           | 英語コミュニケーションⅡ | 4         |                               |
|           | 英語コミュニケーションⅢ | 4         |                               |
|           | 論理・表現Ⅰ       | 2         |                               |
|           | 論理・表現Ⅱ       | 2         |                               |
|           | 論理・表現Ⅲ       | 2         |                               |
| 家庭        | 家庭基礎         | 2         | ㄣ ○                           |
|           | 家庭総合         | 4         |                               |
| 情報        | 情報Ⅰ          | 2         | ○                             |
|           | 情報Ⅱ          | 2         |                               |
| 理数        | 理数探究基礎       | 1         |                               |
|           | 理数探究         | 2～5       |                               |
| 総合的な探究の時間 |              | 3～6       | ○2単位まで減可                      |

| 教科        | 科 目           | 標準<br>単位数 | 必履修<br>科目                              |
|-----------|---------------|-----------|----------------------------------------|
| 国語        | 国語総合          | 4         | ○2単位まで減可                               |
|           | 国語表現          | 3         |                                        |
|           | 現代文A          | 2         |                                        |
|           | 現代文B          | 4         |                                        |
|           | 古典A           | 2         |                                        |
|           | 古典B           | 4         |                                        |
| 地理<br>歴史  | 世界史A          | 2         | ㄣ ○<br>ㄣ ○<br>ㄣ ○<br>ㄣ ○<br>ㄣ ○<br>ㄣ ○ |
|           | 世界史B          | 4         |                                        |
|           | 日本史A          | 2         |                                        |
|           | 日本史B          | 4         |                                        |
|           | 地理A           | 2         |                                        |
|           | 地理B           | 4         |                                        |
| 公民        | 現代社会          | 2         | 「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」                   |
|           | 倫理            | 2         |                                        |
|           | 政治・経済         | 2         |                                        |
| 数学        | 数学Ⅰ           | 3         | ○2単位まで減可                               |
|           | 数学Ⅱ           | 4         |                                        |
|           | 数学Ⅲ           | 5         |                                        |
|           | 数学A           | 2         |                                        |
|           | 数学B           | 2         |                                        |
|           | 数学活用          | 2         |                                        |
| 理科        | 科学と人間生活       | 2         | 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目          |
|           | 物理基礎          | 2         |                                        |
|           | 物理            | 4         |                                        |
|           | 化学基礎          | 2         |                                        |
|           | 化学            | 4         |                                        |
|           | 生物基礎          | 2         |                                        |
|           | 生物            | 4         |                                        |
|           | 地学基礎          | 2         |                                        |
|           | 地学            | 4         |                                        |
| 保健<br>体育  | 体育            | 7～8       | ○                                      |
|           | 保健            | 2         | ○                                      |
| 芸術        | 音楽Ⅰ           | 2         | ○                                      |
|           | 音楽Ⅱ           | 2         |                                        |
|           | 音楽Ⅲ           | 2         |                                        |
|           | 美術Ⅰ           | 2         |                                        |
|           | 美術Ⅱ           | 2         |                                        |
|           | 美術Ⅲ           | 2         |                                        |
|           | 工芸Ⅰ           | 2         |                                        |
|           | 工芸Ⅱ           | 2         |                                        |
|           | 工芸Ⅲ           | 2         |                                        |
|           | 書道Ⅰ           | 2         |                                        |
|           | 書道Ⅱ           | 2         |                                        |
|           | 書道Ⅲ           | 2         |                                        |
| 外国語       | コミュニケーション英語基礎 | 2         | ○2単位まで減可                               |
|           | コミュニケーション英語Ⅰ  | 3         |                                        |
|           | コミュニケーション英語Ⅱ  | 4         |                                        |
|           | コミュニケーション英語Ⅲ  | 4         |                                        |
|           | 英語表現Ⅰ         | 2         |                                        |
|           | 英語表現Ⅱ         | 4         |                                        |
| 家庭        | 英語会話          | 2         | ㄣ ○                                    |
|           | 家庭基礎          | 2         |                                        |
| 情報        | 家庭総合          | 4         | ㄣ ○                                    |
|           | 生活デザイン        | 4         |                                        |
| 情報        | 社会と情報         | 2         | ㄣ ○                                    |
|           | 情報の科学         | 2         |                                        |
| 総合的な学習の時間 |               | 3～6       | ○2単位まで減可                               |

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行うこととする。

## 1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

### ◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

### ◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
  - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
  - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
  - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

### ◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

## 2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

### ◆ 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。

- 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
  - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
  - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
  - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

## 3 高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

### ① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

#### ◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

- 通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、**通信教育実施計画を策定・明示**するものとする。

#### ◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

- 同時に面接指導を受ける生徒数は、**少人数**とすることを基本としつつ、**40人を超えないもの**であることを明確化。

#### ◆ 関係法令の趣旨明確化

- 試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、**多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るもの**とする。
- 集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

### ② サテライト施設の教育水準の確保

#### ◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

- 通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「**通信教育連携協力施設**」として法的位置付けを明確化。

#### ◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- 面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、**本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないもの**とする。
- 所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その**所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参照して、適切性を確認**する。

### ③ 主体的な学校運営改善の徹底

#### ◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

- 通信制高校の展開するサテライト施設について、**自己評価の実施・公表**を行うとともに、**関係者評価の実施・公表を努めるもの**とする。

#### ◆ 教育活動等の情報の公表

- 公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、**生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するもの**とする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

## 4 多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

### ◆ 学校間連携制度の対象拡大 ・ 学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

### ◆ 少年院の矯正教育の単位認定 ・ 少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

（※）令和3年4月1日から施行予定

### ◆ 単位制課程における教育課程の情報の公表 ・ 単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

令和4年12月19日  
中央教育審議会

第Ⅰ部 総論

経緯 中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項  
「個別最適な学びと協働的な学びによる『令和の日本型学校教育』を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

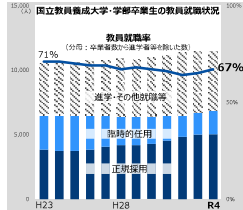
2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務が課題**
- ・子供たちの**多様化（特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など）**
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題の発生**

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

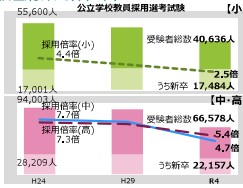
養成 教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する私立大学は10年で3割増



採用 公立の場合、**任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）**

- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学校の急増を反映した採用増と、既卒受検者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受検者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



これまでの取組

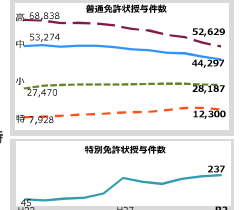
- ・ 新学習指導要領の実施
- ・ 小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・ GIGAスクール
- ・ 学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

- ・ 経済財政諮問会議
- ・ 規制改革推進会議
- ・ 内閣府CSTI
- ・ 教育未来創造会議

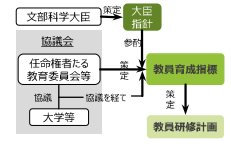
免許 原則、都道府県教育委員会が授与

- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない**。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



研修 公立の場合、**研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）**

- 任命権者が、国が定める指針を参照しつつ**教員育成指標を策定**し、それに基づく**体系的な教員研修計画を策定**。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教教法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための協議会を、**任命権者や関係大学等を構成員として組織**



| 「新たな教師の学びの姿」の実現 |                                                                                                      | 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成                                                                             |  | 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保                    |  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------|--|
| 4. 今後の改革の方向性    | ● 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに <b>教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現</b> | ● 教師一人一人の専門性の向上と、 <b>多様な専門性・背景を有する人材の取り込み</b> により、 <b>教職員集団の多様性を確保</b> し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上 |  | ● 多様な教職志望者へ対応するため <b>教職課程の柔軟性の向上</b>                       |  |
|                 | ● 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「 <b>理論と実践の往還の実現</b> （理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）」                       | ● 学校管理職のリーダーシップの下、 <b>心理的安全性を確保</b> し、 <b>教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現</b>                                |  | ● 産休・育休取得者の増加、定年延長など <b>教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫</b> |  |
|                 |                                                                                                      | ● 「 <b>学校の働き方改革</b> 」の推進                                                                           |  |                                                            |  |

総論に示す3つの方向性（「新たな教師の学びの姿」の実現、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保）を踏まえ、以下の改革を実施

第Ⅱ部 各論

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- ①「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、**①教職に必要な素養**
- ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用
- の5項目に再整理
- ・ **任命権者において、指針を参照しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施**
- ・ 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- ・ **強みや専門性**（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、**四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定**
- ・ **小学校の専科指導優先実施教科**（外国語、理科、算数、体育）に相当する**中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする**
- ・ 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- ・ **教員採用選考試験の早期化・複線化**を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- ・ **特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施**

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- ・ 審議まとめ（令和3年11月）において、**教員免許更新制の発展的解消**を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- ・ **研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組み**により、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「**新たな教師の学びの姿**」を実現。
- ・ 教師の資質向上に関する「**大臣指針**」を改正、「**対話と奨励のガイドライン**」を策定

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- ・ **学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化**（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- ・ **教育委員会と大学の連携強化**（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラムの展開等）
- ・ 教師養成に係る**理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現**（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- ・ **教員就職率の向上、組織体制の見直し**（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- ・ 「教育実習」等の在り方の見直し（**履修形式の柔軟化**等）
- ・ 「**学校体験活動**」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- ・ 「教員養成フラグシップ大学」における**先導的・革新的な教職科目の研究・開発**等
- ・ 特別支援教育の充実に資する「**介護等の体験**」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- ・ 特別免許状に関する運用の見直し（**授与基準や手続の周知**、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- ・ **任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進**（特別免許状等を活用した入職支援）
- ・ **特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援**
- ・ **教員資格認定試験の拡大等**（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）
- ・ **校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成**
- ・ 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、**校長に関する独自の育成指標を策定**することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- ・ **小学校教諭と中学校教諭の両免許有の促進**
  - ・ 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
  - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
  - ・ 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
  - ・ 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- ・ 「**研修履歴記録システム**」及び「**プラットフォーム**（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の**一体的構築**
- ・ 教育委員会・学校管理職は、**研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要**
- ・ 喫緊的教育課題に対応した**オンライン研修コンテンツの充実**

多様な働き方等教師を支える環境整備

- ・ **失効・休職免許保持者の円滑な入職の促進**（再授与手続き簡素化、ペーパーチャー等への研修）
- ・ **働き方改革の一層の推進**（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討



# 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（1/2）

## 1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

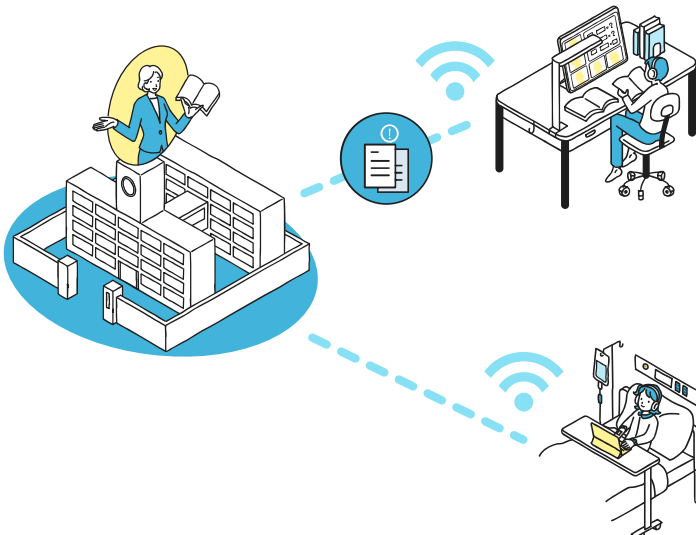
### （1）不登校生徒等向けの通信教育の実施（施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

### （2）修得可能な単位数に関する規定の整備（施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



#### I 第96条第3項で定める単位数

##### 74単位のうち

##### 【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

##### 【教室外・通信教育（自校）】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

##### 【教室外・通信教育（他校・他課程）】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

#### II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

##### 74単位のうち

##### 【教室外・遠隔授業】

左記  
①

##### 【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要

※①については左記合計が36単位以下となる必要

# 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（2/2）

## 2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

### （1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
    - 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
    - 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合
- ※ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

### （2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
  - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
  - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
  - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

### （3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

#### 【主な留意点等】

##### ・教育上支障がないと認められる場合…（上記（1）関係）

以下の①、②をともに満たすこと。

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

##### ・自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠…

出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

## 1 共通事項

- 不登校生徒の範囲については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校等又はその管理機関において判断することが可能。
- 本改正は義務付けでなく、各学校長の判断により実施可能とするもの。
- 学習意欲はありながら登校できない生徒が、遠隔授業や通信教育によって原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的とする。
- 生徒の不登校状態の深刻化、安易な単位認定、他の生徒の学習意欲の低下等の弊害が生じないよう留意し、指導内容等の検討が必要。

## 2 学校教育法施行規則第88条の4（通信教育）関係

- 「通信教育」とは、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等に準じた教育課程を編成し、教育を実施することを意味する。そのため、対面での面接指導を行うことが必要である。また、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないようにする。
- 通信教育実施にあたっては、当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業において通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることや、授業を記録した動画の視聴を多様なメディアを利用して行う学習として位置付けることも可能。
- 通信教育により単位認定を行う場合、指導要録において、履修上の特記事項として、その旨を備考欄に記入する。
- 学年又は年次の途中から第88条の4の規定に基づく通信教育を実施する場合も想定される。
- 教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が社会性を育む上で極めて大切であると考えられることに加え、不登校生徒の学習状況等を適切に把握するためにも、対面での指導等の機会を積極的に確保することが望ましい。
- 指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば家庭訪問等を通じて生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等が望ましい。
- 「その他特別の事情」については、国内外の他の高等学校に一定期間留学する場合等が想定される。

## 3 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」関係（前ページに加えて）

- 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要がある。具体的には、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要がある。
- 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者であること。（特別非常勤講師を含む）
- 単位認定の評価は、当該授業を担当する配信側の教員が、必要に応じて受信側の教員の協力を得ながら行う。
- 受信側の教室等には、原則として、当該高等学校等の教員を配置するべき。
- 不登校生徒が教育支援センターや高等学校等内の別室等から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切。
- 配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への遠隔授業の実施に支障を伴う場合は、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が1日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定。ただし、対面授業の時間数を安易に減ることがないように留意する必要がある。

3

## （参考）「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」抜粋

### 遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置について、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

### 遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。

### 通信教育の活用に向けた制度改正

国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国において制度改正を行うことが求められる。

### 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行うことが求められる。
- 国においては、不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、上記制度改正の周知と併せて促す必要がある。

# 令和 7 年度県立高等学校 実践項目 (20項目)

## I 教職員の資質能力の向上

(授業力)

- 1 公開授業、相互授業研修、生徒や保護者による授業評価等の充実、学習評価推進校研究資料や I C T 教育推進ガイドライン等の活用、先導的授業実践型モデル校での公開授業や研究協議等への参加等により、I C T を効果的に活用した、楽しくよく分かる授業・確かな学力を定着させる授業を展開するための実践的な指導力の向上を図る。

(校内研修・研修支援体制)

- 2 学校評価の結果等を踏まえ、各学校の教育課題に応じた校内研修の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の実施に伴う指導上の諸課題の解決を図り、教職員の指導力の向上に努める。また、各種研修における校内支援体制を充実させるとともに、校内で校外研修成果の還元を図る。

(自己研修)

- 3 社会の一員としての意識を高め、幅広い知識の習得に努めるとともに、教員として必要な資質能力の保持・向上を図るため、自らの課題を認識し、自己研修に積極的に取り組む。

## II 確かな学力の定着と向上

(学習の質)

- 4 論理的な思考力、判断力、表現力等の能力や主体的に学習に取り組む態度を育てるため、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動を充実させるとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。

(学習方法・学習意欲)

- 5 学習方法についての指導や個に応じた適切な学習課題の提示、1 人 1 台端末の効果的な活用等により、生徒の自ら学ぶ意欲を高めるとともに、家庭学習時間を確保し、学習習慣の一層の定着を図る。

(学習の評価)

- 6 学習指導要領に定める目標に準拠した観点別学習状況の評価を着実に実施し、きめの細かい学習指導の充実と生徒一人一人の学習内容の定着を図るとともに、必要に応じて補充授業や個別指導などの手立てを講じ、個々の生徒が学習目標を実現できるよう支援に努める。また、「高校生のための学びの基礎診断」については、各学校の実情に応じて、計画、実施し、その結果を、カリキュラム・マネジメントの観点から効果的に活用する。

(読書指導)

- 7 朝の読書や読書会、ブックトーク、ビブリオバトルなどの読書活動を充実し、生徒の読書意欲を喚起するとともに、各教科における計画的な図書館利用を推進し、図書館教育の一層の充実及び言語能力の育成を図る。また、公立図書館及び保護者等との連携を促進し、学校図書の実用を図る。

(情報モラル・コミュニケーション能力)

- 8 W i - F i 環境の下、1 人 1 台端末や電子黒板等を活用する授業を通して、情報活用能力の育成を図るとともに、ネットワーク上でのルールやマナーなど情報モラルを身に付けさせるための指導を一層充実させる。また、社会生活の基盤となるコミュニケーション能力の育成に一層努め、好ましい人間関係を形成できる能力を養う。

(高大連携)

- 9 高等学校と大学との連携を一層密にして高度な教育や研究に触れる機会を拡充し、将来我が国や国際社会において活躍できるグローバル人材育成のための取組を推進する。

## III 特色ある学校づくり

(開かれた学校づくり)

- 10 学校の自己評価及び学校関係者評価の結果を広く公表し、保護者や地域住民等の理解と参画を得て、教育活動の改善や充実を図るとともに、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進し、学校、家庭、地域の連携協力による開かれた学校づくりの一層の推進に努める。また、スクール・ポリシーや学校教育活動の内容(シラバスを含む。)等をホームページなどに掲載するとともに、授業や学校行事などの外部への公開を推進し、保護者や地域の人々に積極的な情報提供を行い、開かれた学校づくりの一層の推進に努める。



(社会貢献)

- 11 郷土に愛着を持ち、地域の活性化や学校の魅力化に参画する高校生の活動を一層充実させ、自らの役割を自覚して社会に貢献する高校生の育成に努める。

(国際交流)

- 12 外国修学旅行や留学、海外研修等による外国の高校生との交流等を通して、国際的な視野を持たせるとともに、異文化への理解を深め、国際社会の平和や発展に貢献しようとする態度の育成に努める。

#### IV 生徒指導の徹底と健全育成

(心の教育、主権者・消費者教育)

- 13 ソーシャルチャレンジ for High School事業内の体験・交流活動や、豊かな心をはぐくむ指導資料集を活用したホームルーム活動等を通して、優しさや思いやりの心など豊かな心を育む教育を推進する。また、生徒に政治や選挙、消費者問題に対する関心を持たせ、適切な判断力を育むなど、主権者・消費者教育の充実を図る。

(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・非行防止教室)

- 14 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用や教育相談体制の充実により、生徒の不安の解消や悩みの解決を図るとともに、非行防止教室等の開催により、生徒の規範意識や交通安全意識の高揚に努める。

(えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度)

- 15 「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」等を活用し、生徒の問題行動等を防止するとともに、犯罪の被害者になることがないように、生徒の健全育成を効果的に推進する。

#### V キャリア教育の充実

(インターンシップ・職場見学)

- 16 えひめキャリア教育推進事業等の実施により、「キャリア・パスポート」を活用するとともに、インターンシップや職場見学会・企業説明会など、将来について考えさせる体験活動等のより一層の充実を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に努めるとともに、関係各機関との連携を深め、就職支援体制の一層の強化を図る。

(産業界・関係機関との連携)

- 17 みらいの学び地域産業人材育成事業等の推進などにより、地域産業界や関係機関との連携を一層密にして、将来の社会的・職業的な自立に必要な意欲・態度や資質・能力を高める教育を推進する。

#### VI 安全・安心な学校づくり

(危機管理)

- 18 学校安全に関する校内の体制を整備するとともに、危機管理マニュアルの見直しや防災等に関する研修の改善を図り、教職員一人一人の危機管理意識を高め、生徒の安全確保の徹底に努める。また、生徒や教職員の個人情報を取り扱っていることを十分に認識し、管理体制全般について再点検を行い、情報の適切な保管・管理を徹底する。

(地域との連携)

- 19 家庭や地域社会及び警察・消防等との連携を深め、地域の人材の活用等により、生徒の安全を守る「地域ぐるみの取組」の推進に努める。

(学習環境の整備)

- 20 施設・設備の適切な管理・活用を行い、安全で教育効果の上がる学習環境の整備に努める。

# I C T教育推進ガイドライン改訂版の概要

未来を見据え、未来を創造する子どもたちの育成

A I や教育データの利活用による教育の質の向上

えひめ I C T教育3か年計画「第Ⅱ期 I C T未来創造プラン」(令和6～8年度)

令和6、7年度フェーズ1「スキルアップ・活用充実期」 主体的な I C T活用の更なる促進  
令和8年度フェーズ2「アクション期」 主体的に社会に参画する資質・能力の育成  
各フェーズにおいて、次の事項に関する目標を設定し、愛媛県の I C T教育の進むべき方向を示す。

- 児童生徒の I C T活用スキルの向上
- 教員による I C T活用指導力の向上

## 児童生徒の I C T教育プログラム (Can-Do)

義務教育から高校段階までの12年間を5分割して、各段階において、身に付けておくべきスキル内容を示す。

### ○デジタル・シティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力であり、I C Tを効果的に活用するための礎となるもの。

### ○コアスキル

学習過程で現在課題と想定されるものや、今後必要とされるスキルとして重要なもの。(アプリ活用等)

### ○アドバンストスキル

児童生徒が自ら学習し、伸ばしていくもの(プログラミング等)

## 教員の I C T活用チェックリスト

今後、本県教員が身に付けるべき I C T活用スキルを示す。

チェックリスト抜粋(特に重視する5項目)

- SNSの特性等を理解し、児童生徒に対して、適切なSNS利用について指導できる。
- クラウドサービス等を用いて、即時的なアンケート集計や小テストを活用した振返りを行うことができる。
- 著作権や肖像権等を侵害しないよう配慮して、画像や動画を撮影、編集し、教材を作成・配付することができる。
- A Iの性質やメリット・デメリットを理解し、校務での文書や教材の素案作成等に活用できる。
- 蓄積した学習履歴等の教育データを分析して、個別最適な指導・支援に活用できる。

## 令和7年度えひめA I 活用研修会 実施要項

### 1 目 的

文部科学省が昨年 12 月に公表した「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン (Ver2.0) 」に基づき、生成A I の仕組みや、校務の負担軽減につながる適切な活用方法について理解を深め、教職員のA I 活用に対する意識向上を図る。

### 2 主 催

愛媛県教育委員会

### 3 対 象

県立学校の教職員

### 4 日 時

5月13日 (火) 15:00 ～ 16:30

### 5 開催方法

ウェブ会議システム「Webex」によるオンライン開催

|          |                                                                                                                                                                                                   |       |              |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 会議リンク    | <a href="https://ehimecenter.webex.com/ehimecenter-jp/j.php?MTID=m4234602c5a0976862f0dedddd85eb768">https://ehimecenter.webex.com/ehimecenter-jp/j.php?MTID=m4234602c5a0976862f0dedddd85eb768</a> |       |              |
| ミーティング番号 | 2511 664 6964                                                                                                                                                                                     | パスワード | aikatsuyo513 |

※ 参加者は、「学校名」と「参加者名 (苗字)」を必ず表示する。

＜表示例＞川之江高等学校 四国 太郎 の場合 川之江高\_四国

今治北高等学校大三島分校 愛媛 太郎 の場合 今治北高分\_愛媛

※ ウェブ会議入室時にメールアドレスを要求されるので、校務系のメールアドレスを入力する。

### 6 内 容

(1) 開 会 行 事 15:00 ～ 15:05

(2) 講義・実習 15:05 ～ 16:25

○Microsoft Copilot の概要紹介

○教育現場での具体的な利用例

○安全に利用するための留意事項

○質疑応答

(3) 閉 会 行 事 16:25 ～ 16:30

### 7 そ の 他

(1) 参加者は、当日配付するアンケートに回答すること。アンケートの内容及び回答方法については、後日、連絡する。

(2) 本研修では、Microsoft Copilot の実習を行うので、各教員の Microsoft アカウントでサインインをした端末を準備すること。

# みらいの学びプログラミング教育推進事業

## 1【えひめ高校生DX人材育成プロジェクト】

### ○えひめプログラミングサマースクール

対象：高校生（120名程度）

場所：東中南予3会場で開催

内容：コンテンツやアプリ等の企画及び  
作成によるプログラミング体験

### ○えひめ高校生プログラミングコンテスト

対象：高校生（個人又はチームでの参加）

内容：コンテンツやアプリ等を募集し、  
地元IT企業関係者による審査

審査：1次審査は書類審査、2次審査は  
プレゼンテーション審査

コンテスト出品希望の生徒へのテクニカルサポート

- ・地元IT企業SEとの座談会（2回）
- ・問合せフォームからウェブ上での相談体制

コンテスト参加者を作品提出まで伴走



生徒へのスキルアップ支援

## 2【教科「情報」担当教員強化プロジェクト】

### ○指導力向上セミナー

対象：「情報」免許保有教員（56名）

期間：2日間

内容：プログラミング等を用いた課題発  
見・解決学習に関する指導法

### ○教育用アプリの導入

- ・生徒1人1台端末を活用した学習環境整備
- ・全校導入による指導の教員間格差の是正、  
生徒の確かな学力の育成及び進路の保障

学習環境の充実による教員へのサポート



教員への支援





## 7 地元で活躍するグローバル人材育成事業費

令和7年度当初予算（案）  
予算額 50,761千円

テンブル大学ジャパンキャンパスとの連携や留学等を通して、体験的かつ高度な学びの機会を提供し、生徒の英語力と英語担当教師の授業力の向上を図るとともに、高校生等を対象に留学の報告や県内企業による情報提供等を実施して、留学への機運を醸成することにより、豊かな語学力・コミュニケーション能力を身に付けた、将来の愛媛を支える「グローバル人材」を育成する。

お問い合わせ先  
教育委員会事務局指導部  
高校教育課  
(089-912-2950)

|    |     |                                            |     |              |
|----|-----|--------------------------------------------|-----|--------------|
| 指標 | 施策  | 10 子どもたちの可能性を伸ばす多様な教育の提供                   | 現状値 | 82.0% (R5年度) |
|    |     | KGI 県立高校における夢や目標を持っている生徒の割合                | 目標値 | 84.0% (R8年度) |
|    | 細施策 | 10-3 夢を実現する学力・技術力の保障                       | 現状値 | 84.7% (R5年度) |
|    |     | KGI 各教科で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行った生徒の割合 | 目標値 | 91.0% (R8年度) |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                       |                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 事業イメージ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | KPI 英検2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合<br>(国の目標値 R9 30% 以上を目指す) | 現状値 19.1% (R5年度)<br>目標値 28.0% (R8年度) |
| 課題と方向性 | <p><b>（児童生徒）必要な情報を把握、自分の考えを話す・書く力の不足</b><br/>⇒ 個別最適な学びの機会の提供</p> <p><b>（生徒）高い英語力を有する生徒が少ない</b><br/>⇒ 海外教育機関等と連携した体験的かつ高度な学びの機会の提供</p> <p><b>（教師）英語担当教員の授業力向上の必要性</b><br/>⇒ 小・中・高連携による系統的な研修、海外教育機関等と連携した研修の実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                       |                                      |
|        | <p>児童生徒の英語力向上</p> <p>EILSの機能強化と拡充 小 中 高</p> <p>海外留学等への支援 小 中 高</p> <p>海外修学旅行の促進 中 高</p> <p>教師の授業力向上</p> <p>小中高連携での研修の実施 小 中 高</p> <p>校種別での研修の実施 小 中 高</p> <p>海外教育機関による研修への参加 高</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                       |                                      |
| 事業効果   | <p>グローバル人材育成への道筋</p> <p>基礎・基本 応用・実践</p> <p>EILS活用 国内留学・海外留学</p> <p>小5 小6 中1 中2 中3 高1 高2 高3</p> <p>小・中・高を一貫した系統的・段階的な児童生徒の英語力の伸長</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                       |                                      |
|        | <p>生徒の英語力向上</p> <p>1 えひめ版「国内留学プログラム」 2,539千円<br/>⇒ 対象：県立高校及び県立中等教育学校の生徒25名<br/>内容：テンブル大学ジャパンキャンパスでの英語学習プログラムに参加</p> <p>2 海外短期留学 30,000千円<br/>⇒ 対象：国際科等設置予定3校の生徒60名<br/>内容：2週間程度の海外留学を実施</p> <p>3 地元での活躍を促進する留学フェア 4,782千円<br/>⇒ 対象：留学に興味のある小・中・高校生等<br/>内容：留學生の体験報告や、海外展開している県内企業との情報交換等を実施</p> <p>4 海外修学旅行の促進 11,000千円<br/>⇒ 対象：海外修学旅行に参加する生徒のうち、パスポートを新規取得又は更新する生徒1,000名<br/>内容：海外での異文化理解、語学学習の機会を広げるためパスポート取得の費用を補助<br/>※松山空港国際線を利用したアウトバウンドの促進</p> <p>教師の授業力向上</p> <p>5 日本人英語教師スキルアップ研修プログラム 2,440千円<br/>⇒ 対象：県内の英語教育をリードする教師（高度な英語力を有する生徒への指導に対応できる教師）10名<br/>内容：テンブル大学ジャパンキャンパスによる研修プログラムを受講<br/>対面セミナー3回 ビデオレクチャー6回</p> |                                                       |                                      |

## 令和7年度「ソーシャルチャレンジ for High School事業」の概要

### 1 目的

社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代となる中、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。さらに、学習指導要領においては「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を生徒に育むことが求められている。

そこで、地域の課題について地域社会と連携しながら解決を図る体験的な活動を通して、いつまでも安心・安全に住み続けられる街づくりや、地域に生きる主権者として望ましい合意形成の在り方等について、深く考える姿勢を育成するとともに、持続可能な社会の実現に向け、地域社会で主体的に活動できる人材の育成を目的とする。

### 2 事業の内容

全ての県立高等学校及び中等教育学校において、高校生が、地域の課題について地域社会と連携しながら解決を図る体験的な活動を実践するとともに、愛媛で働く魅力の発信、主権者教育、多世代交流等の様々な活動を行うことにより、地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材を育成する。

#### (1) 地域の課題解決プロジェクト

##### ア 実施校（期間1年）

県立高等学校・中等教育学校（全日制課程）54校（分校7校を含む。）

##### イ 活動内容（1校当たり事業経費：3学年9学級以上の学校年間38.0万円程度、3学年8学級以下の学校年間22.6万円程度）

##### (ア) 課題解決に向けた研究活動

全ての生徒が地域課題とその解決策について学習する。また、生徒が考えたアイデアを基に、地元大学や企業等、地域と連携・協働しながら、SDGsへの取組や地方創生等の現代社会の課題解決に向けた活動を実施する。

##### (実践例)

- ・地域観光ガイドの企画・実践
- ・地域町おこしイベントの企画・開催
- ・地元企業と連携した起業家精神を育成する取組
- ・SDGs達成に向けた地元企業やNPO法人と連携した取組
- ・環境保全や自然保護に向けた大学と連携した取組
- ・特産品普及に向けた高校生からの提案・実践 など

##### (イ) 高校生による地域の魅力再発見・PR動画の作成

各学校において、高校生の目線で、愛媛で暮らすことや、働くことの意義を再発見し、地域の魅力を発信するPR動画を作成する。

##### (実践例)

- ・地域に根ざした企業等におけるSDGsの実現に向けた取組の紹介
- ・地元Uターン就職者等へのインタビュー動画の作成
- ・ダンス・パフォーマンス等による観光PR動画の作成 など

##### (ウ) 成果発表及び成果普及

##### a えひめスーパーハイスクールコンソーシアムの開催（東中南予3地区）

「スーパーサイエンスハイスクール」の指定校による成果発表や、県立高校等における先進的な教育活動の報告、意見交換等を通して、研究成果の普及と深化を図るとともに、主体的に学び地域課題の解決に取り組もうとする気運を醸成する。

また、本コンソーシアムを、中学生や保護者、地域、教育関係者に公開して、各校の特色ある取組を紹介し、本県県立高校で学ぶ魅力を伝える。

##### ○日時・場所

- ・東予 令和8年1月27日（火） 西条市総合文化会館
- ・中予 令和8年1月19日（月） 県民文化会館
- ・南予 令和8年1月22日（木） 大洲市民会館

##### b 課題解決コンテスト「ソーシャルチャレンジグランプリ」での成果発表

- ・全ての学校が、課題解決に向けた研究活動の成果をまとめ、一次審査（書面）に応募（11月）

- ・東中南予地区でそれぞれ3校、計9校の優秀校を選出（12月）

- ・優秀校は、各地区で開催する「えひめスーパーハイスクールコンソーシアム」において実践発表を行うとともに、パネルディスカッションのパネリストとして参加

- ・優秀校のうち、最優秀校1校を後日決定する。

##### c えひめスーパーハイスクールコンソーシアム特設ホームページへの掲載

- ・えひめスーパーハイスクールコンソーシアム特設ホームページに、PR動画を掲載する。

#### (2) 社会共生プロジェクト

##### ア 主権者・消費者教育プログラム

##### (ア) 実施校（期間1年）

県立高等学校・中等教育学校（全日制・定時制・通信制課程、専攻科）延べ66校（分校8校を含む。）

##### (イ) 活動内容（1校当たり事業経費：年間1.5万円程度）

民法改正により令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、主権者教育・消費者教育の指導方法について、更に研究を深め、地域社会に生きる主権者・消費者として、自ら考え行動できる人材の育成を図る取組を推進し、生徒の政治的教養や消費者としての意識の高揚を図る。

(実践例)

- ・選挙管理委員会関係者、NPO法人、消費生活センター等と連携した講演、講座やその後の討論の実施、模擬投票や模擬議会の実施
- ・市町等と連携した地域の課題現場の見学と報告会等の実施
- ・1人1台端末を活用した、定期的なオンライン討論会の実施 など

イ 多世代交流プログラム

(ア) 実施校(期間1年)

県立高等学校・中等教育学校(全日制課程)54校(分校7校を含む。)

(イ) 活動内容(1校当たり事業経費:年間5.3万円程度)

高校生が、保育所や高齢者施設において、幅広い世代と交流し、地域の人々と心でつながる活動を企画・実践することを通して、他者を思いやるとともに、自己を肯定する豊かな心を持つ生徒を育成する。

なお、全ての高校生が在学中、1回以上幼児等又は高齢者との交流活動を体験する。

(実践例)

- ・高齢者介護施設での交流や幼児との農業体験を通じた交流
- ・保育園児や高齢者施設利用者一人一人とのオンライン交流の実施 など

# みらいの学び地域産業人材育成事業費の概要

## 1 目 的

これまで、連携を深めてきた地域や産業界の人的・物的資源を最大限に活用し、全ての職業学科において新たなプログラムを実施し、県内企業への理解を深める取組を通して、将来、地域産業を支える専門的職業人を育成し、地域産業の発展や、若者の定着を推進する。

## 2 実施校

県内の職業学科・総合学科を設置する県立学校のうち 32 校

## 3 事業内容

### (1) 商業 9校 (3,770 千円)

(三島、新居浜商、西条、今治北、松山商、東温、大洲、八幡浜、宇和島東)

#### ア 高度資格試験合格プログラム

松山商業高校を会場に、各校から生徒 6 名程度が参加し、高度資格取得のための特別授業をすることで、公認会計士等の職業人をを目指す。

①実施例：税理士等による講演、講義

②実施回数：年 6 回程度

#### イ ソーシャルメディアを活用した地元企業のプロモーション動画の作成

商業高校生が、Instagram や TikTok などのソーシャルメディアを活用し、企業や商品の魅力を発信するプロモーション動画を作成する過程を通して、「地元企業の商品や歴史」や「その商品を開発に至った背景」「商品に対する企業の思い」などのストーリーを学ぶとともに、「新規顧客数の変化」「顧客単価の変化」「既存顧客のリピート率の変化」など、ビジネスの現場で求められる実践力や、実社会で役に立つスキルを身に付ける。

①実施例：地元企業のプロモーション動画の作成

②実施回数：年 4 回程度

#### ウ 商品開発プログラム

地元の事業所と連携し、市場調査によるニーズの把握などを行い、地域の特産品を活用した商品開発をすることで、マネジメント能力を身に付ける。

①実施例：地域資源を活用した商品の開発と販売

②実施回数：年 5 回程度（学校での指導 3 回、事業所での指導 2 回）

### (2) 工業 7校 (10,400 千円)

(新居浜工業、東予、今治工業、松山南砥部、松山工業、八幡浜工業、吉田)

#### ア 企業技術者等による「匠の技教室」や講演

○企業技術者等を学校に招へいし、実技指導や講演を実施していただき、実践的な技能を学ぶとともに、仕事に取り組む姿勢などを身に付ける。

①実施例：電子機器組立て、建築大工、配管工事等の実技指導

②実施回数：26 学科 2 回

○デジタル制御のマシニングセンタや 3D プリンタを利用した最先端技術の習得 等

#### イ ロボット教育プログラム

ロボット製作における一連の工程を学習することにより、設計、加工技術、プログラミング、制御技術等の総合的な知識・技術を習得させ、実社会での実践力を身に付ける。

①実践例：ロボットの製作、ロボット競技大会等への出場

②実施日数：課題研究等において通年で実施

#### ウ 「匠の技 PRO」教員の技術力向上

工業科教員が、企業技術者等から、現場で必要な作業手順や効率的な加工技術を習得するとともに、最先端技術や実践的な知識・技術の習得を図る。

①実施例：溶接、旋盤、測量、電気工事、化学検査等の実技指導

②実施回数：年 1 回程度

## エ デュアルシステム

地元企業で週 1 回程度の就業体験を継続的に行うことにより、生徒の実践力の向上や勤労観・職業観の育成を図る。

①実施例：鉄工所での機械加工や溶接作業、電気工事会社での屋内配線等

②実施日数：5～12 月の 15 日程度

## オ 企業と工業高校生によるマッチングフェア

企業ごとにブースを設け、生徒が興味のある企業の説明を受けることで、地元企業とのマッチングを推進し、地域を担うことができる工業技術者の育成を図る。

①実施例：体育館等に 15 社程度の企業ブースを設け、2、3 社の説明を受ける。

②実施回数：年 1 回

③マッチング推進アドバイザー：3 名（企業 2 名、産業支援機構 1 名）を委嘱し、マッチングフェアへの協力、マッチング推進のための助言をいただく。

## カ 工業における関連企業等の体験研修

各学科の学習内容に関連した優れた技術力や経営力を有する県内企業を訪問し、最先端技術等に触れることで、生徒の学習意欲を喚起するとともに、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力の育成を図る。

工業（新工 5、東予 3、今工 5、松南砥部 2、松工 8、八工 2、吉田 2）27 クラス

①実施学年：1 年生 ②実施回数：年 1 回程度

## (3) 水産 1 校（408 千円）（宇和島水産）

### ア 漁家、水産食品会社等による講演会及び実技指導

県内の篤漁家や水産食品会社の方を学校に招へいし、漁業の栽培技術、水産食品の加工技術や、経営方法についての講演や実技指導、水産業を将来の職業の一つとして考える機会とする。

①実施例：水産食品加工会社関係者や「愛顔のえひめ農林水産人」の漁家

②実施時期：5 月、9 月 ③実施回数：年 4 回

### イ 気候変動等により希少となった価値のある魚類養殖の研究

○タブレットを活用した養殖生産管理技術の習得 等

○漁獲量の低下している魚類や高級魚等の養殖技術の確立

### ウ 地域水産物を活用した 6 次産業化の取組と魚食教育の普及活動

○地域企業等と連携し、地域の水産物を活用した 6 次産業化に取り組み、新たな水産業の可能性を学ぶ。

①実施例：地域の水産物（ブリ、マダイ等）を活用した缶詰の製造

②連携先：地元漁協、水産食品会社

○地域漁協と連携した、小・中学生への魚食教育の普及

### エ 水産科における関連企業等の体験研修

各学科の学習内容に関連した優れた技術力や経営力を有する県内企業を訪問し、最先端技術等に触れることで、生徒の学習意欲を喚起するとともに、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力の育成を図る。

水産科 1 校

①実施学年：1 年生 ②実施回数：年 1 回程度

## (4) 農業等 12 校（5,839 千円）

### ア 農業等 5 校（西条農業、丹原、伊予農業、川之石、南宇和）

グローバル GAP を実践している 5 校のモデル校が、更に、グローバルな視点と経営感覚を持った人材育成を図るため、GAP 認証農作物を活用した商品開発や海外輸出等に取り組む。また、モデル校の活動内容を広く県内農業科等へ普及し、地域農業の発展に寄与する人材を育成する。

#### (ア) グローバル GAP 認証取得審査

地域のモデル校となる GAP 認証取得（継続審査）のための取組

①実施例：各農場において、農業生産工程管理（GAP）について国際認証を取得



する。

②実施時期：各農産物の収穫時期に行う。

(イ) G A P 認証取得に向けた実践力向上についての講演

G A P を実践している農業経営者やG A P 指導員に、学校の農場で実際に指導をしていただき、レベルアップを図る。

①実施例：リスク管理（記録等）の指導

②実施時期：各農産物の収穫時期に行う。 ③実施回数：年 2 回

(ウ) G A P 認証農作物を活用した商品開発や海外輸出等の実践

①実施例：商品開発・海外輸出への挑戦

②連携先：県食ブランドマーケティング課等

(エ) 土壌及び水質の調査、農産物の品質調査

国際水準を満たした農場を学ぶ。

①実施例：各農場の土壌及び水質の調査や農産物の品質調査を行う。

②連携先：各関係機関（県農林水産研究所等）

イ 農業 7 校（今治南・上浮穴・大洲農・宇和・野村・北宇和・北宇和三間）

モデル校の農場でのG A P 学習会に参加し、G A P 教育の推進を図る。（年 2 回）

ウ 農業における関連企業等の体験研修

各学科の学習内容に関連した優れた技術力や経営力を有する県内企業を訪問し、最先端技術等に触れることで、生徒の学習意欲を喚起するとともに、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力の育成を図る。

農業等 12 校

①実施学年：1 年生 ②実施回数：年 1 回程度

エ 農業用ドローン等の最先端技術を活用した実習によるスマート農業に対応した人材の育成を図る。

## (5) 家庭 1 校（411 千円）（小松）

衣食住に関連した伝統産業及び生活文化への理解を深める取組を通して、専門分野における知識・技術を身に付け、勤労観や職業観を醸成し、自己の進路選択に主体的に取り組む生徒の育成を図る。

ア 衣・食・住の技術指導者による講演、実技指導

衣・食・住の各分野の専門家による講演・最先端技術の指導や、地域の特産や伝統工芸品を活用した商品開発

イ 地域の小・中学生と協同して実施する、地域の特産物や伝統・文化を活用したワークショップの実施

ウ サステナブルな商品の開発

地域の小・中学生と協働して実施する、地産地消を意識したサステナブルな商品の開発

エ 関連企業等における職場体験研修

地域の企業（外食産業、伝統工芸品等）の施設見学

地域の小・中学生への情報発信

## (6) 福祉 3 校（1,196 千円）（新居浜南、北条、川之石）

ア 高校生×地域 福祉サミット 202X：高校生と事業所の関係交流

関係産業における技術者による講演会や講義を通して、専門分野における卓越した技術の習得に加え、勤労観や職業観を醸成し、自己の進路選択に主体的に取り組む生徒の育成を図る。

○福祉を学ぶ 3 校が集い、関係産業における技術者による講演会や講義、有識者とのパネルディスカッション等を通して福祉の魅力を再発見

○地域の小・中学生への福祉の魅力発信

イ 関連企業等の見学

介護関係の商品開発を行う、独自の開発力、企画力を有する企業、先進的な取組を行

っている福祉施設等を見学することで、生徒の学習意欲の喚起を図るとともに、学科の学びを生かし、地域の福祉を担う職業人の育成を図る。

○地域の企業、福祉施設（高齢者施設及び障がい者福祉施設）の施設見学

介護ロボット、見守りセンサー等、最先端の福祉機器を用いた、高度な介護技術の習得 等

①実施例：介護機器メーカー、住宅産業によるモデルハウス、介護ロボットを導入している施設等

②実施学年：2年生 ③実施回数：年1回程度

## えひめキャリア教育推進事業実施要項

### 1 目的

学習指導要領では、生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることが明示された。

本事業では、インターンシップや人材育成講座を通して、将来、地域で活躍する姿を生徒自身に描かせることで、生徒一人一人の進学・就職に向けた主体的なキャリアプランニングを推進する。また、キャリア・パスポートの活用を充実させ、自己実現に向けたPDCAサイクルを確立し、主体的に自己の将来を見通したキャリアプランを設計する生徒を育成する。さらに、新規卒業就職者に対して、卒業後のフォローを行うことで離職率の低減を図る。

### 2 対象校

全日制課程 54 校(分校を含む)

### 3 実施内容

#### (1) キャリアプランニングの推進(全ての学校)

生徒が、キャリア教育に係る活動の記録を「キャリア・パスポート」に蓄積し、振り返る活動を実践し、自己実現に向けたPDCAサイクルを確立する。学校が、取組を通して、主体的に自己の将来を見通したキャリアプランを設計する生徒を育成する。

##### ア キャリアプランニング推進委員会の設置

校長、教職員等から構成される委員会を設置し、主体的なキャリアプランニングを促すための、キャリア教育の全体計画及び年間指導計画を作成する。また、生徒に身に付けさせたい力を明確にして各校が作成する「キャリア・パスポート」を活用し、生徒が学んだことを振り返りながら、学習や生活への意欲につなげたり、将来を考えたりする活動を実践する。

※各校作成の「キャリア・パスポート」を参考に、既存の「キャリア・パスポート」を各地域・各校の実態に合わせて改良し、活動の記録及び振り返りをさせること。提出については、「6 計画書・報告書等の提出」を参照のこと。

##### イ インターンシップ、アカデミック・インターンシップ

事業所等におけるインターンシップ(大学等の専門機関で実施するアカデミック・インターンシップを含む。)を実施することで、職業への理解を深める。

##### ウ 人材育成講座

地域で活躍する方を講師とする講座(年2回)を実施する。講師は、各校の実態に応じて、地域や産業界等から人選する。生徒一人一人の進学・就職、その後の人生を見据えたキャリアプランの意識の向上を図る。

講師の例：Uターン就職して地元企業で働いているOB、県内各研究機関等で活躍する研究員、県庁職員・市町役所職員、農・工・商業関係従事者、芸術家、県外からの移住者 など

#### (2) 新規卒業就職者へのフォローアップ(就職者のいる全ての学校)

新規卒業就職者に対して、卒業後のフォローアップを実施するなど、安心して働くための支援を通して、高校生の地元定着の増加を図る。

##### ア 職業状況確認アンケートの実施及び教職員による就職先訪問

県内に就職した新規卒業生全員を対象に5月～7月に実施し、結果に応じて企業訪問を行う。

※文例を参考に、アンケートを行うこと。8月にアンケート結果を調査する予定

##### イ 就業状況調査

就職者全員に対して、卒業後3年間行い、就業状況を把握するとともに、離職者に対しては、公的機関と連携し情報提供を行う。

※令和8年2月頃に詳細を通知する予定

#### 4 実施上の留意点

- ハローワーク・ジョブカフェ愛 work、地域・産業界(スゴ技データベース活用)、大学・研究機関等との連携を図ること。
- 実施内容については、「高等学校キャリア教育の手引き」等を参考にすること。
- 学校ホームページへの掲載については、実施状況等を随時掲載することとする。なお、ホームページに掲載する写真等については、個人情報やプライバシーなどに配慮するとともに、肖像権等に係るものについては、使用許諾を得たものを使用すること。

#### 5 経費交付基準

| 対象校  |                            | 県立高等学校・県立中等教育学校(全日制)<br>54校                                 |
|------|----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 指定期間 |                            | 3年間(R7～R9)                                                  |
| ①    | 職業状況確認アンケート<br>教職員による就職先訪問 | ・役務費(アンケート実施)<br>110円×就職者数×2(別表のとおり)<br>・旅費(就職先訪問) 別表を基準とする |
| ②    | インターンシップ                   | ・旅費(教員巡回旅費等) 5,400円程度<br>・役務費(電話料、切手代等) 4,000円程度            |
| ③    | 人材育成講座                     | ・報償費(講師謝金) 6,000円程度<br>・旅費(講師旅費) 6,200円程度                   |

注 講師謝金については、1名につき6,000円(1時間当たり)とする。ただし、県職員については、原則として支給しないので注意すること。

注 中等教育学校においては、「えひめジョブチャレンジU-15事業」の巡回旅費を計上してもよい。

注 人材育成講座の講師旅費については、高等学校管理費で令達するので注意すること。

#### 6 計画書・報告書等の提出

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| ア 実施計画書及び事業予算書(様式1)        | 提出期限 令和7年5月9日(金) |
| イ 「キャリア・パスポート」(PDFファイルで提出) | 提出期限 令和7年5月9日(金) |
| ウ 実施報告書及び事業決算書(様式2)        | 提出期限 令和8年3月5日(木) |

#### 7 その他

実施については、予算事務担当者と十分連携をとり、予算執行上、遺漏のないように注意すること。なお、年度途中において、事業の実施にかかる経費の不足等が判明した場合は、速やかに高校教育課事業担当者へ連絡すること。

## 英語ディベート指導研究委員会

### 1 目的

情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成に向けて、技能統合型の言語活動や即興性を伴う言語活動を活性化するための指導方法など、様々な教授法について研究するとともに、英語ディベートに関する指導に必要な知識・技能を普及することにより、本県生徒の英語ディベート力の向上を図る。

### 2 対象

英語ディベート・コンテスト開催に必要とする 20 名程度

### 3 会場

松山市内の公共施設（えひめ青少年ふれあいセンター）等

### 4 実施内容

| ワークショップ            | 内容                                                     |
|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 第 1 回WS<br>(6 月下旬) | ○研究協議①（事前課題について）<br>○全国大会論題解説<br>○大学教授等による講義・演習 など     |
| 第 2 回WS<br>(9 月上旬) | ○研究協議②（自校研修・研究報告書の作成について）<br>○全国大会論題研究<br>○授業実践事例発表 など |
| 第 3 回WS<br>(9 月下旬) | ○有識者等によるジャッジ技能講習会<br>○模擬試合演習・フィードバック                   |

(参考) R 6 年度論題（全国大会・県大会共通）

Resolved: That the Japanese government should abolish all nuclear power plants in Japan.（日本政府は、原子力発電所を全て廃止すべきである。是か非か。）

### 5 その他

同研究委員（英語担当教員）は、11 月上旬に開催される「高校生英語ディベート・コンテスト」において、ジャッジを務める。

## 高校生英語ディベート・コンテスト実施要項

### 1 目 的

英語によるディベート大会を通して、英語によるコミュニケーション能力を向上させ、論理的思考力や批判的思考力を養うとともに、英語を学ぶ意欲を更に高める。

2 主 催 愛媛県教育委員会

3 期 日 11月頃

4 会 場 えひめ青少年ふれあいセンター

5 対 象 県内の高等学校在学者、高等専門学校1～3年生及び中等教育学校の4～6年生

|       |             |                |
|-------|-------------|----------------|
| 6 日 程 | 9:00～ 9:30  | 受付（審査員打合せ）     |
|       | 9:30～ 9:55  | 開会行事           |
|       | 10:10～10:50 | 予選 第1試合        |
|       | 11:05～11:45 | 予選 第2試合        |
|       | 12:00～12:40 | 予選 第3試合        |
|       | 12:40～13:30 | 昼食             |
|       | 13:30～13:40 | 予選成績発表         |
|       | 13:50～14:30 | 決勝トーナメント 準々決勝戦 |
|       | 14:45～15:25 | 決勝トーナメント 準決勝戦  |
|       | 15:40～16:20 | 決勝トーナメント 決勝戦   |
|       | 16:20～16:40 | 交流活動           |
|       | 16:40～17:00 | 閉会行事           |

### 7 論 題

一般社団法人全国高校英語ディベート連盟が開催する、全国高校英語ディベート大会に準ずる。

8 大会規則 原則、全国高校英語ディベート大会に準ずる。

9 表 彰 優勝、準優勝、ベスト・ディベーター賞（1名）

### 10 全国大会

(1) 優勝校及び準優勝校には、全国高校生英語ディベート大会への出場権を与える。

(2) 全国大会への旅費及び参加費等については、各校で対応すること。

### 11 そ の 他

(1) 試合形式以外は、原則として全国高校英語ディベート連盟のルールに準ずる。

(2) 引率教員は全日程が終了するまでコンテストの運営（ジャッジ等）に協力することとし、試合に出場していない生徒は、各試合の司会や計時を担当するものとする。



## 高校生海外留学補助金の支給の概要

### 1 目的

国際化が加速する現在、豊かな語学力・コミュニケーション能力や、異文化を理解し、他国の人々と共生することのできる態度・能力を身に付けた、国際的に活躍できる「グローバル人材」を継続的に育成していくことが求められている。

そこで、文部科学省の「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）」の活用により、高校生が積極的に海外留学へチャレンジすることの支援を行うことで、コミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進を図り、もって将来の愛媛の発展を支えるグローバル人材育成の推進を図る。

### 2 概要

#### ○高校生海外留学補助金の支給

- ・対象 県内の県立学校、国・私立高校に在籍する生徒
- ・人数 原則 10 日以上 1 か月未満 80 名（4 校×20 名）
- ・補助金 原則 10 日以上 1 か月未満 一人当たり 6 万円
- ・留学先 海外の正規の後期中等教育機関、語学学校 等
- ・留学期間 原則 10 日以上 1 か月未満
- ・選考 選考委員会において、応募資格を満たす出願者から補助金を交付する者を決定する。
- ・報告書 留学した者は、留学終了後に報告書を作成し、県教育委員会に提出する。

## えひめ水産業次世代人材育成事業概要

### 1 目的

南予の水産業の発展を目指して、次世代の水産業を担う人材を育成する。特に、水産養殖業及び食品産業の分野を中心に地域と連携・協働を通して、地域の課題を理解し、解決するために主体的に行動できる力の習得に努め、高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた職業人を育成する。

### 2 事業内容

#### (1) 次世代人材育成に向けた連携体制の構築

- ア 水産業コーディネーターの配置 1 名  
産業界等と教育界が連携した産業人材育成のための連携内容について双方のコミュニケーションをサポートできる人材を配置
- イ 事業運営委員会の設置 14 名  
事業運営委員会を設置し、産業界と教育界の人材育成における共通目標の設定及びそれを達成する連携体制の構築の在り方、教育充実の具体的方策等について検討（大学関係者、水産関連産業、漁業協同組合、市、教育委員会を想定）
- ウ コンソーシアムの設置 20 名  
地域内の多様な産業分野における産官学金コンソーシアムを構築することで、企業と学校とが連携した教育活動を行うとともに、地元への就職を推進する仕組みづくり（持続可能な仕組み）を検討  
産：水産養殖会社、水産加工会社、水産食品会社 など  
官：市、大日本水産会、食品認定機構、食品衛生協会 など  
学：愛媛大学、北里大学、東海大学、専門学校 など  
金：商工会議所、金融機関、経営研究所、税理士事務所 など

#### (2) 水産高校の教育内容の改革

- ア 企業等技術者から生徒や教員への技術的な支援
  - 講演・技術指導  
水産資源や生態系などに配慮した環境にやさしい方法で行われている漁業や養殖業で生産された水産物の証である水産エコラベル取得に関する講演・実技指導など
  - 県内企業等見学  
養殖、水産食品会社等の見学を通して、県内水産業の魅力を発見する。
- イ 本科水産増殖科・水産食品科での高度な実践
  - 輸出可能な水産物の研究  
世界各地の魚食の嗜好性を研究し、輸出可能な製品を企業へ提案、水産関連英語の学習を行うことで、海外で活躍する人材を育成する。
  - えひめの水産物の魅力発信  
フィッシュガール等による地域水産物の魅力発信
  - 国内外企業等見学  
先進的な県外企業へ視察研修したり、海外へ展開している企業へ視察研修したりすることで地域水産業界の持続的な発展に向けて必要な基盤となる資質を養う。
- ウ 水産増殖系専攻科の新しい研究
  - スマート水産業（ICT を活用した飼育管理）  
ICT を活用した陸上・海面養殖に取り組んでいる企業と連携した研究
  - 海外輸出に向けた水産加工品の研究  
水産食品製造における高度化（HACCP）・DX 化に取り組んでいる企業と連携した研究
  - 6 次産業化（養殖⇒加工⇒マーケティング・流通）の研究  
食品開発部門担当者を講師として招へいした商品開発の研究

## スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の概要

### 【西条高校】（平成 30 年度～ 2 期目）

#### 1 研究目的

SDGs の達成に向けて、科学技術イノベーションを担い、地域に貢献し、世界で活躍できる生徒を育成する。SDGs の視点を踏まえて、課題研究を中心とするカリキュラムの研究開発と、地域との連携及び大学・研究機関との連携による教育プログラムの研究開発に取り組む。

#### 2 研究開発課題 「SDGs の達成に向けて科学技術イノベーションを担う生徒の育成 ―地域発着の視座から―」（令和 5 年度から）

#### 3 研究の概要

- (1) SDGs の視点を踏まえた学校設定科目「有法子」「ベーシックサイエンス」「マルチサイエンスⅠ」「マルチサイエンスⅡ」による全校生徒での研究開発の実施。
- (2) 理数系教科・科目を中心に、SSH のねらいを踏まえた授業改善への取組。
- (3) 「SDGs 未来都市」「自治体SDGs モデル事業」の指定を受けた西条市、地域や国内外の大学・研究機関等とSDGs の視点を生かした連携。
- (4) 地域及び大学・研究機関との連携による教育プログラムの研究開発。
- (5) 県外及び海外の大学・研究機関等との連携（関西研修・関東研修・ハワイ・スタディーツアー）。
- (6) ルーブリック評価、IGS 社の「AiGROW」によるジェネリックスキル評価などによる客観的な検証。

### 【松山南高校】（平成 14 年度～ 6 期目）

#### 1 研究目的

産学連携、大学接続、地域連携型のSTEAM教育及び課題研究を行い、学びのSTEAM化やデジタル技術の活用を推進し、生徒・教職員が一体となって培ってきた「新時代対応型課題発見・解決能力」「先進的課題発見・解決能力」「地域貢献・社会還元能力」の3つの力に加えて「創造力」を育むことで、未来創造型科学技術人材の育成を図る。

#### 2 研究開発課題 「Society5.0 の実現に向けた未来創造型科学技術人材の育成 ―STEAM教育とデータサイエンスの推進―」（令和 5 年度から）

#### 3 研究の概要

- (1) 学校設定科目「STEAM探究」「スーパーサイエンス」の設置、教科等横断型授業やプログラミング教材の活用による学びのSTEAM化を中心とした創造的な探究活動の実施。
- (2) データサイエンスを基盤とした産学連携型課題研究や大学接続型課題研究の推進。
- (3) 外国の連携校との国際科学交流や国際共同研究の継続、国際性の育成。
- (4) アドバンストサイエンスプログラムの推進、地域の理数教育のレベルアップ。
- (5) 独自に開発した Index 評価法での事業改善、LIPHARE を活用した課題発見・解決能力の分析。

### 【宇和島東高校】（平成 25 年度～ 3 期目）

#### 1 研究目的

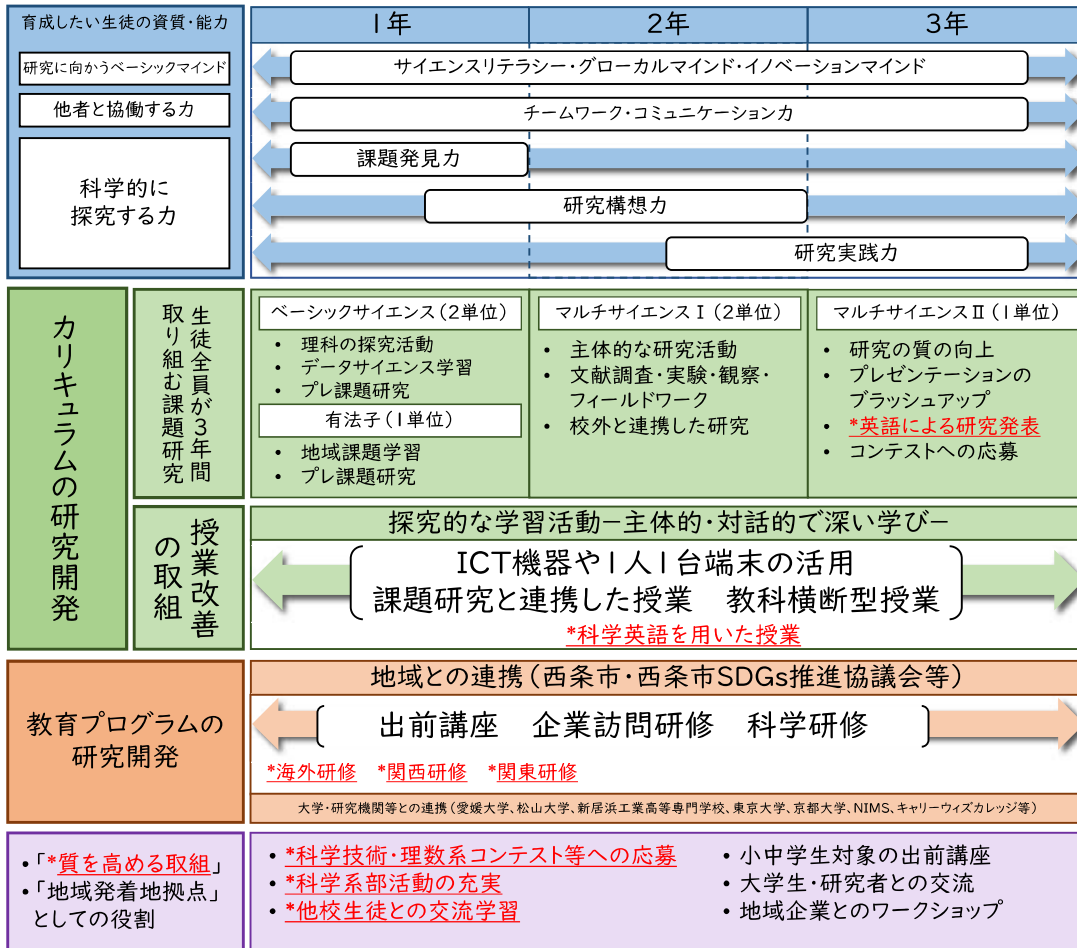
国内外の大学や研究機関、企業、行政等と連携し、STREAM型課題研究、先端科学技術に関する探究活動、国際共同研究・国際性育成、高大接続・高大連携、サイエンスネットワーク構築等に取り組み、イノベーション人材に必要な課題発見力・科学的探究力、多面的思考力・独創的創造力、協働力・コミュニケーション力を育成する。

#### 2 研究開発課題 「地域の未来を科学的に創造するイノベーション人材育成のための 宇東STREAM」（令和 5 年度から）

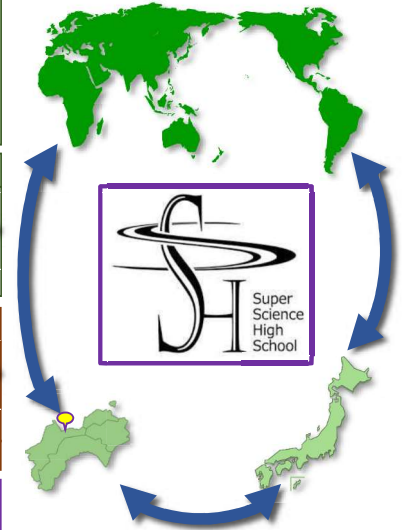
#### 3 研究の概要

- (1) STEAM教育にロボット・データサイエンスの考えを融合させた宇東STREAMの研究開発。
- (2) 複数の国の生徒と取り組む国際共同研究の実践による高いレベルの国際性の育成。
- (3) 最先端科学に関する探究活動によるキャリアデザインの確立。
- (4) 愛媛大学研究室体験研修などの高大接続・高大連携の充実。
- (5) 先導的SSH校などから継続的な課題研究支援が得られるサイエンスネットワークの構築。
- (6) 各教科の学びと課題研究の学びをつなげる授業改善の実施。
- (7) 事業改善に向けた客観的評価システムの開発。

# SDGsの達成に向けて科学技術イノベーションを担う生徒の育成ー地域発着の視座からー



Science  
Technology  
Innovation  
Global Leader



Society5.0の実現に向けた

## 未来創造型科学技術人材の育成

—STEAM教育とデータサイエンスの推進—

## Generalist

新しい価値を創生する  
人材の育成

## STEAM探究

新時代対応型

課題発見・解決能力

## Specialist

ハイレベル科学技術  
人材の育成

## スーパーサイエンス

先進的

課題発見・解決能力

## Leadership

地域の理数教育の  
レベルアップ

## アドバンストサイエンス

プログラム

地域貢献・社会還元能力

## ★実社会での課題を発見し、解決する資質・能力の育成（教科等横断型授業の実践）★

- ・教科等横断型授業を通して実社会における課題を発見し、その解決に向けた課題研究の実践
- ・年間指導計画に位置付けたカリキュラムマネジメントおよび観点別評価の在り方について研究
- ・年3回以上の公開授業・授業研究会を実施するとともに、他校からの視察研修をコーディネート

## ★プログラミング教材を活用し、多面的に学び、考える力の育成（学びのSTEAM化）★

- ・レゴSPIKEプライムを用いたSTEAM学習の実践（教科等横断型授業において全校生徒が履修）
- ・3Dプリンターを活用した課題研究の実践、および校内STEAM造形コンテストの開催
- ・VEX Robotics を活用したSTEAMロボティクス教育の実践（Maryknoll High Schoolとの連携）

## ★産学連携・高大連携によるデータサイエンスの推進（デジタル技術の活用）★

- ・産学連携によるデータ利活用型課題研究の実践（STEAM探究）、およびアイデア系コンテストへの挑戦
- ・愛媛大学データサイエンスセンターとの高大連携を強化し、統計的データ分析を取り入れた異分野融合型課題研究の実践（スーパーサイエンス）、および国際科学系コンテストへの挑戦

## ★国際性育成事業★

- ・ハワイ大学とのSTEAM交流事業の開催
- ・データ利活用型の英語ディベートコンテストに挑戦
- ・国内外の国際交流関連事業への参加・課題研究発表

## ★国際共同研究(台湾・アメリカ)★

- ・Waipahu High School（水環境）
- ・台湾建國高級中学（英語プレゼン発表会）
- ・Glastonbury High School（コネチカット大学・萬井知康氏による共同研究指導）

## ★科学系研修会・STEAM交流会★

- ・高校生および教職員を対象とした科学研究研修会、えひめサイエンスチャレンジを開催・運営
- ・小中学生対象のSTEAM交流会を開催（レゴSPIKEプライムを活用した実習講座）

## —第5期までの主な成果—

- ・学校設定科目「データサイエンス」によるデータ利活用人材育成（データ利活用率70%以上）
- ・産学連携型課題研究の実践（データマーケティング講座）

愛媛県統計グラフコンクール  
学校賞(R3・R4)

- ・卒業生メンターを活用した大学接続型課題研究の実践（松南課題研究Grade-upプログラム）
- ・国際科学系コンテスト出品率（理数科）85.0%

神奈川大学全国高校生理科・  
科学論文大賞団体奨励賞(R2)

- ・管理機関と連携したプログラムで成果を普及（科学研究研修会後の参加者出品率86%）
- ・教科等横断型授業の実践（年間1回以上／教員）

文部科学大臣優秀教職員  
表彰(R3)

【コンテスト】 アイデア系コンテストへの出品率35.7%（←第4期27.2%）・受賞率21.3%（←第4期14.3%）  
（受賞例：「ISLP International Poster Competition 2020-2021」国際統計ポスターコンペティション日本代表）

【評価と検証】 独自開発した指数（Advanced Science Index）による事業の客観的評価・事業改善  
（事業達成率：令和2年度62.5%、令和3年度72.5%、令和4年度78.3%）



## 地域の未来を科学的に創造するイノベーション人材育成のための宇東STREAM

「STREAM」 = Regional Problems × STEAM × Robotics

地域課題解決に向けて、STEAM教育にロボット・データサイエンスの考え方を  
融合させた宇東STREAMの研究開発

「人とつながる・世界とつながる・未来とつながる」



《育てたい生徒像》 豊かな独創性や創造性、科学的探究力で新しい時代を切り拓くイノベーション人材

課題発見力・科学的探究力

多面的思考力・独創的創造力

協働力・コミュニケーション力

## ①STREAM型課題研究

学校設定教科スーパーサイエンス  
3年間継続した課題研究STREAM探究基礎  
第1学年理数科・普通科2単位STREAM  
探究Ⅰ  
第2学年理数科・普通科理系  
2単位グローバル  
探究Ⅰ  
第2学年普通科文系  
1単位STREAM  
探究Ⅱ  
第3学年理数科・普通科理系  
1単位グローバル  
探究Ⅱ  
第3学年普通科文系  
1単位STREAM探究・GL探究で行う  
創造性、データ利活用力の育成

【地域課題探究プログラム Regional Future Design】

- ・南海トラフ地震事前復興デザイン探究  
(東京大学・愛媛大学と連携)
- ・地域課題解決ロボットアイデア探究  
(THK株式会社と連携)
- ・地域課題解決データサイエンス探究  
(愛媛大学データサイエンスセンターと連携)
- ・データサイエンス講演会  
(滋賀大学データサイエンス学部と連携)

## ②国際共同研究・国際性育成

- ・マレーシア、アメリカの連携高校とSDGsに関する  
国際共同研究の実施・研究発表
- ・教育用動画SNS(Flipgrid)活用で継続的な研究
- ・マレーシア・シンガポール海外研修
- ・課題研究の英語プレゼンテーション発表
- ・愛媛大学留学生との英語ディスカッション
- ・ハワイの高校と行う探究型プログラム開発

## ③先端科学技術に関する探究活動

産学連携先端科学技術探究

STREAM探究応用(学校設定科目)  
(理数科2年生)

- ・愛媛大学農学部と連携した植物工場探究
- ・企業と連携した自動収穫ロボット探究
- ・遠隔医療支援システム探究
- ・ロボットプログラミング探究
- ・インポリュート曲線探究
- ・STREAMアイデア創生探究
- ・オールイングリッシュによる先端防災工学探究

ハワイ大学と連携したSTREAM教育

- ・宇宙工学に関する講義・探究実験
- ・女性研究者による宇宙探査ロボットに関する講義

関東STREAM研修(理数・普通科1年生)

- ・卒業生が先端科学技術研究を行う東京大学及び  
AI研究を行うAmazonでの科学研修等
- ・関東圏の大学在学中のメンターによる指導助言

## ④高大接続・高大連携

大学・研究機関と連携した  
課題研究・高大接続

- ・大学や研究機関等の研究室と連携した継続的  
な研究
- ・愛媛大学GSCへの挑戦  
GSCでの個人研究とSSHのグループ研究の  
相乗的な効果による高いレベルの研究
- ・愛媛大学GSCにおける基盤学習の科目等  
履修生で単位を取得
- ・愛媛大学研究室体験研修(理数科2年生)  
研究室体験を「工学系・理学系」と「農学系・  
医学系」の2コースで3日間実施

## ⑤サイエンスネットワーク構築

防災コンソーシアムの拡大

- ・本校主催「きさいや! BOUSA!ゼミナール」の拡充  
福島高校、灘高校、愛媛大学、東京理科大学、  
福島大学等と連携、ネットワークの拡大
- ・南海トラフ地震事前復興デザインの推進  
愛媛大学と連携したプログラムの構築  
東京大学「復興デザイン共同体」の指導助言
- ・「復興デザインスタジオ」東京大学大学院と連携した  
事前復興に関する授業
- ・宇和島市と連携し防災コンソーシアムの運営

先導的SSH校との科学交流

- ・STEAM教育先進校の熊本県立第二高校(第V期)  
との科学研究発表会
- ・STEAM教育・データサイエンス先進校と全国バー  
チャル課題研究発表会での科学交流  
加古川東高校、姫路西高校、広島大学附属高校  
観音寺第一高校、松山南高校
- ・四国SSH校、県内3校のSSH校との連携強化

未来の女性研究者交流会

- ・大学・研究機関等の女性研究者による講演会
- ・お茶の水女子大学附属高校との科学研究発表会
- ・「集まれ! 理系女子」女子生徒による科学研究  
発表会(ノートルダム清心女子高)への継続参加

宇東SSH課題研究支援事業

- ・宇東サイエンスメンター制度の充実
- ・SSH卒業生による課題研究支援法の工夫
- ・次世代課題研究指導教員育成  
愛媛大学大学院生が本校で課題研究の指導

地域貢献サイエンス事業

- ・宇東SSH科学の祭典(小中学生対象イベント)
- ・本校主催で小中高校6校合同避難訓練の実施  
事前・事後学習会の実施

## ⑥各教科の学びと課題研究の学びをつなげる授業改善

全ての教科の授業に探究的な学習活動の導入、全教員が教科等横断型授業の推進

- 各授業における「探究的な学び」につながる問いを段階的にまとめた「探究の学びシート」を各教科で作成、公開・普及
- 教科等横断型授業:各教科での学習を実社会での課題発見・解決に生かしていくテーマ(SDGsの目標等)で異なる教科の教員が協働して実施  
年間指導計画に位置付け、生徒の「多面的思考力」の育成⇒公開授業や相互参観授業で指導力向上、SSHホームページで指導案等を公開・普及

## 評価と効果検証

## 成果の普及

- 事業の「見える化」、生徒・教員の変容、事業の成果を分析・評価する客観的評価の構築と継続した事業改善
- 生徒の評価・分析に、「サイバー・メンタリングシステム」を活用(愛媛大学教育学部 隅田学教授が開発)
- これまで開発したルーブリック評価の改善、一人一台端末のTeamsやデジタルポートフォリオの活用
- 成果の普及:ホームページの充実を図り、全ての課題研究論文、教科等横断型授業指導案、ルーブリック評価、  
教材等の公開、科学系コンテスト・研究発表会・科学交流会での成果発表

【主な連携機関】愛媛大学(全学部)、愛媛大学次世代科学人材育成室、愛媛大学データサイエンスセンター、愛媛大学防災情報研究センター、  
愛媛大学柑橘産業イノベーションセンター、滋賀大学データサイエンス学部、東京大学、ハワイ大学宇宙研究所助成コンソーシアム、大豊産業株式会社、  
THK株式会社、株式会社ディースピリット、株式会社TrueData、SMK INDAH PURA 高校(マレーシア)、Waipahu High School、Maryknoll High School(ハ  
イボノル)、シンガポール大学、愛媛県農林水産研究所水産研究センター、愛媛県農林水産研究所果樹研究センターみかん研究所、  
愛媛県総合教育センター、愛媛県高等学校教育研究会理科部会、数学会、愛媛県高等学校文化連盟自然科学部門、愛媛県総合科学博物館他



## 高校生おもしろ科学コンテスト事業の概要

### 1 目的

愛媛大学の協力を得て実施する科学コンテストに参加した高校生が、数学、理科、情報の知識や実験技能を用いて、科学的に問題を解決するとともに、プレゼンテーション等を行い、互いに切磋琢磨することにより、科学的な見方や考え方を養うことを目的とする。併せて、科学の甲子園全国大会の県予選とする。

### 2 対象者

県内の国公立高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在籍する高校1、2年生に該当する学年の生徒（1チーム6～8人）

### 3 実施場所

各高等学校等（予選）、愛媛大学（本選）

### 4 実施方法

#### (1) 予選

- ア 数学・情報・物理・化学・生物・地学の問題（ペーパーテスト）をチーム6～8人で解答
- イ 結果により、成績上位の12チーム程度を選抜し、本選への出場権を付与

#### (2) 本選

- ア 参加チーム数：12チーム程度
- イ 各チーム4人ずつA、Bの2グループに分けて実施（A、Bは同時進行）
  - Aグループが、情報、生物、地学の問題を解答
  - Bグループが、数学、物理、化学の問題を解答
- ウ 最優秀賞1チーム、優秀賞2チーム、高教研部会長賞（数学・情報・物理・化学・生物・地学）、アドバンスド・サイエンス賞を選出し、表彰

### 5 問題内容

数学・情報・理科の科学的見方や考え方、発想力などを問う総合問題（実験問題も含む。）

- （出題例）○ 数学（パズル問題、幾何問題等）  
○ 情報（プログラミング問題等）  
○ 理科（実験問題、創作問題等）

### 6 全国大会出場チームの選考

最優秀チームに科学の甲子園全国大会への出場権を付与

## 令和7年度県立学校振興計画推進事業におけるカリキュラム等研究推進要項

### 1 目的

実施を検討している新学科・コース等のカリキュラムの開発や、本校と分校の合同授業等の実施により多彩な教育活動を展開し、学校の魅力化を図る方策を研究する。

### 2 カリキュラム等研究推進校及び内容

#### (1) 新学科・コース等のカリキュラムの研究

##### ア 研究推進校（9校）

- ①三島 ②新居浜東 ③今治西 ④北条 ⑤松山南砥部  
⑥東温 ⑦伊予 ⑧今治東中等 ⑨松山西中等

##### イ 内容

- (ｱ) 新学科・コース等に係る分野の専門家を招へいして、生徒及び教職員対象の講習会を実施する（報償費及び旅費を予算措置している）。  
(ｲ) 生徒と教員が新学科・コース等に係る分野の講義を大学等で受講することなどを通して、カリキュラムの研究や教材開発を行う（使用料及び賃借料を予算措置しているので、移動については貸切バス等を活用すること）。  
(ｳ) (ｱ)、(ｲ)の成果を生かしたブレ授業等を、年1回以上実施する。

#### (2) 学校間連携を通した多彩な教育活動の研究

##### ア 研究推進校（5グループ）

- ①今治西伯方ー今治北大三島 ②内子ー内子小田 ③宇和一野村  
④宇和島東ー宇和島東津島 ⑤北宇和ー北宇和三間

##### イ 内容

- (ｱ) 本校と分校や、近隣校との連携などにより、学校行事や部活動などの教育活動の活性化方策について研究するため、学校間バス運行を実施する（学校間バス運行、年間1回の大学等へ移動する際の使用料及び賃借料を予算措置している）。  
(ｲ) (ｱ)の学校行事等において専門家を招へいして、生徒及び教職員対象の講習会を実施する（報償費及び旅費を予算措置している）。

### 3 予算

別紙のとおり

### 4 提出物

#### (1) 提出書類

- ・中間報告書（カリキュラム等研究推進校）（様式1）※9月までの実施内容を掲載
- ・実施報告書（カリキュラム等研究推進校）（様式1）
- ・学校間バス利用状況報告書（様式2）※2(2)の研究推進校（5グループ）のみ提出

#### (2) 提出期限

- ・中間報告書（様式1）：令和7年10月7日（火）
- ・実施報告書（様式1）：令和8年3月10日（火）
- ・学校間バス利用状況報告書（様式2）：1回目 令和7年7月8日（火）  
2回目 令和7年10月7日（火）  
3回目 令和8年1月13日（火）  
4回目 令和8年3月10日（火）

#### (3) 提出方法

グループウェアのメッセージで、高校教育課魅力化推進グループ宛て提出すること。

### 5 その他

- (1) 新校及び新学科等開設準備委員会が設置されている研究推進校については、研究の内容及び成果等を作業部会でとりまとめ、準備委員会で報告すること。  
(2) 2(2)の研究推進校（5グループ）については、グループ内で協議し、代表校を決定すること。また、代表校が4(1)の提出書類を提出すること。

## 令和7年度県立学校振興計画推進事業における職業・学科横断的学習研究推進要項

### 1 目的

異なる学科どうしの生徒交流を活発化し教職員間の連携を図ることで、職業・学科横断的学習がもたらす効果について研究し、職業・学科横断的学習のモデルを構築する。

### 2 研究推進校（4グループ）

- ①小松―東予―丹原 ②大洲―大洲農業 ③八幡浜―八幡浜工業―川之石  
④宇和島南中等―宇和島水産

### 3 内容

- (1) 職業・学科横断的学習を推進している先進校の指導者や大学教授などを招へいし、生徒及び教職員対象の講習会を実施する（報償費及び旅費を予算措置している）。
- (2) 生徒と教員が職業・学科横断的学習に係る分野の講義を大学等で受講するなどし、カリキュラムの研究や教材開発を行う（年間1回の大学等へ移動する際の貸切バス等のための使用料及び賃借料を予算措置している）。
- (3) 他学科の授業や実習、行事に参加することで、生徒や教職員の共通理解を図るとともに、各学科の専門性を生かした職業・学科横断的学習に主眼を置いた教材を開発する。
- (4) (1)～(3)を踏まえ、職業・学科横断的学習のモデル授業（公開授業）を、年1回以上、各グループで実施する。  
※3校で構成されるグループについては、2校間連携のモデル授業になっても構わない。  
例：・A高校農業科の生徒がB高校において、B高校の工業科の授業を受ける。（A高校農業科の生徒がB高校へ行く）。  
・A高校の工業科教員がB高校の農業科教員とともに、B高校農業科の生徒を対象に、職業・学科横断に主眼を置いた授業を行う（A高校の工業科教員がB高校へ行く）。  
・A高校農業科の生徒とB高校工業科の生徒が、B高校において合同で実習の授業を行う（A高校工業科の生徒がB高校へ行く）。
- (5) 統合後を想定した、合同での授業や学校行事、部活動などを実施する（「①小松―東予―丹原」「②大洲―大洲農業」「③八幡浜―八幡浜工業―川之石」のグループについては、学校間バス運行のための使用料及び賃借料を予算措置している。）。

### 4 予算

別紙のとおり

### 5 提出物

- (1) 提出書類
  - ・中間報告書（職業・学科横断的学習研究推進校）（様式1）※9月までの実施内容を掲載
  - ・実施報告書（職業・学科横断的学習研究推進校）（様式1）
  - ・学校間バス利用状況報告書（様式2）※①、②、③グループのみ提出
- (2) 提出期限
  - ・中間報告書（様式1）：令和7年10月7日（火）
  - ・実施報告書（様式1）：令和8年3月10日（火）
  - ・学校間バス利用状況報告書（様式2）：

|     |              |
|-----|--------------|
| 1回目 | 令和7年7月8日（火）  |
| 2回目 | 令和7年10月7日（火） |
| 3回目 | 令和8年1月13日（火） |
| 4回目 | 令和8年3月10日（火） |
- (3) 提出方法  
グループウェアのメッセージで、高校教育課魅力化推進グループ宛て提出すること。

### 6 その他

- (1) 研究の内容及び成果等を作業部会でとりまとめ、新校開設準備委員会で報告すること。
- (2) グループ内で協議し、代表校を決定すること。また、代表校が5(1)の提出書類を提出すること。

令和 7 年度県立学校振興計画推進事業における  
「進学指導研究推進プログラム」実施要項

1 目的

本県では、「生徒にとってよりよい教育環境の実現」を第一義に、令和 5 年 3 月に「県立学校振興計画」を策定した。この計画の 3 本柱のうちの一つである「進学指導の充実」については、各校において、伸ばしたい資質・能力を見据え、特色あるカリキュラムの研究を進めているところである。また、近年は、大学入試において、一般選抜のみでなく、様々な探究学習等の成果を生かし、総合型選抜や学校推薦型選抜も活用して進学を目指す生徒が増えている現状がある。

そこで、教科指導の更なる強化はもちろんのこと、探究学習等の成果を生かせる進学指導の充実が必要であり、その実現に向け、モデル校を指定し、学校や地域の実態及び学科の特色に応じた進学指導の在り方を研究し、その成果を普及することで、全ての県立高校等の進学指導のレベルアップと生徒一人一人の学力向上を図る。

2 対象

県立高等学校及び県立中等教育学校 54 校（全日制・分校含む）

3 事業概要

県教育委員会が先導的授業実践型モデル校（6 校）及び探究学習実践型モデル校（6 校）を指定し、先導的な授業実践による学力向上の支援や、探究学習の成果を活用した進路実現の支援に関する実践研究及び効果検証を行う。また、デジタル採点システムに係る年間ライセンス料の負担や、ICT 活用実践に対するサポート（指導者用デジタル教科書等のデジタル教材の整備）を行う。

4 取組

(1) モデル校及び研究内容等

ア 「先導的授業実践型」＝先導的な授業実践による学力向上の支援に関する研究（6 校）

【モデル校】新居浜西、西条、松山中央、内子、宇和島東、松山西中等

【研究内容】国内外の教育機関と連携した授業の実施や、大学・予備校等と連携した授業の検証・改善による、進学指導の在り方に関する研究。学校規模や学校種に応じた教科指導の在り方に関する研究。

【取組概要】

- 自らの夢の実現に向けて、高い志を持ち、学力向上に取り組む生徒を後押しすることができるよう、国内外の教育機関と連携した授業実践など、教科指導における先導的な取組全般について、令和 7 年度の研究計画（公開授業、情報交換会、研究協議、講演会、先進校視察、研修報告等）を立てる。
- モデル校は、研究内容に基づいた公開授業を年 2 回以上実施する。その際、各地域の教員が参集する情報交換会を開催し、研究協議等を行う。オンラインによる公開授業も可能である。
- 公開授業のうち少なくとも 1 単位時間は、STEAM 教育等の教科等横断的な学習の要素を盛り込んだ内容とすること。
- 公開授業は、モデル校における指導力向上のターゲットとなる中堅又は若手の教師（ターゲット・ティーチャー）によるものとする。なお、ターゲット・ティーチャーの選出については追って連絡する。
- 教科指導における先進校視察を行い、公開授業に合わせて報告会を実施する。

イ 「探究学習実践型」＝探究学習の成果を進路実現につなぐ研究（6校）

【モデル校】三島、今治西、東温、伊予、大洲、八幡浜

【研究内容】地域資源等を活用した探究学習及びその成果を生かした進学指導の在り方に関する研究。振興計画対象校は、新学科やコース等との連携を見据えた教育活動に関する研究。

【取組概要】

○自らの夢の実現に向けて、高校における探究学習の成果を生かそうとする生徒を後押しすることができるよう、高校における探究学習の在り方や、探究学習の成果の活用方法の研究など、探究学習と進路実現をつなぐ取組全般について、令和7年度の研究計画（講演会、先進校視察、公開授業参加、研修報告等）を立てる。

○モデル校は、先導的授業実践型モデル校が実施する2回目以降の公開授業に参加し、情報交換会において実践報告（先進校視察の報告を含む）を行い、研究成果の横展開を図る。また、その際の、参加する学校の組合せは、次のとおりとする。

|          |        |          |
|----------|--------|----------|
| 三島⇒新居浜西  | 今治西⇒西条 | 東温⇒松山中央  |
| 伊予⇒松山西中等 | 大洲⇒内子  | 八幡浜⇒宇和島東 |

○探究学習における先進校視察を行い、公開授業参加の際に報告を行う。

(2) モデル校（全12校）共通の取組

○指導と評価の計画及び学習評価に関する研究を行う。

○大学入学共通テスト等に対応した問題や、基礎学力向上に資する問題を作成し、E I L Sのコンテンツバンクに投稿する。

○デジタル採点システムによる進学指導の充実についての検証を行う。

○モデル校のターゲット・ティーチャーやICT担当教員等からなる、E I L S（特にCBT）の活用を促進するための情報交換会（E I L S活用推進委員会）を年1回以上オンラインで開催する。なお、E I L S活用推進委員会の開催については追って連絡する。

○外部講師による講演会や校内研修会等を実施する。

(3) モデル校以外の学校の取組

○指導と評価の計画及び学習評価に関する研究を行う。

○モデル校がE I L Sに投稿した問題を活用するとともに、これらの問題を参考に、生徒の実態に合った問題を作成・投稿し、コンテンツバンクの充実を図る。

○デジタル採点システムによる進学指導の充実についての検証を行う。

○先導的授業実践型モデル校が実施する公開授業、研究協議、先進校視察報告会等に教職員が参加して、研究協議や情報交換を行い、その成果を自校に持ち帰り共有することで、進学指導の充実に生かす。

5 成果の普及

○モデル校は、取組の内容を随時自校のHPに掲載する。また、実践研究の成果を報告書にまとめ、高校教育課長宛て提出する。

○各校において実施した公開授業については、「えひめICT教育まとめサイト」へ投稿する。同サイトへの投稿については、令和5年2月22日付け4教高第1710号にて通知済み。

6 ICTを活用した授業実践に対するサポート

ICT教育推進ガイドラインの実践研究へのデジタル教材の購入支援を行う。

※デジタル教材には、指導者用デジタル教科書等も含まれる。

※デジタル教科書・教材のデータがDVD等で購入され、当該DVD等が1年以上の長期にわたって使用される見込みでない限り、その購入費は需用費から計上してかまわない。  
ただし、Web上でのライセンス購入はできない。DVD等のメディアでの購入となる。

7 事業経費(1年間、1校当たり)

(1) モデル校6校(先導的授業実践型)

報償費：18,000円程度(外部講師謝金)

旅 費：93,000円程度(外部講師旅費、教員の県内外への視察旅費)

需用費：227,000円程度(デジタル教材購入費等)

役務費：2,000円程度(通信費)

(2) モデル校6校(探究学習実践型)

報償費：18,000円程度(外部講師謝金)

旅 費：93,000円程度(外部講師旅費、教員の県内外への視察旅費)

需用費：190,000円程度(デジタル教材購入費、研究に係る消耗品費等)

役務費：2,000円程度(通信費)

(3) モデル校以外の学校42校(本校・分校)

旅 費：10,000円程度(モデル校訪問旅費)

需用費：40,000円程度(デジタル教材購入費等)

8 その他

1人1台端末を最大限活用するため、公衆送信を介して利用する教材等に係る著作権料(補償金)の負担については、「県立学校ICT活用教育環境整備費」で対応する(手続きは高校教育課が行う)。



## 1 目的

県教育委員会では、県立学校振興計画により令和8年度に設置される「北条清新高校」に、「遠隔授業配信センター」を設置し、島しょ部や中山間地域等の小規模校に対し、大学入試に対応した教科（科目）の授業や習熟度別の授業等を配信し、生徒の進路希望の実現と各校の魅力化を支援することとしている。本研究は、高校教育課と県総合教育センターが、ニーズが想定される県立高校（以下、協力校という。）の協力を得て実施するものであり、令和8年度の遠隔授業配信センター設置に向けて円滑で質の高い授業の配信に備えることとしている。

## 2 協力校（10校）

- |        |         |       |        |        |
|--------|---------|-------|--------|--------|
| ①今治西伯方 | ②今治北大三島 | ③弓削   | ④松山南砥部 | ⑤松山北中島 |
| ⑥上浮穴   | ⑦長浜     | ⑧内子小田 | ⑨三崎    | ⑩野村    |

## 3 授業の形態、研究の概要

- (1) 通年で遠隔授業を実施し、授業配信による単位認定等の評価の効率化について研究する。

※単位認定あり

※対象校及び科目

- ①今治西伯方（地理探究）、②今治北大三島（地理探究）、③弓削（物理基礎、物理）、  
⑤松山北中島（数学B、数学C）、⑥上浮穴（情報Ⅰ）、⑧内子小田（地理探究）、  
⑨三崎（数学Ⅲ、物理、情報Ⅰ）

- (2) 不定期に遠隔授業を実施し、効果的な授業配信方法について研究する。

※単位認定なし

※対象校及び教科

協力校①～⑩（地理歴史、数学、理科、情報）

## 4 配信担当教員（県総合教育センター）

地理歴史：曾我部 拓（地理）

中平 景介（日本史）

数 学：新海 孝則

理 科：小笠原 龍太（物理）

情 報：神野 定樹

## 5 協力校の業務

- (1) 遠隔授業の実施に当たり、以下の準備を行うこと。

ア 時間割の調整

イ 受信側の教室等への教員配置

当該校の教員（当該教科の免許状の有無は問わない。）を1名以上配置すること。

ただし、以下を全て満たす場合、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の職員を配置することができる。

- ・教室等への教員の配置が、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たり支障となる場合。
- ・受講する生徒数や必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該校の校長が認める場合。

なお、教科（科目）の特性により必要と認める場合は、当該免許状を有する者又はそれに準じる者（高等学校の免許を有する者）を配置すること。

- (2) 授業前の打合せや事後のフィードバック等、遠隔授業に係る内容等については、配信担当教員に問い合わせること。

- (3) 通年の遠隔授業は各学期末に、不定期の遠隔授業は授業実施後に、生徒及び教員対象のアンケートを実施すること。

なお、実施方法については、配信担当教員から別途連絡がある。

## 1 事業の目的、必要性、効果等

全国募集は、県内生徒にとっては「多様な価値観、広い視野、コミュニケーション力の獲得」、県外生徒にとっては「愛媛の恵まれた環境のもと、一人一人を大切にする教育で成長」、高校にとっては「生徒確保による教育活動の充実、部活動の活性化」、地域にとっては「地域活動の担い手の増、経済効果、将来的な移住・定住」などの効果が期待できる。

本県県立高校の全国募集は、平成 31 年度選抜から実施し、令和 7 年度選抜では、募集校は 12 校、入学者は 117 人と着実な成果を上げているところであるが、全国的な人口減少の中、他県でも本県同様に全国募集に取り組む動きが高まっているため、他県との競合の中で、学校の魅力をアピールし、県外生徒を受け入れていかなければならない。

県教育委員会としては、地元の市町と強固な信頼関係を築き上げ、「地域みらい留学」参画費の全額補助、公営塾や寮の設置、地域住民との交流等の支援を実現している「地域みらい留学」参画校 9 校の活動を強力にバックアップし、軌道に乗り始めた全国募集の継続・充実に注力することで、「全国募集による入学生徒数全国 1 位」を目指すとともに、本県教育の発展に資することを目的とする。

### ※「地域みらい留学」参画校（9 校）

弓削(上島町)、松南砥部(砥部町)、上浮穴(久万高原町)、長浜(大洲市)、内子小田(内子町)、三崎(伊方町)、野村(西予市)、宇和島水産(宇和島市)、北宇和(鬼北町)

## 2 事業の概要

### (1) 県外生徒の来県推進

地域みらい留学参画校における令和 6 年度の入学者のうち、約 62%の生徒が令和 5 年度に来県交通費補助及び学校見学バスツアーを利用している。実際に学校を見学したことにより、本県への進学を決めた生徒もいることから、一人でも多くの県外生徒に来県してもらうことが、入学生確保の手段として有効である。

学校説明会等に参加する県外生徒に対して、本県との往復のための交通費及び宿泊費を補助（補助率 1/2、補助上限 40 千円）することにより、他県の高校との競合の中で、本県の高校での説明会に参加してもらうための大きな動機付けとする。

### (2) 学校見学バスツアーの実施

松山を発着地とし、「地域みらい留学」参画校が企画するイベントへの参加や地域の自然・文化・産業等の体験ができるバスツアーを実施する。各コース 10 人～20 人程度募集。

〔夏季休業中：1 泊 2 日ツアー× 9 コース、2 泊 3 日ツアー× 4 コース〕  
〔秋季以降：日帰りツアー× 9 コース（連休等を利用して実施）〕

### (3) 高校生アンバサダーによる県内全国募集実施校の P R 等

「地域みらい留学」参画校の代表生徒を、全国募集実施校のアンバサダーとして、県及び各参画校が作成するパンフレットや SNS、学校 P R 動画等に登場させる。

生徒から生徒に直接訴えることにより、愛媛での就学に安心感と好感を抱かせることができ、「地域みらい留学」参画校をクローズアップさせることもできる。

#### ※ SNS 広告配信の目的及びターゲット

配信目的：本事業及び全国募集実施校の P R

配信媒体：Instagram・Facebook、X、YouTube、Yahoo! など

掲載期間：6 月～1 月

配信対象：主に中学 1～3 年生（13～15 歳）、保護者世代（40～50 歳）

令和7年度 県立高等学校訪問研修・訪問期日・重点努力目標

| 区分      | 訪問研修校               | 期 日       | 重 点 努 力 目 標 等                                                     |
|---------|---------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 総合訪問研修校 | ◎今治北高等学校            | 6月9日(月)   | 主体性を持ち、未来に向かって挑戦する生徒の育成<br>－『北桜躍進』 文武両道を通して人間力を高める<br>教育の実現を目指して－ |
|         | ◎松山北高等学校            | 6月18日(水)  | 心躍る学び合い<br>－「 <sup>いちだ</sup> 一朵の雲」を目指して－                          |
|         | ◎北宇和高等学校<br>※(心の教育) | 10月14日(火) | 豊かな人間力(徳・知・体)を育む教育の実践<br>－志高く、求めて学び、自分の未来を切り拓け－                   |
|         | 長浜高等学校              | 10月15日(水) | 「生徒一人一人を大切にする教育の推進」<br>～長高から未来を切り拓く自他尊重の心と確かな<br>学力の育成を目指して～      |
|         | 松山工業高等学校<br>※(学習評価) | 10月20日(月) | 自ら学び、自ら鍛え、たくましく生きる生徒の育成<br>～次代を担う心豊かなT型人財の育成～                     |
| 研究指定校   | 今治工業高等学校<br>(進路指導)  | 10月27日(月) | ものづくりから人づくりへ<br>－いい汗をかこう－                                         |

- 注 1 上記6校で県立学校初任者研修及びフォローアップ研修を兼ねた研修を行うこととする。  
 2 ◎印の学校における学校訪問研修では、養護教諭を対象とした養護分科会を設置する。  
 3 ※印の学校は、「学習評価」及び「心の教育」の推進校である。

(参考)

1 県立高等学校研究指定校

| 研究指定校    | 発 表 日            | 研究内容        | 研 究 主 題                                                    |
|----------|------------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| 宇和島東高等学校 | 令和8年<br>2月16日(月) | 教 科<br>(商業) | 「地方創生に寄与する地域人材の育成を<br>目指す商業教育の推進」                          |
| 松山東高等学校  | 令和8年<br>10月(予定)  | 進路指導        | 情熱と実行 ― 高く、広く、そして豊かに ―<br>～生徒の可能性を広げ、豊かな人間性を育む<br>進路指導の実践～ |

2 令和7年度 県立特別支援学校訪問研修・訪問期日・重点努力目標

| 訪問研修校                 | 期 日       | 重 点 努 力 目 標 等                                 |
|-----------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 宇和特別支援学校<br>(知的障がい部門) | 11月13日(木) | 「分かる・できる喜びが味わえる授業の実践」<br>－瞳輝き、心つながる自己実現を目指して－ |

## 「高校生のための学びの基礎診断」に関する主な質問と回答

### 1 実施等に関すること

Q 1 受検料の補助等の予定はあるか。

A 1 現在のところ、予定はありません。

Q 2 定時制も実施する必要があるか。

A 2 文部科学省に確認したところ、原則として、全ての高等学校で実施してほしいとのことでした。認定ツール以外の方法でも実施可能ですので、何らかの形で、基礎学力の定着を図る取組を検討願います。

Q 3 来年度から全ての学年で実施する必要があるか。年次進行での実施は可能か。

A 3 全ての学年で実施するのが望ましいが、来年度の基礎診断の実施計画・報告については、新1・2年生を軸に計画願います。

Q 4 実施時期や回数は学校で決めてよいか。また、年間、何回程度必要か。

A 4 実施時期・回数とも各校の実情に応じて判断することとなっています。在学中、3～5回程度（各学年1回以上）の実施回数を目安とします。

Q 5 複数回設定されているものを1回分だけ利用することは可能か。

A 5 可能です。

Q 6 英語のスピーキングは必ず実施するのか。また、校内採点のものでも実施してよいか。

A 6 スピーキングについては希望者、抽出で実施するなど実情に応じた対応でかまいません。また、校内採点のものでも実施可能です。

Q 7 課題テストの代わりに、授業時間に基礎診断テストを実施してよいか。

A 7 全員が受検するのであれば、実施は可能です。

Q 8 国・数・英の3教科で必ず実施するのか。

A 8 3教科で実施願います。各科目を別々の認定ツールで設定してもかまいません。

Q 9 すでに実施している測定ツールがあるが、今回の認定を受けて変更点や留意点などはあるか。

A 9 現在使用しているツールが、認定を受けていないものでもかまいません。また、認定ツールは、従来のものと実施内容や費用が異なっている場合があることや、英語のスピーキングを実施する際に使用する業者のUSBが、学校の設備では使

用できない場合もあるので、留意願います。

**Q10 実施日の統一はあるか。**

A10 ありません。各校の実情に応じて設定願います。なお、実施日が指定されている認定ツールがあるので、確認願います。

**Q11 土日ではなく、平日に実施してもよいか。**

A11 認定ツールのうち、従来の模試等に該当するものについては、開校日以外の実施が望ましいと考えます。これまでの実施状況から、各校で判断願います。

## **2 ツールの選択等に関すること**

**Q 1 従来のスタディーサポート（3教科）と、スピーキングについては希望者による4技能タイプのGTECを実施したいが、問題ないか。**

A 1 問題ありません。

**Q 2 県として、特定のツールを指定したり、独自に「県基礎学力診断テスト」のようなツールを作成したりする予定はないか。**

A 2 特定のツールの指定や、独自の測定ツールの作成を行う予定はありません。

**Q 3 自校で作成した問題や漢字能力検定、実用英語技能検定等を測定ツールとして使用してよいか。**

A 3 校内作成の場合、生徒の基礎学力を正しく測定するとともに、その結果を分析して指導の改善を図ることができる内容を備えているかどうか、また、目標や課題を分析する基準の設定が可能かどうかという点から検討が必要です。

**Q 4 現在、すでに認定ツールを使用しているが、今回の決定を受けて新たに追加する必要はあるか。**

A 4 1のQ9参照。

**Q 5 他校と合わせるようなツールの選択を行う必要があるか。**

A 5 特に必要ありません。自校の状況に応じて選択願います。

**Q 6 学年・類型によって異なるツールを選択してよいか。また、個に応じたツールの選択は可能か。**

A 6 それぞれに応じたツールを選択してかまいません。なお、個別の配慮が必要な場合については、各校の判断の下、選択願います。

### 3 測定結果の活用等に関すること

Q 1 測定結果の活用については、各校の判断で行ってよいか。

A 1 今後の授業改善等につなげる取組を検討する根拠として活用願います。

Q 2 県への報告義務はあるか。

A 2 統一書式での報告を予定しています。

Q 3 生徒のモチベーションとして、学習評価に加えないと真剣な取組に結びつかないのではないか。

A 3 評価の対象とはしない扱いでお願いします。

Q 4 測定結果を生徒・保護者に説明等する必要はあるか。

A 4 生徒や保護者との面談の際に、結果を伝える方法等を検討願います。

Q 5 測定結果の記録・保存は他の模試等と同様な扱いでよいか。

A 5 かまいません。個人情報取り扱いに留意願います。

Q 6 結果の利活用については、指導の工夫・充実や保護者面談における活用等、校内利用に限定したものでよいか。

A 6 かまいません。

Q 7 「次年度の教職員定数の配分や補習指導員の配置数等に反映」（文部科学省リーフレット）等とあるが、加配の可能性はあるのか。

A 7 文部科学省に確認したところ、来年度はこのことに関する予算措置等を行わないとのことでしたので、県としては、加配の可能性はありません。（2019 年 3 月 11 日現在）





県立学校長 様

高校教育課長  
特別支援教育課長

県立学校における学校評価自己評価表等の提出について（通知）

このことについて、別添県立学校における学校評価実施要領に基づき、自己評価表等を作成し、下記により提出をお願いします。

記

1 提出書類及び提出期限

|            |        |                    |
|------------|--------|--------------------|
| 自己評価表（計画）  | （様式 1） | 令和 7 年 5 月 19 日（月） |
| 自己評価表（最終）  | （様式 1） | 令和 8 年 3 月 16 日（月） |
| 学校関係者評価報告書 | （様式 2） | 令和 8 年 3 月 16 日（月） |

2 提出方法

1 の電子データを校務系メッセージにて送信すること。その際、提出用電子データのファイル名及びメッセージの標題は、例にならって、学校番号、学校名、本校・分校、全日制・定時制・通信制の別が分かるように付けること。

|     |            |                   |
|-----|------------|-------------------|
| （例） | 川之江高校全日制   | 01川之江本全自己評価表（計画）  |
|     | 今治北高校大三島分校 | 16今治北分全自己評価表（最終）  |
|     | 松山南高校定時制   | 21松山南本定学校関係者評価報告書 |

3 提出先 高 校 教 育 課 中村 紗喜子  
特別支援教育課 水上 正徳

4 作成上の注意事項

(1) 自己評価表

ア 高等学校及び中等教育学校については、各校のグラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを記載し、それらに基づいて、評価項目及び具体的目標を設定すること。

イ 評価項目に、業務改善や教職員の働き方に関する項目を必ず設定すること。

ウ 数値目標について、原則として、評価（A～E）の基準となる数値を設定すること。

【「英検準 2 級以上取得 70%以上」を目標とした場合の設定例  
A：70%以上、B：69～60%、C：59～50%、D：49～40%、E：40%未満】

エ 各ページの下段には、評価表の様式に示してある「※評価は 5 段階（A：十分な成果があった B：かなりの成果があった C：一応の成果があった D：あまり成果がなかった E：成果がなかった）とする。」を記載すること。

オ 本年度新たに設定した目標や、前年度から変更のあった部分に、下線を引くこと。

カ 評価項目については、課程や設置する学科など、各校の特色や実情に応じて精選し、10～30 項目程度とすること。

(2) 学校関係者評価報告書

記載内容について、事前に委員による確認を受けること。

5 その他

(1) 自己評価表は、本校・分校ごとに、また、全日制・定時制・通信制ごとに提出すること。

(2) 学校関係者評価を本校・分校合同、全日制・定時制合同で実施する場合は、学校関係者評価報告書を取りまとめて提出してもよいが、記載されている内容が、本校・分校、全日制・定時制のうち、どちらの評価を説明したものであるか分かるようにすること。

(3) 自己評価表及び学校関係者評価報告書について、各校の HP に複数年分を掲載すること。

問合せ先

【高等学校・中等教育学校】

高校教育課 魅力化推進グループ 中村 紗喜子 TEL (089)912-2954

【特別支援学校】

特別支援教育課 教育指導グループ 水上 正徳 TEL (089)912-2967

## 県立学校における学校評価実施要領

### 1 趣旨

この要領は、愛媛県県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号。以下「学校管理規則」という。）の第49条の4第4項の規定に基づき、県立学校における学校評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 学校評価の目的

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、学校、地域の特色及び生徒の実態に応じた目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組等について評価することにより、各学校の特色ある学校づくりを推進するとともに、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 各学校が、評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

### 3 学校評価の内容

#### (1) 自己評価

学校管理規則第49条の4第1項（同規則57条第1項において準用する場合を含む。）に規定する県立学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら行う評価をいう。

#### (2) 学校関係者評価

学校管理規則第49条の4第2項（同規則57条第1項において準用する場合を含む。）に規定する自己評価の結果を踏まえて、保護者その他の当該学校の関係者により行う評価をいう。

### 4 自己評価

#### (1) 学校評価委員会の設置

県立学校においては、次の(2)・(3)の自己評価及び学校運営の改善方策の策定を円滑に実施するため、校長を委員長とし、関係教職員によって構成する学校評価委員会を設置する。

#### (2) 自己評価の実施

ア 校長は、各学校の教育方針に基づき重点目標を定めるとともに、教育活動その他の学校運営に係る評価項目を設定する。

イ 校長は、評価項目ごとに中長期及び単年度の達成すべき具体的目標を設定する。

ウ 具体的目標は、達成したい目標とその達成状況を明確にするため、可能な限り数値化を行う。

エ 校長は、ア～ウをまとめた「自己評価表」（計画：様式1）を定める。

オ 校長は、ア～ウで定めた目標の達成状況の把握及びその評価を実施し、その結果を「自己評価表」にまとめる。

カ 自己評価に当たっては、生徒による授業評価を含む、生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等の結果を活用する。

#### (3) 学校運営の改善方策の策定

校長は、自己評価の結果を踏まえ、学校運営の次年度の改善方策を策定するものとし、「自己評価表」（最終）にまとめる。

## 5 学校関係者評価

### (1) 学校関係者評価委員会の設置

ア 校長は、当該学校の教職員以外の者で、保護者、PTA役員、学校評議員、地域住民、学識経験者、地域の中学校の教職員等によって構成する委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置する。

イ 学校関係者評価委員会の委員は、校長が委嘱する。

### (2) 学校関係者評価委員会への説明

校長は、次に掲げる事項を学校関係者評価委員会の委員に対して説明する。

ア 各学校の重点目標と中長期及び単年度の具体的目標及び計画

イ 自己評価結果及び学校運営の改善方策

ウ その他必要と認める事項

### (3) 学校関係者評価の実施

学校関係者評価は、学校関係者評価委員会において次に掲げる事項を処理することにより実施する。

ア 上記ア～ウに定める事項の内容が適切かどうかの検討

イ 教育活動その他の学校運営の改善に関する提言

### (4) 校長への報告

学校の自己評価に対する所見及び学校運営の改善に向けた提言等を学校関係者評価報告書（様式2）に取りまとめ、校長に提出する。

### (5) 学校関係者評価委員会に対する情報提供

校長は、学校関係者評価委員会からの求めに応じ、学校訪問及び教職員、生徒、保護者に対するアンケート等、学校関係者評価の実施に関し必要な情報を提供するものとする。

## 6 公表

(1) 校長は、学校評価の結果を保護者・地域住民に対し、各学校のホームページ、保護者説明会、学校だより、地域広報誌等の方法により広く公表するものとする。

(2) 公表に当たっては、個人情報の保護について十分に留意すること。

## 7 県教育委員会への報告

学校管理規則第49条の4第3項の規定による報告は、次の書類によりそれぞれ定める期限までに行うものとする。

(1) 自己評価表（計画：様式1） 5月末日

(2) 自己評価表（最終：様式1） 3月末日

(3) 学校関係者評価報告書（様式2） 3月末日

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## 令和7年度愛媛県県立学校初任者研修実施要項

### 1 目的

令和7年度愛媛県県立学校初任者研修（以下「県立学校初任者研修」という。）は、新任教員に対して、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第1項の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

### 2 対象者

県立学校初任者研修の対象となる者（以下「初任者」という。）は、採用された日から起算して1年に満たない愛媛県内の県立学校の教諭とする。ただし、教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第3条各号に掲げる者を除く。

### 3 内容

初任者研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初任者は、原則として、学級又は教科・科目を担当するものとする。
- (2) 初任者は、校内において指導教員（8(2)の校内指導教員を含む。以下7までにおいて同じ。）を中心とする指導及び助言による研修（週7時間以上、少なくとも年間210時間以上とする。以下「校内研修」という。）を受けるとともに、校外において愛媛県総合教育センターほか校外における研修（年間15日とする。以下「校外研修」という。）を受けるものとする。
- (3) 初任者は、宿泊研修（1泊2日）を受けるものとする。

### 4 研修の免除

愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、県立学校初任者研修の全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

### 5 年間研修計画

- (1) 愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、初任者研修を行うため、1年間を通した年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、3に定める研修内容に係る項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

### 6 年間指導計画

- (1) 初任者が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、県教育委員会が定める年間研修計画に基づき、教職員組織等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

なお、校内研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、できる限りあらかじめ週時程に組み入れるものとする。

この場合、授業研究の指導が十分に行われるように配慮するものとする。
- (3) 校長は、当該学校における年間指導計画書を県教育委員会に提出するものとする。

## 7 校内体制

- (1) 校長は、年間指導計画に基づき、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるよう、校内体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。
- (2) 指導教員は、校長及び教頭（分校長を含む。以下同じ。）の指導の下に、年間指導計画に従い、次の(3)及び(4)の状況を把握して、初任者に対し年間を通じて系統的かつ組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。
- (3) 校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言に当たるものとする。
- (4) 指導教員以外の教員は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、初任者の指導及び助言に当たるものとする。

## 8 指導教員

- (1) 指導教員は、原則として、初任者の所属する学校（以下「初任者所属校」という。）の教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、再任用教育職員又は非常勤講師のうちから、校長の意見を聴いて、県教育委員会が命じるものとする。
- (2) 特別支援学校の小学部又は中学部に係る指導教員がその所属する学校以外の複数の初任者所属校において7(2)に定める指導等を行う場合にあっては、校長は、当該指導教員との連絡、調整等をさせるため、その所属する教諭のうちから校内指導教員を命じるものとする。
- (3) 県教育委員会は、(1)の指導教員を命じることができるようになるため、当該学校に対し、教員定数又は非常勤講師についての措置を講じることができる。

## 9 教科指導員

- (1) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校を除く。）の高等部において、指導教員の免許教科が初任者の免許教科と異なる場合は、初任者に対して教科に係る指導及び助言を行わせるため、教科指導員を置くことができる。
- (2) 教科指導員は、初任者所属校又はその近隣の学校の教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は非常勤講師の中から、原則として、当該初任者所属校の校長の意見を聴いて、県教育委員会が命じるものとする。
- (3) 県教育委員会は、教科指導員を命じることに伴い、当該学校に対し、非常勤講師についての措置を講じることができる。
- (4) 教科指導員が初任者に対して教科に係る指導及び助言を行うに当たっては、当該初任者の指導教員との密接な連携を図るものとする。

## 10 非常勤講師

県教育委員会は、指導教員を命じることに伴い、必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、当該指導教員及び教科指導員に係る学校に勤務することを命じるものとする。

## 11 校長等連絡協議会

県教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために、校長及び指導教員の連絡協議会を開催するものとする。

## 12 指導報告

校長は、当該学校における指導報告書を県教育委員会に提出するものとする。

## 13 その他

この要項に定めるもののほか、初任者研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 第 2 初任者研修の受講等

### 1 対象

県立学校初任者研修の対象となる者（以下「初任者」という。）は、下表のとおりとする。

| 対 象                                                             | 初任者研修 |
|-----------------------------------------------------------------|-------|
| ①公務員として採用された当初県立学校の教諭となった場合                                     | ○     |
| ②他の職種の公務員が、県立学校の教諭となった場合                                        | ○     |
| ③教諭等として国立、公立又は私立の学校において引き続き 1 年を超える期間勤務した経験を有する者が、県立学校の教諭となった場合 | △     |
| ④臨時的に任用された県立学校の教諭等                                              | ×     |
| ⑤期限付で任用された県立学校の教諭等                                              | ×     |

(注) ○：対象となること。      △：研修実施者の判断により対象外となること。  
     ×：対象外となること。

# 第 1 令和 7 年度愛媛県県立学校フォローアップ研修実施要項

## 1 目的

令和 7 年度愛媛県県立学校フォローアップ研修（以下「県立学校フォローアップ研修」という。）は、県立学校の教諭として初任者研修を修了した者に対し、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の規定に基づき、現職研修の一環として 1 年以内の期間研修を実施することにより、教諭としての実践的指導力を養うことを目的とする。

## 2 対象者

県立学校フォローアップ研修の対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内の県立学校に勤務する教諭であって、愛媛県教育委員会が実施した初任者研修を令和 6 年度までに受講したものとする。ただし、この研修を実施する必要がないと愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めた者については、研修対象者から除く。

## 3 内容

### (1) 校外研修

校外研修として、教科指導、生徒指導及び学校訪問等による研修を 5 日行うものとする。

### (2) 校内研修

研修対象者の所属する学校において、各研修対象者は研究課題を設定の上、研究授業、指導方法や教材に関する研究等を通じた研修を行うものとする。

また、その成果を各自の研究課題に沿ってとりまとめることとする。

## 4 研修の免除

教育長が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、県立学校フォローアップ研修の全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

## 5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長は、県立学校フォローアップ研修の実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

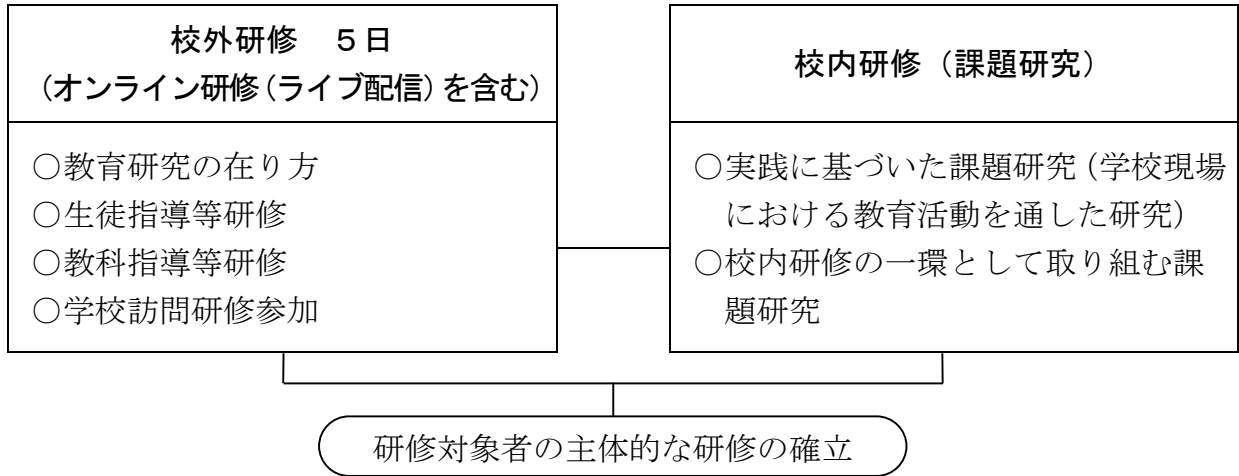
## 6 その他

この要項に定めるもののほか、県立学校フォローアップ研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。



## 第2 フォローアップ研修の概要

### 1 研修体制の概要



### 2 校外研修年間計画

| 研修名                            | 実施日       | 会場                  | 主な研修内容          |                                                              |
|--------------------------------|-----------|---------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1回研修会                         | 5月16日(金)  | 総合教育センター            | 指導講話<br>課題研究    | 研究計画の検討<br>研究協議                                              |
| 第2回研修会                         | 7月22日(火)  | 総合教育センター            | 生徒指導等研修         | ホームルーム(学級)経営<br>生徒指導<br>体験発表<br>研究協議<br>中堅教諭等資質向上研修<br>と一部合同 |
| 第3回研修会<br>【オンライン研修<br>(ライブ配信)】 | 9月19日(金)  | 各所属県立学校             | 教科指導等研修         | 総合的な探究(学習)の時間<br>キャリア教育<br>授業研究                              |
| 第4回研修会                         | 11月11日(火) | 総合教育センター            | 教科指導等研修<br>課題研究 | 課題研究中間報告<br>教科等部会<br>人権・同和教育                                 |
| 学校訪問研修                         | 6～11月     | 県教委訪問研修の<br>受け入れ対象校 | 学校訪問研修          | 県教委が指定する学校訪問<br>研修に各人1校参加<br>授業参観(教科・特別活動)<br>教科等別研究協議       |

## Ⅱ 実施要項

### 令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅰ実施要項

#### 1 目的

令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅰ（以下「県立学校キャリアアップ研修Ⅰ」という。）は、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条第1項の規定に基づき、中堅教諭等資質向上研修として実施し、実践的指導力の向上を図り、中堅教諭としての資質を高めることを目的とする。

#### 2 対象者

(1) 県立学校キャリアアップ研修Ⅰの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内の県立学校に勤務する教諭であって、次に掲げるものとする。

ア 在職期間（愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別途定めるところにより計算した在職期間をいう。以下同じ。）が5年に達した者

イ 在職期間が6年以上に達した者であって、研修対象者となることが適当であると教育長が特に認めたもの

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修対象者から除くものとする。

ア 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条各号に掲げる者

イ 教育公務員特例法施行令附則第3項に規定する者

ウ 教育長が別に定めるところにより、この研修を受講する必要がないと認めた者

#### 3 内容

(1) 校外研修

ア 教育センター研修

教育課題に関する研修、生徒指導等に関する研修、情報教育に関する研修等を3日行うものとする。

イ 地域連携研修

企業等における社会体験研修、ボランティア活動等の地域行事体験等を3日行うものとする。

(2) 校内研修

ア 研修対象者の所属する学校において、研修対象者は生徒指導等に関する研究課題を設定して実践的な研修を行い、その成果をまとめるものとする。

イ 研修対象者の所属する学校において、10時間程度の教科指導等に関する研修を行うものとする。

#### 4 研修の免除

教育長が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、県立学校キャリアアップ研修Ⅰの全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

#### 5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長は、県立学校キャリアアップ研修Ⅰの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

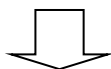
#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、県立学校キャリアアップ研修Ⅰの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

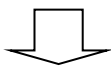
## IV 研修の流れ

### 令和7年度県立学校キャリアアップ研修Ⅰの流れ

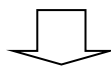
|       |                          |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【一学期】 | <b>教育センター研修<br/>(2日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課題に関する研修<br/>「本県における教育課題への対応」「学校安全と危機管理」「特別支援教育」</li> <li>○生徒指導等に関する研修<br/>「生徒理解と生徒指導」又は「障がいのある児童生徒の理解と支援」</li> <li>○情報教育に関する研修<br/>「情報モラル」</li> <li>○校内研修に関する発表及び協議<br/>「研究計画の検討」</li> </ul> |
|       | <b>校 内 研 修</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導等に関する指導方法等についての課題を設定し、実践研究を行うための計画を立てる。</li> </ul>                                                                                                                                          |



|               |                             |                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【一・三学期・長期休業中】 | <b>校 内 研 修</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究計画に基づき、生徒指導等に関する指導方法等についての実践研究を行う。</li> <li>○教科指導等に関する研修を10時間程度行う。</li> </ul> |
|               | <b>地 域 連 携 研 修<br/>(3日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域と連携した社会体験研修を3日行う。ただし、実務や体験を2日、事前準備及び事後処理を1日分とする。</li> </ul>                   |



|       |                          |                                                                                                                                             |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【二学期】 | <b>教育センター研修<br/>(1日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修に関する発表及び協議<br/>「研究の中間報告」「教科指導等に関する取組と課題」</li> <li>○こころの健康づくりに関する研修<br/>「教職員のメンタルヘルス」</li> </ul> |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|       |                |                                                                                          |
|-------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【三学期】 | <b>校 内 研 修</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導等に関する指導方法等についての実践研究を行い、研究成果をまとめる。</li> </ul> |
|-------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

## Ⅱ 実施要項

### 令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅱ実施要項

#### 1 目的

令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅱ（以下「県立学校キャリアアップ研修Ⅱ」という。）は、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条第1項の規定に基づき、中堅教諭等資質向上研修として実施し、専門性の向上及び指導力の強化を図り、中堅教諭としての資質を高めることを目的とする。

#### 2 対象者

(1) 県立学校キャリアアップ研修Ⅱの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内の県立学校に勤務する教諭であって、次に掲げるものとする。

ア 5年教職経験者研修又はキャリアアップ研修Ⅰを修了し、在職期間（愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別途定めるところにより計算した在職期間をいう。以下同じ。）が10年に達した者

イ 5年教職経験者研修又はキャリアアップ研修Ⅰを修了し、令和7年4月1日現在35歳に達した者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、研修対象者とすることが適当であると教育長が特に認めた者

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修対象者から除くものとする。

ア 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条各号に掲げる者

イ 教育公務員特例法施行令附則第3項に規定する者

ウ 教育長が別に定めるところにより、この研修を受講する必要がないと認めた者

#### 3 内容

(1) 校外研修

ア 教育センター研修

共通研修（教職倫理、教育法規等に関する研修）、教科指導等研修、生徒指導等研修を8日行うものとする。

イ 学校訪問等研修

学校訪問研修、教育課程研究集会、生徒指導連絡協議会、愛媛県高等学校教育研究会教科部会における研究会等への参加を2日行うものとする。

(2) 校内研修

研修対象者の所属する学校において、各研修対象者は研究授業、教材研究等を通じた研修、指導方法、教材に関する特定課題研究を通じた研修を18日以上行うものとする。

(3) 選択研修

愛媛県総合教育センター、研修対象者の所属する学校等において、2日又は3日行うものとし、内容及び日数は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン（令和4年8月文部科学省）を踏まえ、県教育委員会が決定する。

#### 4 研修の免除

県教育委員会が定める規定により、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、研修の全て又は一部を免除することができるものとする。

## 5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、県立学校キャリアアップ研修Ⅱの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

## 6 研修前評価、研修計画等

- (1) 校長は、別表に定める評価基準に基づき、研修対象者について、研修前の評価を評価票に記入するとともに、研修計画書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。
- (2) 校長は、教頭（分校長を含む。）を活用して、評価するとともに研修計画書を作成することができるものとする。
- (3) 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、研修対象者の意見等を聴取するものとする。
- (4) 県教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書について、必要な調整を行う。
- (5) 校長は、研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発するものとする。

## 7 研修後評価、研修報告等

校長は、県立学校キャリアアップ研修Ⅱを修了した者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、県立学校キャリアアップ研修Ⅱの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

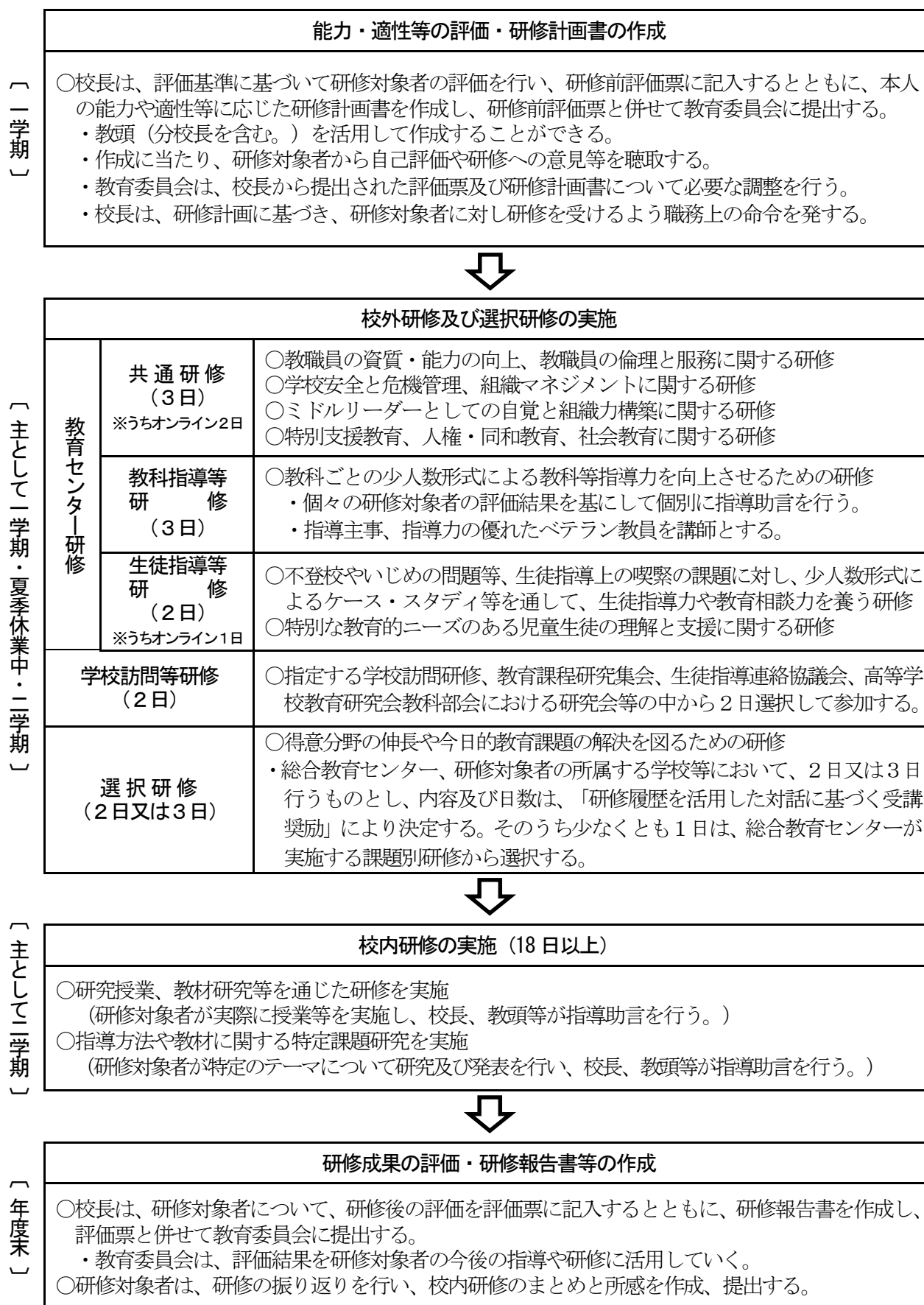
別表 評価基準

| 評価 | 基 準                                 |
|----|-------------------------------------|
| A  | 指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度より優れている。   |
| B  | 指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度を満たしている。   |
| C  | 指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度に対し努力を要する。 |

表中「指標」は、教育公務員特例法第22条の3第1項に基づき、県教育委員会が策定した指標を指す。

### Ⅲ 研修の流れ

#### 令和7年度県立学校キャリアアップ研修Ⅱの流れ



# I 実施要項

## 令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅲ実施要項

### 1 目的

令和7年度愛媛県県立学校キャリアアップ研修Ⅲ（以下「県立学校キャリアアップ研修Ⅲ」という。）は、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条第1項の規定に基づき、中堅教諭等資質向上研修として実施し、専門性の向上及び指導力の強化を図るとともに、学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質を高めることを目的とする。

### 2 対象者

- (1) 県立学校キャリアアップ研修Ⅲの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内の県立学校に勤務する教諭であって、次に掲げるものとする。
  - ア キャリアアップ研修Ⅱを修了し、令和7年4月1日現在40歳に達した者
  - イ アに掲げる者のほか、研修対象者となることが適当であると愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認めた者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修対象者から除くものとする。
  - ア 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条各号に掲げる者
  - イ 教育公務員特例法施行令附則第3項に規定する者
  - ウ 教育長が別に定めるところにより、この研修を受講する必要がないと認めた者

### 3 内容

- (1) 校外研修  
愛媛県総合教育センター（以下「教育センター」という。）において、共通研修（ミドルリーダーの役割、学校組織マネジメント等に関する研修）を1日行うものとする。
- (2) 選択研修  
教育センター、研修対象者の所属する学校等において、2日又は3日行うものとし、内容及び日数は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン（令和4年8月文部科学省）を踏まえ、県教育委員会が決定する。

### 4 研修の免除

教育長が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、県立学校キャリアアップ研修Ⅲの全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

### 5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長は、県立学校キャリアアップ研修Ⅲの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、県立学校キャリアアップ研修Ⅲの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。



## 教育委員会への承認申請及び届出等に関する事項（教育指導G）

I 承認申請及び届出に関すること。

（※）は様式添付

NO. 1

### 1 学校行事等

| 事務処理の内容                 | 根拠となる法令及び規則等                                                                                          | 処理方法等                          |                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学期制                     | 管理規則第5条（学期）                                                                                           | 届 出                            | 3学期制を2学期制に変更する場合は、あらかじめ学期変更届出書を提出（※）                                                                                                                                                                     |
| 休業日の届出                  | 管理規則第6条（休業日）                                                                                          | 届 出                            | 2月末日までに1部提出<br>様式は事務提要・庶務編 P.263の2の例2に示す。                                                                                                                                                                |
| 休業日の変更                  | 管理規則第7条（休業日の変更）                                                                                       | 届 出                            | 7日前までに1部提出                                                                                                                                                                                               |
| 授業日の繰替                  | 管理規則第8条（授業日の繰替）                                                                                       | 届 出                            | 7日前までに1部提出<br>様式は事務提要・庶務編 P.263の3の例3に示す。                                                                                                                                                                 |
| 臨時休業日の報告                | 管理規則第9条（臨時休業日の報告）                                                                                     | 報 告                            | すみやかに1部提出<br>様式は事務提要・庶務編 P.264の例4に示す。                                                                                                                                                                    |
| 交通スト、自然災害に伴う教育活動への影響の報告 | 地教行法第21条                                                                                              | 報 告<br>（報告システム及び電話）            | 1 全日制及び定時制（昼間）<br>第1報 __ 午前9時までに<br>第2報 __ 午前10時30分までに<br>（以降、欠席者がある場合、報告は続く）<br>2 定時制（夜間）<br>第1報 __ 第1時限終了までに<br>第2報 __ 第2時限終了までに<br>（以降、欠席者がある場合、報告は続く）<br>3 対応状況に変更があった場合は、直ちに報告<br>4 閉庁日においても、同様とする。 |
| 修学旅行                    | 愛媛県立学校修学旅行実施要領                                                                                        | 事前協議<br><br><br>届 出<br><br>報 告 | （日数の限度を超えて実施）6か月前までに修学旅行実施計画書を1部提出 __ 様式第2号<br>（外国修学旅行）6か月前までに外国修学旅行実施計画書を1部提出 __ 様式第3号<br>（国内及び外国修学旅行）20日前までに実施届出書を1部提出 __ 様式第1号<br>（国内及び外国修学旅行）旅行実施後、7日以内に修学旅行実施報告書を1部提出 __ 様式第4号                      |
| 県内外遠足の実施                | 管理規則第13条<br>（学校行事等の届出）                                                                                | 届 出<br><br>報 告                 | 宿泊を伴う場合は、事前に県内外遠足実施届出書を1部提出<br>2泊3日以上は実施報告書が必要<br>実施届出書の様式は、事務提要・庶務編P.386の例19に示す。                                                                                                                        |
| 集団宿泊研修の実施               | 管理規則第13条<br>（学校行事等の届出）                                                                                | 届 出<br>報 告                     | （様式等は修学旅行に準じる。）<br>20日前までに集団宿泊研修実施届出書を1部提出<br>実施後、7日以内に集団宿泊研修実施報告書を1部提出                                                                                                                                  |
| その他特別の行事                | 管理規則第13条<br>（学校行事等の届出）                                                                                | 届 出                            | （通常の学校行事以外の行事を実施する場合）<br>20日前までに届出書を1部提出                                                                                                                                                                 |
| 生徒の外国留学<br>（留学処理での留学）   | 平成22年3月24日付け21文科初第700号<br>「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（留学制度）<br>昭和63年7月18日付け高校長協<br>第72号「生徒の外国留学に関する取扱いについて」 | 届 出                            | 詳細は事務提要・庶務編のP.1953に、様式はP.2326～2353の例81～86に示す。<br>なお、例81には、例83・84の写しを添付する。                                                                                                                                |
| 外国人留学生の受入れ              | 平成9年12月5日付け教高第1466号<br>「愛媛県立高等学校受入れ実施要綱の制定について」                                                       | 届 出                            | 留学生受入れ報告書及び留学終了報告書を提出<br>詳細は、事務提要・庶務編のP.1954、事務提要・例規編P.1401～1407に、様式は事務提要・例規編のP.1431～1440に示す。                                                                                                            |

（注）管理規則 : 愛媛県立学校管理規則  
地教行法 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
事務提要 : 愛媛県立学校事務提要（令和6年4月現在）

| 事務処理の内容                                                 | 根拠となる法令及び規則等                                        | 処    | 理                                                                                                                                             | 方 | 法 | 等 |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 教材の届出<br>(準教科書、補助教材)                                    | 管理規則第14条(教材基本条件)<br>" 第16条(教材の届出)                   | 届 出  | 使用30日前までに教材使用届書を1部提出<br>(※)                                                                                                                   |   |   |   |
| 使用希望教科書一覧表の<br>提出                                       | 令和7年5月中旬に通知予定の<br>「令和8年度使用希望教科書について」<br>地教法第21条の第6号 | 承認申請 | 通知文の指定した期日までに使用希望教科書一覧表を<br>1部、使用希望教科書報告書(7年度用愛媛県教科書<br>目録に未登録のもののみ)を各1部提出<br>様式は通知文に添付している。                                                  |   |   |   |
| 教科書需要票及び使用教科書一覧表の提出                                     | 教科書の発行に関する臨時措置法第<br>7条<br>同施行規則13条・14条              | 届 出  | 通知文の指定した期日までに教科書事務執行管理<br>システムを使用し、提出データと紙文書を1部提出                                                                                             |   |   |   |
| 使用教科書変更届                                                | "                                                   | 届 出  | 教育課程の変更等により、新たな教科書が必要になる<br>場合や逆に不要になる場合又は需要冊数が100冊以上<br>増減する場合は、11月末日までに使用教科書変更届を<br>1部提出。教科書に変更がなく、40冊から100冊未満<br>の数の増減については、2月上旬までに1部提出(※) |   |   |   |
| 〔関係法令等〕 学校教育法第34条(教科用図書・教材)、第62条(準用規定)<br>愛媛県教科書採択委員会規則 |                                                     |      |                                                                                                                                               |   |   |   |

## 3 教育課程等(学習指導要領については、平成30年告示によるものを(新)、平成21年告示によるものを(旧)、共通のものを(共)と表示。)

| 事務処理の内容                                                                                                                                                     | 根拠となる法令及び規則等                                                                                    | 処    | 理                                                                                                                                                                                                 | 方 | 法 | 等 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 教育課程の承認                                                                                                                                                     | 管理規則第10条(教育課程の編成)<br>" 第11条(教育課程の承認)<br>愛媛県立高等学校教育課程編成の<br>手引(平成23年3月)<br>同 (令和2年3月)            | 承認申請 | 教育課程表 (※)を大学科別に、3部提出<br>1 通常の場合 2月末日<br>2 人事異動等による一部変更 その都度<br>3 大幅に変更する場合(学科・類型の設置等)11月末日<br>4 教科書採択に係る変更がある場合 5月末日<br>なお、教育課程の基準については、愛媛県立学校教育<br>課程基準(一部改正)による。また、変更が生じた場合<br>は、速やかに変更承認申請書を提出 |   |   |   |
| 学校設定教科・科目                                                                                                                                                   | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の3(1)<br>(旧) 高等学校学習指導要領第1章第2款の4及び5                                          | 届 出  | 教育課程の申請時に、学校設定教科・科目設置届出書<br>を2部提出(※)                                                                                                                                                              |   |   |   |
| 道徳教育の全体計画                                                                                                                                                   | (新) 高等学校学習指導要領第1章第7款1<br>(新) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領<br>第1章第7節1<br>(新) 特別支援学校高等部学習指導要領第1章第<br>2節第7款 | 承認申請 | 教育課程の申請時に、3部提出                                                                                                                                                                                    |   |   |   |
| 総合的な探究の時間<br>の全体計画及び年間指導計画                                                                                                                                  | (新) 高等学校学習指導要領第1章及び第4章<br>(新) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領<br>第5章<br>(共) 特別支援学校高等部学習指導要領第4章              | 承認申請 | 教育課程の申請時に、「総合的な探究の時間」<br>の全体計画及び年間指導計画を各3部提出                                                                                                                                                      |   |   |   |
| 特別活動の全体計画及び<br>ホーム・ルーム活動年間計画表<br>学校行事年間計画表                                                                                                                  | (新) 高等学校学習指導要領第5章<br>(新) 特別支援学校小学部・中学部学習指導<br>要領第6章<br>(新) 特別支援学校高等部学習指導要領第5章                   | 承認申請 | 教育課程の申請時に、各3部提出                                                                                                                                                                                   |   |   |   |
| 代替科目                                                                                                                                                        | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の3<br>(旧) 高等学校学習指導要領第1章第3款の2                                                | 承認申請 | 教育課程の申請時に、代替教科・科目承認申請書を3部提出<br>(※)                                                                                                                                                                |   |   |   |
| 「総合的な探究の時間」の代替                                                                                                                                              | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の<br>3の(2)のイの(ウ)                                                            | 承認申請 | 教育課程の申請時に、「総合的な探究の時間」の<br>代替承認申請書を3部提出 (※)                                                                                                                                                        |   |   |   |
| 1単位時間の弾力的運用                                                                                                                                                 | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の3(2)キ<br>(旧) 高等学校学習指導要領第1章第4款の7                                            | 届 出  | 教育課程の申請時に、1単位時間の弾力的運用届出書を<br>2部提出 (※)                                                                                                                                                             |   |   |   |
| 必修教科目等の単位数の<br>一部削減                                                                                                                                         | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の3(2)ア<br>(旧) 高等学校学習指導要領第1章第3款(2)1                                          | 承認申請 | 教育課程の申請時に、必修教科目等単位数一部削減承認<br>申請書を3部提出(※)                                                                                                                                                          |   |   |   |
| 〔関係法令等〕 学校教育法施行規則第83条(教育課程)、第84条<br>地教法第21条(教育委員会の職務権限)第5号<br>・・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。                                                         |                                                                                                 |      |                                                                                                                                                                                                   |   |   |   |
| 自校以外の学習成果の単位認定(平成8年3月27日付け教高第331号により通知) 高等学校卒業程度認定試験については、平成26年6月23日<br>付け26教高第424号により通知                                                                    |                                                                                                 |      |                                                                                                                                                                                                   |   |   |   |
| 学校間連携                                                                                                                                                       | 愛媛県立高等学校学校間連携<br>運用指針                                                                           | 事前協議 | 学校間連携の実施について高校教育課長と事前協議を<br>行う。                                                                                                                                                                   |   |   |   |
| 技能審査                                                                                                                                                        | 愛媛県立高等学校技能審査の<br>成果の単位認定運用指針                                                                    | 届 出  | 学校間連携協定書の写しを速やかに提出                                                                                                                                                                                |   |   |   |
| 高等学校卒業程度<br>認定試験                                                                                                                                            | 愛媛県立高等学校における高等学校卒業<br>程度認定試験合格科目の単位認定運用指針                                                       | 届 出  | 技能審査の成果の単位認定に係る実施計画書<br>・5月末までに<br>技能審査の成果の単位認定に係る実施報告書<br>3月末までに                                                                                                                                 |   |   |   |
| ボランティア活動                                                                                                                                                    | 高齢者関係施設における<br>ボランティア活動の<br>単位認定実施要領                                                            | 届 出  | 高等学校卒業程度認定試験合格科目単位認定<br>実施報告書 当該年度末までに                                                                                                                                                            |   |   |   |
| 現場実習又は就業体験                                                                                                                                                  | (新) 高等学校学習指導要領第1章第2款の3(7)                                                                       | 届 出  | 単位認定に係るボランティア活動計画書 活動開始20日前までに<br>ボランティア活動の単位認定実施報告書 3月末までに<br>(注) 科目「介護実習」又は「生活と福祉」を履修中又は<br>履修後の生徒<br>(様式等は修学旅行に準じる。)                                                                           |   |   |   |
| 〔関係法令等〕 学校教育法施行規則第97条(学校間連携)、第98条(技能審査、ボランティア活動等に係る学修)<br>第99条(増加単位)、第100条(高等学校卒業程度認定試験合格科目)の単位認定<br>高等学校通信教育規程第12条(定通併修)<br>高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号) |                                                                                                 |      |                                                                                                                                                                                                   |   |   |   |

| 事務処理の内容                                                                                                                                | 根拠となる法令及び規則等                            | 処 理 方 法 等                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 懲戒処分及び<br>事故等の報告                                                                                                                       | 学校教育法施行細則<br>第12条（懲戒）第2項<br>第13条（事故の報告） | 報 告<br>速やかに報告のこと。<br>詳細は事務提要・庶務編ではP.1955、1956に、様式はP.2297～2321の例73～例75及び「事故・問題行動等及び災害発生時における対応」に示す。 |
| 〔関係法令等〕 学校教育法第11条（児童・生徒等の懲戒）、第59条（入学・退学・転学等）<br>学校教育法施行規則第26条（懲戒）、第94条（休学又は退学）<br>愛媛県県立学校管理規則第47条（休学、退学）、愛媛県県立学校学則第8条（入学、退学、転学、留学及び休学） |                                         |                                                                                                    |
| 事故・問題行動等及び災害発生時における対応                                                                                                                  |                                         |                                                                                                    |
| 生徒に関わる事故及び問題行動への対応（学校安全を含む。）                                                                                                           | 学校教育法施行細則<br>第13条（事故の報告）                | 報告（電話・文書）<br>詳細は「事故・問題行動等発生時における対応マニュアル」を参照のこと。（生徒指導主事連絡協議会で配付）                                    |

## 5 入学者選抜（高校）

| 事務処理の内容                                                               |                         | 根拠となる法令及び規則等                                                                     | 処理方法等                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般入学者選抜                                                               | 県外からの入学<br>志願者の受付       | 愛媛県県立高等学校<br>入学者選抜実施要項<br>愛媛県県立高等学校<br>入学者選抜実施細目                                 | 承認申請<br>高等学校長が、志願理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う場合は志願変更期間中も含む。）に、県外からの入学志願者受付承認願2部を提出。なお、締切り間際で郵送では間に合わない場合は、とりあえずファックスで行うこと。様式は愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目に示す。 |
|                                                                       | 志願者数(変更前)報告             |                                                                                  | 報告(報告システム・文書) 報告システムは締切り後直ちに                                                                                                                            |
|                                                                       | 志願者数(変更後)報告             |                                                                                  | 〃 〃                                                                                                                                                     |
|                                                                       | 学力検査実施状況報告              |                                                                                  | 〃 報告システムは午前10時までに（2日目も同じ）                                                                                                                               |
|                                                                       | 合格者数報告                  |                                                                                  | 〃 報告システムは発表後直ちに                                                                                                                                         |
|                                                                       | 各種報告書の提出                |                                                                                  | 報告(文書及び電子データによる) ・学力検査得点度数分布表<br>報告(文書) ・学力検査問題別解答表 ・学力検査に対する意見<br>・学力検査成績等一覧表 ・合格者成績調査表                                                                |
| 特色入学者選抜                                                               | 県外からの入学志願者の受付<br>(全国募集) |                                                                                  | 承認申請 (一般入学者選抜に準ずる。)                                                                                                                                     |
|                                                                       | 特色入学志願者数報告              | 〃                                                                                | 報告(報告システム) 報告システムは締切り後直ちに                                                                                                                               |
|                                                                       | 特色入学実施状況報告              | 〃                                                                                | 〃 報告システムは午前10時までに                                                                                                                                       |
|                                                                       | 特色入学合格内定者数報告            | 〃                                                                                | 〃 報告システムは午前10時30分までに                                                                                                                                    |
|                                                                       | 特色入学確約書提出者数報告           | 〃                                                                                | 〃 報告システムは締切り後直ちに                                                                                                                                        |
| 定時制2次募集                                                               | 県外からの入学志願者の受付           |                                                                                  | 承認申請 (一般入学者選抜に準ずる。)                                                                                                                                     |
|                                                                       | 志願者数報告                  | 〃                                                                                | 報告(報告システム・文書) 報告システムは締切り後直ちに                                                                                                                            |
|                                                                       | 学力検査実施状況報告              | 〃                                                                                | 〃 報告システムは午前10時までに                                                                                                                                       |
|                                                                       | 合格者数報告                  | 〃                                                                                | 〃 報告システムは発表後直ちに                                                                                                                                         |
|                                                                       | 学力検査成績等一覧表の提出           |                                                                                  | 報告(文書)                                                                                                                                                  |
| 〔関係法令等〕 管理規則第44条（入学の許可）第2項<br>学校教育法第57条（入学資格）<br>愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 |                         | 学校教育法施行規則第90条（入学の許可及び選抜）<br>学校教育法施行規則第95条（中学校卒業者と同等者）<br>愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項、実施細目 |                                                                                                                                                         |

## 入学者選抜（特別支援学校）

| 事務処理の内容       | 根拠となる法令及び規則等                                               | 処 理 方 法 等                                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県外からの入学志願者の受付 | 愛媛県県立特別支援学校高等部<br>入学者選抜実施要項<br>愛媛県県立特別支援学校高等部<br>入学者選抜実施細目 | 承認申請 県外から入学を志願する者は、入学志願理由書を入学願書に添えて志願先校長に提出。志願先校長は志願理由が適当と認められた者について出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願を2部提出 |
| 入学志願者数報告      |                                                            | 報告（校務系メッセージ・文書） 校務系メッセージは入学願書受付終了日の午後2時まで                                                       |
| 受検者数報告        |                                                            | 報告（校務系メッセージ） 入学者選抜当日、受付後速やかに                                                                    |
| 合格者数報告        |                                                            | 報告（校務系メッセージ・文書） 校務系メッセージは合格発表後速やかに                                                              |
| 各種報告書の提出      |                                                            | 報告（文書） ・学力検査等実施委員会の構成 ・選考委員会の構成<br>・学力検査の教科名 ・問題の作成意図<br>・学力検査問題用紙及び解答 ・適性検査の内容<br>・選抜の判定結果表 等  |

## 6 学校評価

| 事務処理の内容    | 根拠となる法令及び規則等                          | 処 理 方 法 等   |
|------------|---------------------------------------|-------------|
| 自己評価表（計画）  | 学校教育法第42条、43条                         | 報告（文書） 5月末日 |
| 自己評価表（最終）  | 学校教育法施行規則第66条、67条、68条                 | 報告（文書） 3月末日 |
| 学校関係者評価報告書 | 愛媛県県立学校管理規則第49条の4<br>県立学校における学校評価実施要領 | 報告（文書） 3月末日 |

## 7 教員研修における欠席

NO. 4

| 事務処理の内容                                                                | 根拠となる法令及び規則等 | 処 | 理 | 方 | 法 | 等                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------|--------------|---|---|---|---|------------------------------------------------------------------------------------|
| 初任者研修における欠席                                                            | —————        | 届 | 出 |   |   | 校外研修を欠席する場合は、欠席届を総合教育センターに1部提出<br>様式は「愛媛県立学校初任者研修及びフォローアップ研修年間研修計画・研修の手引」を参考にすること。 |
| フォローアップ研修における受講年度の変更及び欠席                                               | —————        | 届 | 出 |   |   | 特別な事情で受講できない場合は、基礎研修受講年度変更願を、また、欠席する場合は欠席届を総合教育センターに提出                             |
| キャリアアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおける受講年度の変更及び欠席                                          | —————        | 届 | 出 |   |   | 特別な事情で受講できない場合は、基礎研修受講年度変更願を、また、やむを得ない事情で欠席する場合は欠席届を総合教育センターに提出                    |
| 〔関係法令等〕 教育公務員特例法第21条（研修）第1項 教育公務員特例法第24条（中堅教諭等資質向上研修）<br>“ 第23条（初任者研修） |              |   |   |   |   |                                                                                    |

## 8 その他

| 事務処理の内容   | 根拠となる法令及び規則等           | 届 | 出 | 報 | 告 | 提出                                                     |
|-----------|------------------------|---|---|---|---|--------------------------------------------------------|
| 教育実習生の受入れ | 「愛媛県立学校における教育実習実施取扱要領」 | 届 | 出 | 報 | 告 | 提出                                                     |
|           |                        |   |   |   |   | 実習開始1週間前までに教育実習実施届出書を1部提出<br>実習実施終了後速やかに教育実習実施報告書を1部提出 |

## II その他の事項

| 事項名等                             | 根拠となる法令及び規則等                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入学及び編入学                          | 管理規則第42条（入学及び編入学）<br>第1項・・入学できる者 ————— 学校教育法第57条（入学の資格）<br>学校教育法施行規則第95条（中学校卒業者と同等者）<br>第2項・・編入学できる者 ————— 学校教育法施行規則第91条（編入学者の資格）<br>第3項・・編入学できる者（単位制） — 単位制高等学校教育規程第4条（編入学）                                                                |
| 入学の許可                            | 管理規則第44条（入学の許可）第1項 ————— 学校教育法施行規則第90条（入学者の選抜）の第1項                                                                                                                                                                                          |
| 転学、転籍                            | 管理規則第45条（転学、転籍） ————— 学校教育法施行規則第92条（転学・転籍）<br>愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則<br>愛媛県立中等教育学校学校の通学区域に関する規則                                                                                                                                                |
| 転学の手続                            | 管理規則第46条（転学の手続）<br>第1項・・在学証明書等の送付 ————— 学校教育法施行規則第92条（転学・転籍）<br>第2項・・転学の許可 ————— 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則<br>愛媛県立中等教育学校学校の通学区域に関する規則<br>第4項・・全日制・定時制の課程相互の間の転学又は転籍<br>————— 学校教育法施行規則第92条（転学・転籍）の第2項<br>第5項・・転学・転籍の許可（単位制） — 単位制高等学校教育規程第5条（転入学） |
| 転入学及び編入学の取扱い                     | 平成22年3月23日付け教高第1257号「愛媛県立高等学校における転入学及び編入学の取扱要領について」                                                                                                                                                                                         |
| 留学                               | 管理規則第46条の2（留学） ————— 学校教育法施行規則第93条（留学）第1項                                                                                                                                                                                                   |
| 休学、退学                            | 管理規則第47条（休学、退学） ————— 学校教育法施行規則第94条（休学・退学）                                                                                                                                                                                                  |
| 入学資格の認定                          | 管理規則第48条（入学資格の認定） ————— 学校教育法施行規則第95条（中学校卒業者と同等者）第5号                                                                                                                                                                                        |
| 卒業の単位認定等                         | 学校教育法施行規則第57条（修了・卒業の認定）<br>“ 第58条（卒業証書）<br>“ 第96条（修了の認定）<br>（新）高等学校学習指導要領 第1章 第4款（単位の修得及び卒業の認定）<br>学校教育法施行規則第93条（留学）第2項<br>昭和63年7月18日付け高校長協第72号「生徒の外国留学に関する取扱いについて」                                                                         |
| 学校訪問研修                           | 地教法第21条（教育委員会の職務権限）第5号<br>学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。                                                                                                                                                                               |
| 学校週5日制                           | 学校教育法施行規則第61条（休業日）                                                                                                                                                                                                                          |
| 特定の科目の聴講生<br>（単位制による定時制・通信制課程のみ） | 管理規則第48条の2（科目履修生） 単位制高等学校教育規程第9条（科目履修生）                                                                                                                                                                                                     |

県立高等学校長 様  
県立中等教育学校長 様

愛媛県教育委員会事務局  
指導部 高校教育課長

令和 8 年度の教育課程承認申請手続きについて

次年度の教育課程の承認申請については、例年、現行の教育課程から大幅な変更がある場合には 11 月末までに、通常の場合には 2 月末までに手続きを行うこととなっています。

ただし、履修科目の変更等により、教科書採択に係る変更がある場合には、5 月末までに手続きを行う必要があります。

ついては、令和 8 年度の教育課程の編成において、教科書採択に係る変更がある場合には、事前に連絡願うとともに、別添留意事項を参照の上、下記により、標記の申請手続きを行うよう配意をお願いします。

記

< 令和 8 年度の教育課程承認申請手続き（教科書採択に係る変更がある場合） >

1 提出物（全て A 4 判）

| 提出物 |                    | 提出部数 | 対象校 |
|-----|--------------------|------|-----|
| ①   | 教育課程表（大学科別）        | 3 部  | 当該校 |
| ②   | 学校設定教科・科目設置届出書     | 2 部  | 当該校 |
| ③   | 必履修科目等単位数一部削減承認申請書 | 3 部  | 当該校 |

注 1 ①については、令和 7 年度教育課程表を 1 部添付すること。

2 ②、③については、令和 8 年度に変更が生じる学年についてのみ提出すること。

2 承認申請手続きの期限  
令和 7 年 5 月末

〈問合せ先〉  
高校教育課 教育指導グループ  
担当 森 洋明  
(TEL) 089-912-2953  
(FAX) 089-912-2949

## 「令和8年度の教育課程承認申請手続きについて」の留意事項 (教科書採択に係る変更がある場合)

- 1 本通知は、現行の教育課程から大幅な変更があり、それにより、教科書採択に係る変更が生じる学校に対して、事前に教育課程を承認するためのものである。
- 2 教科書採択に係る変更が生じる場合には、5月末までに承認申請することとしているが、その後に変更しようとする場合には、事前に相談の上、11月末までに変更申請を行うこと。  
 ただし、6月以降に履修する科目を変更する場合、採択する教科書は愛媛県教科書目録の中にあるものを使用することになるので留意すること。
- 3 大幅な変更がある場合には、承認申請手続きをスムーズに行うため、事前に担当指導主事と協議すること。
- 4 教育課程表の作成に当たっての留意事項
  - (1) 新学習指導要領の実施に係る教育課程については、令和2年3月末に送付した「愛媛県県立高等学校教育課程編成の手引」を参照すること。
  - (2) 教科・科目記載の順序等は、学習指導要領に従って記入すること。
  - (3) 共通教科「情報」や「総合的な探究の時間」を専門教科・科目で代替する場合には、それぞれの欄に標準単位数のみ記入し、備考の欄に専門教科・科目名と代替する旨及びその単位数を記入すること。
  - (4) 学校設定教科・科目は、その教科名・科目名に記号を付けるなどして、学習指導要領に定められた教科・科目等とは区別して示し、備考の欄にその旨を記入すること。(例：「\*印は学校設定教科・科目を示す。」等)

(参考) 教育課程承認申請手続きの期限

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 教育課程の大幅な変更あり<br>(教科書採択に係る変更が生じる場合)  | 5月末  |
| 教育課程の大幅な変更あり<br>(教科書採択に係る変更が生じない場合) | 11月末 |
| 通常の場合                               | 2月末  |

## 教育課程の承認手続きに係る留意事項

### 1 提出物

|   | 提出物                                | 様式         | 提出部数  | 対象校 |
|---|------------------------------------|------------|-------|-----|
| ① | 教育課程表（大学科別、新・旧課程別）                 | 様式 1       | 各 3 部 | 全 校 |
| ② | 学校設定教科・科目設置届出書                     | 様式 2       | 2 部   | 当該校 |
| ③ | 「総合的な探究の時間」の全体計画及び年間指導計画           |            | 各 3 部 | 当該校 |
| ④ | 特別活動の全体計画及びホームルーム活動年間計画表、学校行事年間計画表 |            | 各 3 部 | 全 校 |
| ⑤ | 道徳教育の全体計画                          |            | 3 部   | 全 校 |
| ⑥ | 代替教科・科目承認申請書、代替教科、科目の指導内容          | 様式 3 の 1・2 | 各 3 部 | 当該校 |
| ⑦ | 「総合的な探究の時間」の代替承認申請書                | 様式 3 の 3   | 3 部   | 当該校 |
| ⑧ | 学期変更届出書                            | 様式 4       | 2 部   | 当該校 |
| ⑨ | 1 単位時間の弾力的運用届出書                    | 様式 5       | 2 部   | 当該校 |
| ⑩ | 必履修科目等単位数一部削減承認申請書                 | 様式 6       | 3 部   | 当該校 |
| ⑪ | 休業日届出書                             | 様式 7       | 1 部   | 全 校 |

### 2 提出期限

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 通常の場合             | 2 月末日  |
| (2) 大幅に変更する場合         | 11 月末日 |
| (3) 教科書採択に係る変更がある場合のみ | 5 月末日  |
- （提出するもの等については、令和 7 年 4 月 23 日付け 7 教高第 134 号によること。）

### 3 留意事項

- (1) 教育課程を変更する場合
  - ア 事前に当該教科等の指導主事と協議すること。
  - イ 変更理由書を添付すること。（別紙 1 参照）
  - ウ 入学年度ごとに、変更前の教育課程表を添付し、変更点が分かりやすいように表示すること。（別紙 2 参照）
- (2) ⑤～⑩を新たに届出・申請する場合には、事前に当該教科等の担当指導主事と協議すること。
- (3) ①～⑪を、併せて提出すること。
- (4) 提出書類は、全て A 4 判 とする。
- (5) 使用教科書の変更を伴う申請については、承認後、使用教科書の変更手続きを適切に行うこと。
- (6) ホームルーム活動年間計画表の内容事項（令和元年度から）
  - ① ホームルームや学校における生活づくりへの参画
  - ② 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
  - ③ 一人一人のキャリア形成と自己実現
- (7) 教育課程表の記載等
  - ア 科目記載の順序、標準単位数等は、学習指導要領に従って正確に記入すること。
  - イ 科目名等は省略しないで、正式名称を記載すること。また、開設しない不要な教科目欄は設けないこと。
  - ウ 共通教科「情報」と「総合的な探究の時間」の欄を必ず設けること。
  - エ 「総合的な探究の時間」の記入欄は、特別活動欄の上に設けること。
  - オ 特別活動の欄については、ホームルーム活動の欄を設けて、履修単位数が分かるように記載すること。
  - カ 各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行う場合は、その旨を教育課程表の備考欄に記入すること。
  - キ 教育課程表の様式について、「普通科目計」「専門科目計」と示していた欄を「共通教科・科目計」「専門教科・科目計」と変更すること。
  - ク 学校設定教科・科目は、その教科名・科目名に記号を付けるなどして、学習指導要領に定められた教科・科目等とは区別して示し、備考の欄にその旨を記入すること。**  
（例：「\* 印は学校設定教科・科目を示す。」等
  - ケ 押印の必要はない。（令和 5 年 2 月 2 日付け 4 教高第 1625 号）

(別紙 1) ※教育課程を変更する際に、教育課程表に添付して提出する。

(記入例)

## 令和 8 年度教育課程変更内容とその理由

〇〇高等学校 (〇〇制課程)

全体として選択科目を増やし、生徒の多様な適性や進路希望に柔軟に対応するよう配慮した。

### 1 教科・科目等の変更内容及び理由

- (1) 令和 8 年度入学生  
情報

I・II 類型ともに、2 年次より「情報 II」を、3 年次では学校設定科目「情報探究」の選択履修を可能とし、3 年間の継続的な学習をととして、学習が深まるよう配慮した。

- (2) 令和 6・7 年度入学生  
地理歴史

II 類型においても、学校設定科目「地域研究」を履修させ、教科等横断的な学習をととして、生徒の資質・能力が、より育成されるよう配慮した。

理科

I 類型において、3 年次の選択科目において、「物理」又は「生物」又は「地学」を選択履修できるようにし、理科への興味・関心が高まるよう配慮した。

商業

簿記の基礎を確実に身に付けさせるために、履修単位数を 3 単位から 4 単位に増加した。

(以下略)

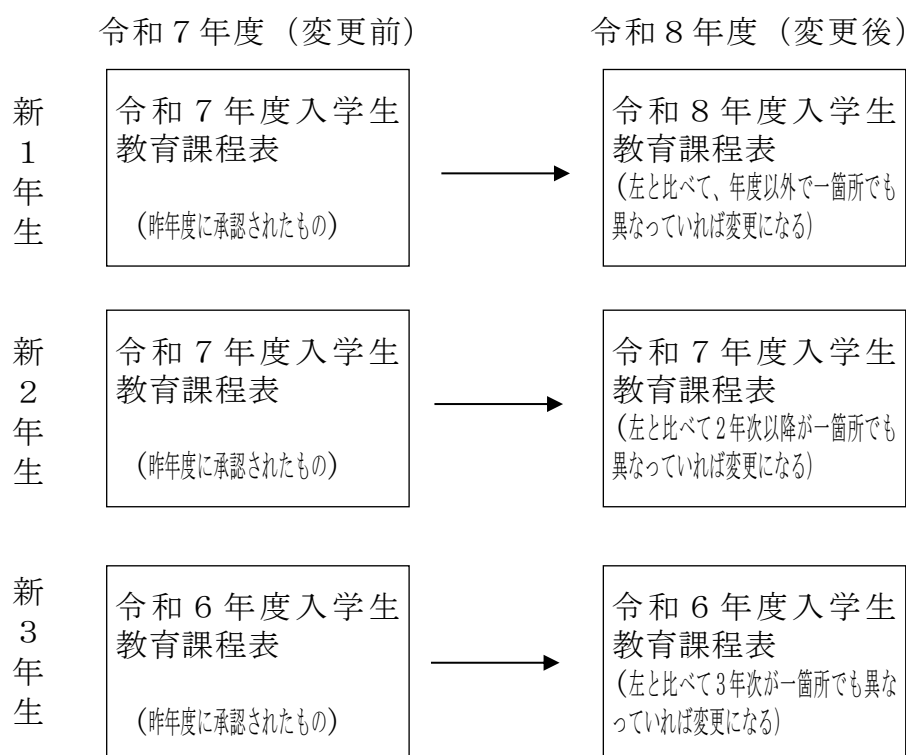
### 2 教育課程の変更に当たって、工夫及び配慮した点

「学習指導要領の趣旨を生かすために各学校において工夫した点」、「必修履修である共通教科「情報」や「総合的な探究の時間」の履修について配慮した点」があれば、簡潔に記入すること。



(別紙 2) (教育課程を変更する場合)の教育課程表の書き方等)

1 教育課程変更の判断の基準



2 教育課程表への記入の仕方

変更前・変更後の教育課程表の中に、科目の変更、単位数の変更を表示する。その要領は、次のとおりである。

- ① なくなった科目については、教育課程表(変更前)の単位数の欄に、「3 → 0」のように記入する。
- ② 上記①以外で、科目の履修単位数の変更や新しい科目の履修については、教育課程表(変更後)の単位数の欄に、「5 → 4」や「0 → 5」のように記入する。(履修単位数の計あるいは小計や合計等の欄についても、同じように、変更が分かるように記入すること。)
- ③ 上記①及び②については、変更点を朱書するか又はマーカーで塗る。

3 教育課程に変更がある場合の教育課程表の提出について

当該入学年度の教育課程表を次の 3 種類提出すること。

- ・教育課程表(変更前)を 1 部

※上記 2 の①の記入があるときは、それを記入すること。

- ・教育課程表(変更後)の上記 2 の②の変更点を記入したものを 1 部
- ・教育課程表(変更後)の変更点を記入していないものを 3 部

令和 8 年 度 教 育 課 程 表

愛媛県立〇〇〇高等学校

| 令和 8 年度入学（〇〇〇科） |                   |            | （〇〇制・〇校）                                                                      |     |     |   |        |     |     |   |
|-----------------|-------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---|--------|-----|-----|---|
| 区 分             |                   |            | I 類 型                                                                         |     |     |   | II 類 型 |     |     |   |
| 教 科             | 科 目               | 標 準<br>単位数 | 1 年                                                                           | 2 年 | 3 年 | 計 | 1 年    | 2 年 | 3 年 | 計 |
| 国語              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 地理歴史            |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 公民              | *愛媛学<br>←(学校設定科目) |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 数学              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 理科              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 保健体育            |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 芸術              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 外国語             |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 家庭              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 情報              |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| *△<br>△         | ←(学校設定教科)         |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 共 通 教 科 ・ 科 目 計 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| ○<br>○          |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| *△<br>△         |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
|                 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 専 門 教 科 ・ 科 目 計 |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 小 計             |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 総合的な探究の時間       |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 特 別 活 動         |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| ホームルーム活動        |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 合 計             |                   |            |                                                                               |     |     |   |        |     |     |   |
| 備 考             |                   |            | 類型の特色や代替科目等を設置する場合には、その旨を記載すること。<br>各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行う場合は、その旨を備考欄に記載すること。 |     |     |   |        |     |     |   |

\*は学校設定教科・科目を示す。

- 注 1   （小計の欄）＝（共通教科・科目計）＋（専門教科・科目計）
- 2   総合的な探究の時間の標準単位数は、3～6単位と記入すること。
- 3   単位制高校においては、共通教科・専門教科の順に記載すること。ただし、それぞれの計の欄は不要である。
- 4   A 4 判を縦に用いること。

様式 2

令和 8 年度学校設定教科・科目設置届出書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

\_\_\_\_\_  
高等学校長

次のとおり、学校設定教科及び学校設定科目を設置したいので、届け出ます。

|             |     |      |      |          |    |
|-------------|-----|------|------|----------|----|
| 教科名         |     | 科目名  |      | 履修単位数    |    |
| 課程          |     | 履修学科 |      | 履修学年（年次） |    |
| 教科・科目の目標    |     |      |      |          |    |
| 主たる教材       | 書名  | 編著者  |      | 発行所      |    |
|             |     |      |      |          |    |
| 年 間 指 導 計 画 |     |      |      |          |    |
| 月           | 大単元 | 小単元  | 指導内容 |          | 時間 |
|             |     |      |      |          |    |

- 注 1 「学校設定教科」及び「学校設定科目」のうち、不要な文字を二重線（=====）で消すこと。
- 2 「教科・科目の目標」欄には、上段に「学校設定教科」の目標を、下段に当該教科に関する科目の目標を記入すること。ただし、既存の教科の中に「学校設定科目」のみを設置する場合は、教科の目標は記入しなくてもよい。
- 3 様式はA 4 判を使用し、紙面が不足する場合は、別葉とすること。
- 4 主たる教材を添付すること。

様式 3 の 1

## 令和 8 年度代替教科・科目承認申請書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立 高等学校長

次のとおり代替履修を行いたいので、承認されるよう申請します。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 専門教科・科目名        |  |
| 必履修教科・科目名       |  |
| 代 替 単 位 数       |  |
| 履 修 学 年 ( 学 科 ) |  |
| 理 由             |  |

【代替する教科・科目名】

| 指 導 項 目 | 指 導 内 容 | 時間数 | 備 考 |
|---------|---------|-----|-----|
|         |         |     |     |
| 計       |         |     | 単位  |
| 合 計     |         | 時間  |     |
| 単 位 数   |         | 単位  |     |

## 令和 8 年度「総合的な探究の時間」の代替承認申請書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

\_\_\_\_\_  
高等学校長

次のとおり、【「課題研究」等】の履修により「総合的な探究の時間」の代替を行いたいので承認されるよう申請します。

|                     |      |      |      |          |            |
|---------------------|------|------|------|----------|------------|
| 教科名                 |      | 科目名  | 課題研究 | 履修単位数    |            |
| 課程                  |      | 履修学科 |      | 履修学年(年次) |            |
| 「総合的な探究の時間」に代替する単位数 |      |      |      | 単位       |            |
| 課題研究等の目標            |      |      |      |          |            |
| 代替する理由              |      |      |      |          |            |
| 年 間 指 導 計 画         |      |      |      |          |            |
| 月                   | 指導内容 |      |      | 時間       | 生徒の活動や留意事項 |
|                     |      |      |      |          |            |

注 様式は A 4 判を使用し、紙面が不足する場合は、別葉とすること。

様式 4

## 学 期 変 更 届 出 書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立 高等学校長

令和 年度から、次のとおり 学期制を 学期制に変更したい  
のでお届けします。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 前 期<br>( 1 学 期 ) | 月 日 ～ 月 日 |
| 後 期<br>( 2 学 期 ) | 月 日 ～ 月 日 |
| ( 3 学 期 )        | 月 日 ～ 月 日 |
| 変 更 す る 理 由      |           |
| 備 考              |           |

注 1 様式はA4判とすること。

2 「備考」の欄には、秋季休業日の設定等について記述すること。

様式 5

令和 8 年度 1 単位時間の弾力的運用届出書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

\_\_\_\_\_ 高等学校長 \_\_\_\_\_

次のとおり、授業の 1 単位時間を弾力的に運用したいので、届け出ます。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>ね ら い<br/>(目的・効果)</p> |  |
| <p>実 施 方 法</p>           |  |
| <p>1 日 の 時 程</p>         |  |

注 1 用紙は A 4 判を使用し、紙面が不足する場合は、別葉とすること。

2 「ねらい (目的・効果)」欄には、1 単位時間の弾力的運用を行う主な目的及び期待できる効果を記入すること。

3 「実施方法」の欄には

(1) 1 単位時間を「〇〇分」で実施することなどを記入すること。

(2) 標準授業時数確保 (1 単位当たり 1,750 分の授業時間の確保) の方策について具体的に記入すること。

なお、必要に応じて、週時程や時間配当に関する年間授業計画などの資料を添付すること。

4 「1 日の時程」の欄は、1 日の時程を記入すること。曜日によって異なる場合には、その全部を記入すること。



令和 8 年度必修科目等単位数一部削減承認申請書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立 高等学校長

次のとおり必修科目等の単位数の一部を削減したいので、承認されるよう申請します。

|           |  |
|-----------|--|
| 教科・科目等名   |  |
| 履 修 学 年   |  |
| 標 準 単 位 数 |  |
| 削 減 単 位 数 |  |
| 設 定 単 位 数 |  |
| 理 由       |  |

様式 7

令和 8 年 度 休 業 日 届 出 書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立 学校長

次のとおり令和 年度の休業日を定めたいので、愛媛県県立学校管理規則第 6 条の規定により届け出ます。

記

| 休 業 日               | 期 間               | 日 数 |
|---------------------|-------------------|-----|
| 学年始休業日              | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 夏 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 秋 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 冬 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 学年末休業日              | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 体 験 的 学 習<br>活動等休業日 | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 総 日 数               |                   | 日間  |

注 1 秋季休業日又は体験的学習活動等休業日を設定しない場合は、その欄に斜線を入れること。

注 2 体験的学習活動等休業日とは、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日の略である。

## 愛媛県県立学校における知識・技能審査に係る学修の 単位認定に関する運用指針

### 1 趣旨

この運用指針は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第98条（第113条第3項及び第135条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく愛媛県県立学校（愛媛県立高等学校、愛媛県立中等教育学校の後期課程及び愛媛県立特別支援学校の高等部に限る。以下同じ。以下「県立学校」という。）における知識・技能審査に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 知識・技能審査に係る学修の単位認定の方針

県立学校の特に職業教育の分野においては、生徒の主体的な学習態度を育成する上で有益と考えられるものについて資格等の取得を奨励しており、知識・技能審査に係る学修の単位認定を、生徒の学習意欲の喚起や優れた能力の一層の伸長を図る観点から行うものとする。

### 3 実施の範囲

知識・技能審査に係る学修の単位認定は、すべての県立学校で実施することができる。

### 4 教科・科目の単位修得の認定等

- (1) 学校長は、生徒が在籍中に取得した知識・技能審査に係る学修を、その内容に対応する科目（以下「対応科目」という。）について当該生徒が修得した単位数に加える単位数として、認定することができる。
- (2) 単位認定ができる知識・技能審査の内容、実施団体名、対応科目及び増加単位数は、別表のとおりとする。
- (3) 知識・技能審査に係る学修として認定できる単位数は、規則第98条1号及び同条3号により規定する学修により認定することができる単位数と合わせて36単位以内とする。
- (4) 学校長は、愛媛県立高等学校及び愛媛県立中等教育学校（以下「高等学校等」という。）においては愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）と、愛媛県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）においては愛媛県教育委員会事務局指導部特別支援教育課長（以下「特別支援教育課長」という。）と協議の上、学校の実態に応じて、単位認定を行うための規程を定めるものとする。

### 5 実施の手続

- (1) 知識・技能審査に係る学修の単位認定を行うに当たっては、当該認定を行う年度の5月末日までに、知識・技能審査に係る学修の単位認定に関する実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を、高等学校等においては高校教育課長に、特別支援学校においては特別支援教育課長に提出するものとする。

なお、計画変更があれば、その都度実施計画書を提出すること。

- (2) 知識・技能審査に係る学修の単位認定を行ったときは、当該認定を行った年度の3月末日までに、知識・技能審査に係る学修の単位認定に関する実施報告書（様式第2号）を、高等学校等においては高校教育課長に、特別支援学校においては特別支援教育課長に提出するものとする。

附 則

この運用指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用指針は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この運用指針の施行の日以後に高等学校に入学する者に係る技能審査の成果の単位認定について適用し、同日前に高等学校に入学した者に係る技能審査の成果の単位認定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月1日以降に高等学校に入学した者に係る技能審査の成果の単位認定について適用し、同日前に高等学校に入学した者に係る技能審査の成果の単位認定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用指針は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この運用指針の施行の日以後に県立学校に入学する者に係る知識・技能審査に係る学修の単位認定について適用し、同日前に県立学校に入学した者に係る知識・技能審査に係る学修の単位認定については、なお従前の例による。

## (別表) 知識・技能審査に係る学修の単位認定基準

(令和7年4月1日改訂)

## 1 国語

No. 1

| 知識・技能審査の内容 | 実施団体名      | 対応科目  |       | 増加単位数 |
|------------|------------|-------|-------|-------|
|            |            | 科目名   | 標準単位数 |       |
| 日本漢字能力検定2級 | 日本漢字能力検定協会 | 現代の国語 | 2     | 2     |
|            |            | 国語表現  | 4     |       |

## 2 芸術

| 知識・技能審査の内容 | 実施団体名      | 対応科目 |       | 増加単位数 |
|------------|------------|------|-------|-------|
|            |            | 科目名  | 標準単位数 |       |
| 色彩検定2級     | 色彩検定協会     | 美術Ⅰ  | 2     | 1     |
|            |            | 美術Ⅱ  |       |       |
|            |            | 美術Ⅲ  |       |       |
| 硬筆書写技能検定2級 | 日本書写技能検定協会 | 書道Ⅰ  | 2     | 1     |
|            |            | 書道Ⅱ  |       |       |
|            |            | 書道Ⅲ  |       |       |
| 毛筆書写技能検定2級 | 日本書写技能検定協会 | 書道Ⅰ  | 2     | 1     |
|            |            | 書道Ⅱ  |       |       |
|            |            | 書道Ⅲ  |       |       |

## 3 英語

| 知識・技能審査の内容 | 実施団体名    | 対応科目         |       | 増加単位数 |
|------------|----------|--------------|-------|-------|
|            |          | 科目名          | 標準単位数 |       |
| 実用英語技能検定2級 | 日本英語検定協会 | 英語コミュニケーションⅠ | 3     | 3     |
|            |          | 英語コミュニケーションⅡ | 4     |       |
|            |          | 論理・表現Ⅰ       | 2     |       |
|            |          | 論理・表現Ⅱ       | 2     |       |

## 4 家庭

| 知 識・技 能 審 査 の 内 容                     | 実 施 団 体 名      | 対 応 科 目    |        | 増加単位数 |
|---------------------------------------|----------------|------------|--------|-------|
|                                       |                | 科 目 名      | 標準単位数  |       |
| 全国高等学校家庭科被服製作<br>技術検定<br><br>(和服) 1 級 | 全国高等学校家庭科教育振興会 | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | 服飾文化       | 2 ～ 4  |       |
|                                       |                | ファッション造形基礎 | 2 ～ 8  |       |
| ファッション造形                              |                | 2 ～ 10     |        |       |
| 全国高等学校家庭科被服製作<br>技術検定<br><br>(洋服) 1 級 |                | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | 服飾文化       | 2 ～ 4  |       |
|                                       |                | ファッション造形基礎 | 2 ～ 8  |       |
| ファッション造形                              |                | 2 ～ 10     |        |       |
| 全国高等学校家庭科食物調理<br>技術検定<br><br>1 級      | 課題研究           | 2 ～ 4      | 2      |       |
|                                       | フードデザイン        | 2 ～ 6      |        |       |
|                                       | 調理             | 2 ～ 14     |        |       |
| 全国高等学校家庭科<br>保育技術検定<br><br>1 級        | 課題研究           | 2 ～ 4      |        | 2     |
|                                       | 保育基礎           | 2 ～ 6      |        |       |
|                                       | 保育実践           | 2 ～ 8      |        |       |
| 毛糸編物技能検定<br><br>2 級                   | 日本編物検定協会       | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | 服飾手芸       | 2 ～ 4  |       |
| レース編物技能検定<br><br>2 級                  | 日本編物検定協会       | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | 服飾手芸       | 2 ～ 4  |       |
| 家庭料理技能検定<br><br>2 級                   | 香川栄養学園         | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | フードデザイン    | 2 ～ 6  |       |
|                                       |                | 調理         | 2 ～ 14 |       |
| ビジネス文書実務検定<br><br>1 級                 | 全国商業高等学校協会     | 課題研究       | 2 ～ 4  | 2     |
|                                       |                | 生活産業情報     | 2 ～ 4  |       |

## 5 農業

| 知識・技能審査の内容            | 実施団体名      | 対応科目        |       | 増加単位数 |
|-----------------------|------------|-------------|-------|-------|
|                       |            | 科目名         | 標準単位数 |       |
| 毒物劇物取扱責任者             | 厚生労働省      | 課題研究        | 2～6   | 2     |
|                       |            | 作物          | 2～8   |       |
|                       |            | 野菜          | 2～10  |       |
|                       |            | 果樹          | 2～10  |       |
|                       |            | 草花          | 2～10  |       |
|                       |            | 植物バイオテクノロジー | 2～6   |       |
|                       |            | 食品化学        | 2～12  |       |
|                       |            | 森林科学        | 2～10  |       |
|                       |            | 生物活用        | 2～8   |       |
|                       |            |             |       |       |
| 危険物取扱者(乙種)<br>(1類～6類) | 消防試験研究センター | 課題研究        | 2～6   | 各1    |
|                       |            | 作物          | 2～8   |       |
|                       |            | 野菜          | 2～10  |       |
|                       |            | 果樹          | 2～10  |       |
|                       |            | 草花          | 2～10  |       |
|                       |            | 畜産          | 2～12  |       |
|                       |            | 農業機械        | 2～8   |       |
|                       |            | 植物バイオテクノロジー | 2～6   |       |
|                       |            | 食品化学        | 2～12  |       |
|                       |            | 林産物利用       | 2～10  |       |
|                       |            | 造園施工管理      | 2～12  |       |
|                       |            | 造園植栽        | 2～10  |       |
|                       |            | 生物活用        | 2～8   |       |
| 二級ボイラー技士              | 安全衛生技術試験協会 | 課題研究        | 2～6   | 1     |
|                       |            | 野菜          | 2～10  |       |
|                       |            | 果樹          | 2～10  |       |
|                       |            | 草花          | 2～10  |       |
|                       |            | 食品製造        | 2～12  |       |

|                                                    |                       |                                                                               |                                                                                     |   |
|----------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|
| フラワー装飾技能士 2 級                                      | 厚生労働省                 | 課題研究<br>草花<br>生物活用                                                            | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 8                                                            | 2 |
| フラワー装飾技能士 3 級                                      | 厚生労働省                 | 課題研究<br>草花<br>生物活用                                                            | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 8                                                            | 1 |
| 大型特殊自動車運転免許                                        | 内閣府                   | 課題研究<br>作物<br>畜産<br>農業機械<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園施工管理<br>造園植栽                  | 2 ～ 6<br>2 ～ 8<br>2 ～ 12<br>2 ～ 8<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10           | 2 |
| 測量士                                                | 国土地理院                 | 課題研究<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園施工管理<br>造園植栽<br>測量                                | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12                             | 4 |
| 測量士補                                               | 国土地理院                 | 課題研究<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園施工管理<br>造園植栽<br>測量                                | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12                             | 3 |
| 公害防止管理者<br>(騒音、振動、粉じん、<br>大気、水質)                   | 経済産業省                 | 課題研究<br>畜産<br>植物バイオテクノロジー<br>食品製造<br>食品化学<br>食品微生物<br>森林科学<br>林産物利用<br>農業土木施工 | 2 ～ 6<br>2 ～ 12<br>2 ～ 6<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 8<br>2 ～ 10<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12 | 2 |
| 冷凍機械責任者 (3 種)<br>[高圧ガス製造保安責任者<br>(第三種冷凍機械)]        | 経済産業省                 | 課題研究<br>食品製造<br>食品流通                                                          | 2 ～ 6<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10                                                           | 1 |
| 簿記検定 (2 級)<br>簿記実務検定 (1 級)                         | 日本商工会議所<br>全国商業高等学校協会 | 課題研究<br>農業経営<br>食品流通                                                          | 2 ～ 6<br>2 ～ 6<br>2 ～ 10                                                            | 2 |
| 販売士検定 (2 級)                                        | 日本商工会議所               | 課題研究<br>農業経営<br>食品流通                                                          | 2 ～ 6<br>2 ～ 6<br>2 ～ 10                                                            | 2 |
| ビジネス文書実務検定 (1 級)<br>情報処理検定 (ビジネス情報部門)<br>(1 級)     | 全国商業高等学校協会            | 課題研究<br>農業と情報<br>農業経営                                                         | 2 ～ 6<br>2 ～ 6<br>2 ～ 6                                                             | 2 |
| 土木施工管理技術検定                                         | 全国建設研修センター            | 農業土木設計<br>農業土木施工                                                              | 2 ～ 10<br>2 ～ 12                                                                    | 3 |
| 家畜人工授精師 (受精卵移植)                                    | 愛媛県                   | 畜産                                                                            | 2 ～ 12                                                                              | 2 |
| 車両系建設機械技能者<br>(基礎工事用、解体用、<br>整地・運搬・積み込み用<br>及び掘削用) | 労働基準協会                | 森林科学<br>農業土木施工<br>造園施工管理<br>造園植栽                                              | 2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10                                                | 1 |
| 浄化槽管理士                                             | 環境省                   | 課題研究<br>畜産<br>植物バイオテクノロジー<br>食品製造<br>農業土木施工                                   | 2 ～ 6<br>2 ～ 12<br>2 ～ 6<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12                                        | 1 |
| 運転士<br>(クレーン・デリック、移動式クレーン)                         | 厚生労働省                 | 課題研究<br>農業機械<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園施工管理<br>造園植栽                              | 2 ～ 6<br>2 ～ 8<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10                              | 1 |
| 造園施工管理技術検定                                         | 全国建設研修センター            | 課題研究<br>造園計画<br>造園施工管理<br>造園植栽                                                | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10                                                 | 3 |
| 造園技能士 (3 級)                                        | 職業能力開発協会              | 課題研究<br>造園計画<br>造園施工管理<br>造園植栽                                                | 2 ～ 6<br>2 ～ 10<br>2 ～ 12<br>2 ～ 10                                                 | 2 |

|              |               |                                      |                                     |   |
|--------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|
| トレース技能検定（１級） | 中央工学校生涯学習センター | 課題研究<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園計画<br>測量 | 2～6<br>2～10<br>2～12<br>2～10<br>2～12 | 2 |
| トレース技能検定（２級） | 中央工学校生涯学習センター | 課題研究<br>森林科学<br>農業土木施工<br>造園計画<br>測量 | 2～6<br>2～10<br>2～12<br>2～10<br>2～12 | 1 |

## 6 工業

| 知識・技能審査の内容           | 実施団体名       | 対応科目                                                          |                                          | 増加単位数 |
|----------------------|-------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------|
|                      |             | 科目名                                                           | 標準単位数                                    |       |
| 応用情報技術者試験            | 情報処理推進機構    | 課題研究<br>工業情報数理<br>電子情報技術<br>プログラミング技術<br>ハードウェア技術<br>ソフトウェア技術 | 2～8<br>2～4<br>2～4<br>2～8<br>2～8<br>2～8   | 5     |
| 基本情報技術者試験            | 情報処理推進機構    | 課題研究<br>工業情報数理<br>電子情報技術<br>プログラミング技術<br>ハードウェア技術<br>ソフトウェア技術 | 2～8<br>2～4<br>2～4<br>2～8<br>2～8<br>2～8   | 4     |
| ITパスポート試験            | 情報処理推進機構    | 課題研究<br>工業情報数理<br>電子情報技術<br>プログラミング技術<br>ハードウェア技術<br>ソフトウェア技術 | 2～8<br>2～4<br>2～4<br>2～8<br>2～8<br>2～8   | 3     |
| 電気工事士（２種）            | 電気技術者試験センター | 課題研究<br>実習<br>生産技術<br>電気回路<br>電気機器<br>電力技術                    | 2～8<br>4～20<br>2～6<br>2～10<br>2～6<br>2～8 | 2     |
| 公害防止管理者              | 産業環境管理協会    | 実習<br>工業環境技術<br>社会基盤工学<br>工業化学<br>化学工学<br>地球環境化学              | 4～20<br>2～4<br>2～4<br>4～12<br>2～6<br>2～8 | 各種 1  |
| 電気主任技術者（３種）          | 電気技術者試験センター | 電気回路<br>電気機器<br>電力技術<br>電子技術                                  | 2～10<br>2～6<br>2～8<br>2～6                | 6     |
| 火薬類取扱保安責任者           | 全国火薬類保安協会   | 土木施工<br>社会基盤工学                                                | 2～6<br>2～4                               | 2     |
| 自動車整備士（３級）           | 国土交通省       | 原動機<br>自動車工学<br>自動車整備                                         | 2～4<br>2～8<br>2～8                        | 2     |
| 工事担任者（総合通信）          | 日本データ通信協会   | 電子技術<br>電子回路<br>電子計測制御<br>通信技術                                | 2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6                 | 5     |
| 工事担任者<br>（第二級アナログ通信） | 日本データ通信協会   | 電子技術<br>電子回路<br>電子計測制御<br>通信技術                                | 2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6                 | 3     |
| 工事担任者<br>（第二級デジタル通信） | 日本データ通信協会   | 電子技術<br>電子回路<br>電子計測制御<br>通信技術                                | 2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6                 | 3     |
| 陸上特殊無線技士（第二級）        | 日本無線協会      | 電気回路<br>電子技術<br>電子回路<br>電子計測制御<br>通信技術                        | 2～10<br>2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6         | 1     |
| アマチュア無線技士（第二級）       | 日本無線協会      | 電子技術<br>電子回路<br>電子計測制御<br>通信技術                                | 2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6                 | 1     |
| ボイラー技士（二級）           | 安全衛生技術試験協会  | 実習<br>工業管理技術<br>原動機<br>化学工学<br>地球環境化学                         | 4～20<br>2～8<br>2～4<br>2～6<br>2～8         | 1     |

## 〔工業〕

No. 4

|                             |               |                                                     |                                  |      |
|-----------------------------|---------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------|------|
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者            | 労働基準協会        | 実習<br>土木施工<br>社会基盤工学                                | 4～20<br>2～6<br>2～4               | 1    |
| 車両系建設機械運転技能者<br>(フォークリフト等含) | 労働局           | 実習<br>土木施工                                          | 4～20<br>2～6                      | 各種 1 |
| 運転士<br>(クレーン・デリック、移動式クレーン)  | 労働局           | 実習<br>土木施工                                          | 4～20<br>2～6                      | 各種 1 |
| 測量士<br>測量士補                 | 国土地理院         | 実習<br>測量                                            | 4～20<br>2～6                      | 4    |
| 建築施工管理技術検定<br>(2級学科)        | 建設業振興基金       | 建築構造<br>建築計画<br>建築構造設計<br>建築施工<br>建築法規              | 2～6<br>2～8<br>2～8<br>2～6<br>2～4  | 4    |
| 土木施工管理技術検定<br>(2級学科)        | 全国建設研修センター    | 測量<br>土木基礎力学<br>土木構造設計<br>土木施工<br>社会基盤工学            | 2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～6<br>2～4  | 4    |
| 危険物取扱者<br>(乙種 1～6類)         | 消防試験研究センター    | 課題研究<br>工業環境技術<br>工業化学<br>化学工学<br>地球環境化学            | 2～8<br>2～4<br>4～12<br>2～6<br>2～8 | 各類 1 |
| 消防設備士<br>(乙種 1～7類)          | 消防試験研究センター    | 生産技術<br>電気回路<br>建築計画                                | 2～6<br>2～10<br>2～8               | 各類 1 |
| 情報技術検定 (1級)                 | 全国工業高等学校長協会   | 工業情報数理<br>電子技術<br>プログラミング技術<br>ハードウェア技術<br>ソフトウェア技術 | 2～4<br>2～6<br>2～8<br>2～8<br>2～8  | 2    |
| パソコン利用技術検定 (1級)             | 全国工業高等学校長協会   | 工業情報数理<br>電子技術<br>プログラミング技術<br>ハードウェア技術<br>ソフトウェア技術 | 2～4<br>2～6<br>2～8<br>2～8<br>2～8  | 1    |
| 計算技術検定 (1級)                 | 全国工業高等学校長協会   | 課題研究<br>工業情報数理                                      | 2～8<br>2～4                       | 1    |
| DTP検定 (2種)                  | ワークスコーポレーション  | 課題研究<br>実習<br>コンピュータシステム技術                          | 2～8<br>4～20<br>2～8               | 1    |
| 基礎製図検定                      | 全国工業高等学校長協会   | 製図<br>デザイン実践                                        | 2～12<br>2～6                      | 1    |
| 機械製図検定                      | 全国工業高等学校長協会   | 製図<br>デザイン実践                                        | 2～12<br>2～6                      | 1    |
| トレース技能検定 (2級)               | 中央工学校生涯学習センター | 課題研究<br>製図                                          | 2～8<br>2～12                      | 1    |
| デジタル技術検定 (3級)               | 国際文化カレッジ      | 課題研究<br>工業情報数理<br>電子計測制御                            | 2～8<br>2～4<br>2～6                | 1    |
| レタリング技能検定 (3級)              | 国際文化カレッジ      | 課題研究<br>染織デザイン<br>デザイン実践                            | 2～8<br>2～6<br>2～6                | 1    |
| 色彩検定 (2級)                   | 色彩検定協会        | 繊維・染織技術<br>染織デザイン<br>デザイン実践                         | 2～8<br>2～6<br>2～6                | 1    |
| 染色検定 (2級)                   | 日本繊維工業教育研究会   | 繊維・染色技術                                             | 2～8                              | 1    |
| 織物設計検定 (2級)                 | 日本繊維工業教育研究会   | 繊維・染色技術                                             | 2～8                              | 1    |
| コンピュータ・ビス技能評価試験 (2級)        | 中央職業能力開発協会    | 工業情報数理                                              | 2～4                              | 1    |
| 技術英語能力検定 (4級)               | 日本技術英語協会      | 工業技術基礎<br>課題研究<br>工業技術英語                            | 2～4<br>2～8<br>2～4                | 1    |
| 電気工事施工管理技術者<br>(2級学科)       | 建設業振興基金       | 課題研究<br>実習<br>電力技術                                  | 2～8<br>4～20<br>2～8               | 2    |
| 技能士 (3級)                    | 中央職業能力開発協会    | 課題研究<br>実習<br>生産技術                                  | 2～8<br>4～20<br>2～6               | 各類 3 |
| 危険物取扱者<br>(甲種)              | 消防試験研究センター    | 課題研究<br>工業環境技術<br>工業化学<br>化学工学<br>地球環境化学            | 2～8<br>2～4<br>4～12<br>2～6<br>2～8 | 3    |
| 建築CAD検定 (2級)                | 全国建築CAD連盟     | 実習<br>製図                                            | 4～20<br>2～12                     | 1    |



## 7 商業

No. 5

| 知識・技能審査の内容                                                                         | 実施団体名                                                       | 対 応 科 目                                                       |                                        | 増加単位数        |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------|
|                                                                                    |                                                             | 科 目 名                                                         | 標準単位数                                  |              |
| 商業経済検定（１級）                                                                         | 全国商業高等学校協会                                                  | ビジネス基礎<br>マーケティング<br>商品開発と流通<br>ビジネス法規<br>ビジネス・マネジメント<br>課題研究 | 2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～6 | 2            |
| リテールマーケティング（販売士）検定（１級）<br>（２級）                                                     | 日本商工会議所                                                     | ビジネス基礎<br>商品開発と流通<br>課題研究                                     | 2～4<br>2～4<br>2～6                      | 1級 3<br>2級 2 |
| 簿記検定（１級）<br>簿記能力検定（上級）                                                             | 日本商工会議所<br>全国経理教育協会                                         | 簿記<br>財務会計Ⅰ<br>財務会計Ⅱ<br>原価計算<br>管理会計<br>課題研究                  | 2～6<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～6 | 4            |
| 財務諸表分析検定<br>財務会計検定<br>管理会計検定<br>簿記検定（２級）                                           | 全国商業高等学校協会<br>全国商業高等学校協会<br>全国商業高等学校協会<br>日本商工会議所           | 簿記<br>財務会計Ⅰ<br>財務会計Ⅱ<br>原価計算<br>管理会計<br>課題研究                  | 2～6<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～6 | 3            |
| 簿記実務検定（１級）<br>簿記能力検定（１級）                                                           | 全国商業高等学校協会<br>全国経理教育協会                                      | 簿記<br>財務会計Ⅰ<br>財務会計Ⅱ<br>原価計算<br>課題研究                          | 2～6<br>2～4<br>2～4<br>2～4<br>2～6        | 2            |
| 情報処理検定（１級）<br>プログラミング部門                                                            | 全国商業高等学校協会                                                  | 情報処理<br>プログラミング<br>課題研究                                       | 2～6<br>2～6<br>2～6                      | 2            |
| 情報処理検定（１級）<br>ビジネス情報部門                                                             | 全国商業高等学校協会                                                  | 情報処理<br>ソフトウェア活用<br>プログラミング<br>課題研究                           | 2～6<br>2～4<br>2～6<br>2～6               | 2            |
| ネットワークスペシャリスト試験<br>応用情報技術者試験                                                       | 情報処理推進機構                                                    | 情報処理<br>ソフトウェア活用<br>プログラミング<br>ネットワーク管理<br>課題研究               | 2～6<br>2～4<br>2～6<br>2～4<br>2～6        | 5            |
| 基本情報技術者試験                                                                          | 情報処理推進機構                                                    | 情報処理<br>ソフトウェア活用<br>プログラミング<br>ネットワーク管理<br>課題研究               | 2～6<br>2～4<br>2～6<br>2～4<br>2～6        | 4            |
| 情報セキュリティマネジメント試験                                                                   | 情報処理推進機構                                                    | 情報処理<br>ソフトウェア活用<br>プログラミング<br>ネットワーク活用<br>ネットワーク管理<br>課題研究   | 2～6<br>2～4<br>2～6<br>2～4<br>2～4<br>2～6 | 4            |
| ITパスポート試験                                                                          | 情報処理推進機構                                                    | 情報処理<br>ソフトウェア活用<br>プログラミング<br>課題研究                           | 2～6<br>2～4<br>2～6<br>2～6               | 3            |
| ビジネス計算実務検定（珠算）（１級）<br>ビジネス計算実務検定（電卓）（１級）<br>珠算能力検定（１級）<br>珠算検定（１級）<br>計算実務能力検定（１級） | 全国商業高等学校協会<br>全国商業高等学校協会<br>日本商工会議所<br>全国珠算教育連盟<br>全国経理教育協会 | ビジネス基礎<br>課題研究                                                | 2～4<br>2～6                             | 1            |
| ビジネス文書実務検定（１級）                                                                     | 全国商業高等学校協会                                                  | 情報処理<br>課題研究                                                  | 2～6<br>2～6                             | 2            |
| 英語検定（１級）<br>ビジネス英語検定（２級）                                                           | 全国商業高等学校協会<br>日本商工会議所                                       | ビジネス基礎<br>ビジネス・コミュニケーション<br>課題研究                              | 2～4<br>2～4<br>2～6                      | 2            |
| 秘書検定（２級）<br>（３級）                                                                   | 実務技能検定協会                                                    | 総合実践<br>課題研究                                                  | 2～6<br>2～6                             | 1            |

## 8 水産

| 知識・技能審査の内容                                    | 実施団体名    | 対 応 科 目                              |                                     | 増加単位数 |
|-----------------------------------------------|----------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------|
|                                               |          | 科 目 名                                | 標準単位数                               |       |
| 冷凍機械責任者（３種）<br><br>[高圧ガス製造保安責任者<br>（第三種冷凍機械）] | 高圧ガス保安協会 | 課題研究<br>総合実習<br>船用機関<br>資源増殖<br>食品製造 | 2～8<br>4～12<br>2～15<br>2～14<br>2～14 | 1     |

|                        |             |                                      |                                     |       |
|------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 第二級アマチュア無線技士           | 日本無線協会      | 課題研究<br>海洋情報技術                       | 2～8<br>2～10                         | 1     |
| 二級ボイラー技士               | 安全衛生技術試験協会  | 課題研究<br>総合実習<br>船用機関<br>資源増殖<br>食品製造 | 2～8<br>4～12<br>2～15<br>2～14<br>2～14 | 1     |
| 危険物取扱者<br>(乙種1類～6類)、丙種 | 消防試験研究センター  | 課題研究<br>船用機関<br>資源増殖<br>食品管理         | 2～8<br>2～15<br>2～14<br>2～12         | 各 類 1 |
| 栽培漁業技術検定<br>(1級)       | 全国水産高等学校長協会 | 水産海洋基礎<br>総合実習<br>資源増殖               | 2～6<br>4～12<br>2～14                 | 2     |
| 栽培漁業技術検定<br>(2級)       | 全国水産高等学校長協会 | 水産海洋基礎<br>総合実習<br>資源増殖               | 2～6<br>4～12<br>2～14                 | 1     |
| 潜水士                    | 安全衛生技術試験協会  | 課題研究<br>水産海洋基礎<br>総合実習               | 2～8<br>2～6<br>4～12                  | 2     |
| 第1級海洋情報技術検定            | 全国水産高等学校長協会 | 総合実習<br>海洋情報技術                       | 4～12<br>2～10                        | 2     |
| 第2級海洋情報技術検定            | 全国水産高等学校長協会 | 総合実習<br>海洋情報技術                       | 4～12<br>2～10                        | 1     |
| 一級小型船舶操縦士              | 国土交通省       | 課題研究<br>総合実習                         | 2～8<br>4～12                         | 2     |
| 二級小型船舶操縦士              | 国土交通省       | 水産海洋基礎<br>課題研究<br>総合実習               | 2～6<br>2～8<br>4～12                  | 1     |
| 第一級海上特殊無線技士            | 総務省         | 課題研究<br>総合実習                         | 2～8<br>4～12                         | 1     |
| H A C C P 基本技能検定       | 全国水産高等学校長協会 | 総合実習<br>食品製造<br>食品管理                 | 4～12<br>2～14<br>2～12                | 2     |
| ビジネス文書実務検定<br>(1級)     | 全国商業高等学校協会  | 課題研究<br>海洋情報技術                       | 2～8<br>2～10                         | 2     |
| 食品技能検定(1～3類)           | 全国水産高等学校長協会 | 水産海洋基礎<br>食品製造<br>食品管理               | 2～6<br>2～14<br>2～12                 | 各 類 2 |

様式第 1 号

知識・技能審査に係る学修の単位認定に関する実施計画書

第〇〇〇号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会事務局  
指導部〇〇〇〇〇課長 様

愛媛県立〇〇〇〇〇〇〇学校長  
氏名

このことについて、下記により知識・技能審査に係る学修の単位認定を実施しますので実施計画書を提出します。

記

| 知識・技能審査の種類 | 対応教科・科目 |    | 履修単位数 | 増加単位数 |
|------------|---------|----|-------|-------|
|            | 教科      | 科目 |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |
|            |         |    |       |       |

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦長に使用すること。

2 5 月末日までに提出すること。

3 1 枚に記入できないときは表のみ追加すること。

4 教育課程表を添付すること。

様式第 2 号

知識・技能審査に係る学修の単位認定に関する実施報告書

第〇〇〇号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会事務局  
指導部〇〇〇〇〇課長 様

愛媛県立〇〇〇〇〇〇〇学校長  
氏名

このことについて、下記のとおり、知識・技能審査に係る学修の単位認定を実施しましたので実施報告書を提出します。

記

| 知識・技能審査の<br>種 類 | 学年 | 対 応 教 科 ・ 科 目 |     | 修 得<br>単 位 数 | 増 加<br>単 位 数 | 人 数 |
|-----------------|----|---------------|-----|--------------|--------------|-----|
|                 |    | 教 科           | 科 目 |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |
|                 |    |               |     |              |              |     |

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦長に使用すること。

2 3 月末日までに提出すること。

3 1 枚に記入できないときは表のみ追加すること。

## 令和7年度愛媛県高齢者関係施設におけるボランティア活動の単位認定実施要領

### 1 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第98条第3号の規定に基づき、生徒の学校外における体験的な活動や自らの在り方生き方を考えて努力した結果を、これまで以上に評価していくこととし、ボランティア活動に係る学修について、学校長の判断により、当該学校の単位として認定できるものとする。

### 2 目的

自ら学ぶ意欲の向上により、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、福祉を学ぶ高校生の高齢者関係施設におけるボランティア活動について、関係科目の単位として認定し、自らの在り方生き方を考えて努力することを奨励するものとする。

### 3 実施の範囲

科目「生活と福祉」又は「介護実習」を履修中又は履修後の生徒が、計画的に、休日等において自主的・主体的に高齢者関係施設で行うボランティア活動を、修得した当該科目の増加単位として認定する。

- (1) 活動の内容 高齢者関係施設での介護体験活動
- (2) 対応科目 「生活と福祉」又は「介護実習」
- (3) 増加単位数 対応科目において認定できる単位数は、それぞれ2単位を超えないものとする。
- (4) 実施期間・時期 令和7年5月3日(土)～令和8年2月9日(月)(3年(次)生については1月11日(日))  
土曜日及び日曜日  
祝日及び長期休業中

### 4 実施方法

#### (1) 実施計画の作成

- ア 教師は、活動先施設と連絡を取り、計画作成の指導助言をすること。
- イ 生徒は、教師の助言の下に、活動先施設長の承諾を得た「ボランティア活動計画書」（様式1）を学校長に提出する。
- ウ 学校長は、「単位認定に係るボランティア活動計画書」（様式2）をボランティア活動開始の20日前までに愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課長（以下、「高校教育課長」という。）に提出すること。

#### (2) ボランティア活動の実施

- ア 生徒の活動の指導は、施設の担当者等が当たる。
- イ 1日の実質活動時間は6時間程度とする。
- ウ 生徒は、活動内容を「ボランティア活動記録」に記入し、適宜、施設の担当者や教師の助言を得る。
- エ 教師は、事前事後の指導を十分にすること。
- オ 教師は、生徒の活動日、場所、時間帯等を把握し、安全指導をすること。
- カ 教師は、必要がある場合には、施設と連絡を取ったり訪問したりすること。

#### (3) 評価と単位認定

- ア 生徒は、施設の担当者等の評価を得た「ボランティア活動実施記録」を教師に提出する。
- イ 教師は、「ボランティア活動実施記録」により、科目「生活と福祉」又は「介護実習」と同様の学修成果が上がっていることを確認するとともに、活動報告の機会を設けその活動内容を評価する。
- ウ 学校長は、教師の評価を基に増加単位として認定し、3月末日までに「ボランティア活動の単位認定実施報告書」（様式3）を高校教育課長に提出すること。

### 5 実施に当たっての留意事項

- (1) 生徒は、自らの負担により、ボランティア保険等に参加するものとする。
- (2) 高齢者関係施設は、介護福祉士国家試験受験資格に係る施設のうち、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症高齢者グループホームとする。
- (3) 1単位は、50分を35週にわたって活動した時間数（1単位＝1,750分）に相当するものとする。
- (4) 評定は行わないものとする。
- (5) 当該地域の社会福祉協議会や高齢者関係施設と十分に連携を取ること。

(様式1)

## ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 計 画 書

令和 年 月 日

学校長 様

申請者 年 (年次) 年 (年次) 組

氏 名

保護者 氏 名

下記のとおり活動計画書を提出いたします。

|                      |                                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 活 動 計 画<br>(総 時 間 数) | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日<br>時 分 ~ 時 分 (休憩 分を含む)<br>(合計 分)                               |
| 活 動 の 種 類            | 高齢者関係施設での介護体験活動                                                                    |
| 関 係 科 目              |                                                                                    |
| 指 導 ・ 助 言 教 諭        |                                                                                    |
| 具 体 的 な<br>活 動 内 容   |                                                                                    |
| 活 動 先 の 承 諾          | 上記のとおり当施設でのボランティア活動を承諾します。<br><br>施 設 名<br><br>所 在 地<br><br>電 話 番 号<br><br>施 設 長 名 |

(様式2)

単位認定に係るボランティア活動計画書

令和 第 年 月 日  
号

高校教育課長様

学校長

このことについて、下記によりボランティア活動の単位認定をしますので、活動計画書を提出します。

記

| 氏 名 | 学 科 | 年 | 対応科目 | 実 施 期 間<br>実 施 時 期                                    | 認定予定<br>単位数 | 活動先施設 |
|-----|-----|---|------|-------------------------------------------------------|-------------|-------|
|     |     |   |      | 令和 年 月 日～<br>令和 年 月 日<br>： ～ ：<br>(休憩 分を含む)<br>総時間数 分 |             |       |
|     |     |   |      |                                                       |             |       |
|     |     |   |      |                                                       |             |       |
|     |     |   |      |                                                       |             |       |
|     |     |   |      |                                                       |             |       |

(様式3)

## ボランティア活動の単位認定実施報告書

令和 第 年 月 日 号

高校教育課長様

学 校 長

このことについて、下記のとおりボランティア活動の単位認定をしましたので、実施報告書を提出します。

記

| 氏 名 | 学 科 | 年 | 対 応 科 目 | 増加単位数 | 活 動 先 施 設 |
|-----|-----|---|---------|-------|-----------|
|     |     |   |         |       |           |
|     |     |   |         |       |           |
|     |     |   |         |       |           |
|     |     |   |         |       |           |
|     |     |   |         |       |           |
|     |     |   |         |       |           |



## 高等学校卒業程度認定試験について

- 1 出願期間 第1回目 令和7年4月7日（月）～ 令和7年5月14日（水）  
第2回目 令和7年7月22日（火）～ 令和7年9月12日（金）
- 2 試験日 第1回目 令和7年8月7日（木）・8月8日（金）  
第2回目 令和7年11月8日（土）・11月9日（日）
- 3 試験会場 第1回目 放送大学愛媛学習センター  
(松山市文京町3（愛媛大学内）)  
第2回目 松山市総合コミュニティセンター  
(松山市湊町7丁目5番地)

### 4 日程

| 月 日<br>時 間 |                 | 第 1 回   | 8 月 7 日 (木)  | 第 1 回 | 8 月 8 日 (金)  |
|------------|-----------------|---------|--------------|-------|--------------|
|            |                 | 第 2 回   | 11 月 8 日 (土) | 第 2 回 | 11 月 9 日 (日) |
| ①          | 9:30～<br>10:20  | 物理基礎    |              | 化学基礎  |              |
| ②          | 10:50～<br>11:40 | 公 共     |              | 地 理   |              |
|            | 11:40～<br>12:40 | 昼 食・休 憩 |              |       |              |
| ③          | 12:40～<br>13:30 | 国 語     |              | 歴 史   |              |
| ④          | 14:00～<br>14:50 | 英 語     |              | 生物基礎  |              |
| ⑤          | 15:20～<br>16:10 | 数 学     |              | 地学基礎  |              |
| ⑥          | 16:40～<br>17:30 | 科学と人間生活 |              | ————— |              |

### 5 問合せ先

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL 03-5253-4111（代表）

(1) 認定試験に関すること：認定試験第一係・第二係（内線2024・2643）

(2) 証明書に関すること：認定試験受付（内線2590・2591）

高等学校卒業程度認定試験ホームページアドレス

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiken/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/)

### 6 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、直接文部科学省宛て書留で郵送する。

### 7 受験案内の配布

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び愛媛県教育委員会高校教育課、東予・南予教育事務所において取り扱う。

## 教科書の使用希望及び教材使用届出について（県立高等学校用）

### 1 教科書の使用希望について

- (1) 教科書の使用希望に当たっては、教科書の内容についての十分な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

**なお、教科書の使用希望は、第1希望のみである。**

- (2) 「高等学校用教科書目録（令和8年度使用）」は以下のように2部で構成されている。

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 高等学校用教科書目録（令和8年度使用）                       |
| 第1部：学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づいて編集された教科書 |
| 第2部：学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づいて編集された教科書 |

また、採択に当たっては、学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから、学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

- (3) 報告書の作成要領（※詳細は後日通知する。）

#### ○使用希望教科書一覧表（別紙1）

令和7年度に使用している教科書及び令和8年度に使用を希望する教科書について、別紙1の様式により一覧表を作成し、1部提出すること。

#### 【記入上の注意】

・教科ごとに別葉で作成し、科目は学習指導要領に記載されている順序で記入すること。（1部・2部も別葉とし、該当する部を○で囲むこと。）

・継続・変更・新規欄の記入は、該当するものを○で囲むこと。

#### **・教科書の区別は、教科書の記号・番号によること。**

・令和7年度用愛媛県教科書目録掲載欄の記入は、使用希望教科書が令和7年度愛媛県教科書目録に掲載されている場合は○印、ない場合は×印を記入すること。

#### ○使用希望教科書報告書（別紙2）

**令和8年度使用希望教科書のうち、令和7年度用愛媛県教科書目録に登録されていない教科書については、教科書見本を十分調査研究し、その報告書を別紙2の様式により、教科書1種類につき1部作成し提出すること。（令和7年度用愛媛県教科書目録に登録されている教科書については、提出しなくてよい。）**

なお、この報告書は県教育委員会が教科書を採択する際の資料となるので、十分検討して作成すること。

- (4) 教科書の展示会は、今年度は6月1日以降に14日間開催されることとなっている。

## 2 教科書に関する宣伝行為等について

使用希望教科書の選定に当たっては、その公正を疑われることのないよう、その確保に格段の配慮を願いたい。

- (1) 教科書発行者からの金銭・物品の提供等に応じることは、禁止されている。
- (2) 教科書見本については、高等学校宛てに、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り教科書1点につき1冊送付できることになっているが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、令和4年度以前に検定に合格した教科書の見本(今年度の教科書目録に登載されているものに限る)についても、場合によっては、教科書見本として送付できることとなっている。また、教員個人宛ての献本は行わないことになっている。

- (3) 教師用指導書及び白表紙本の献本については、行わないことになっている。

なお、全国の中には、直接発行者に対し研究用として教科書又は教師用指導書を要望するケースが見られるとの指摘があるが、この点について公正確保の面から十分留意願いたい。

- (4) その他、令和8年度使用高等学校用教科書の使用に係ることについては後日通知する。

## 3 使用教科書変更について

- (1) 教科書需要数の決定に当たっては、教育課程の検討や生徒の指導を十分に行い、できるだけ変更のないようにすること。
- (2) やむを得ず需要数に変更のある場合は、次のとおり早急に届け出ること。

|                                    | 提出物                            | 提出期限  |
|------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 教育課程の変更等により、新たな教科書が必要になる場合や不要になる場合 | 使用教科書変更届書<br><u>教育課程表(A4判)</u> | 12月上旬 |
| 需要冊数の増減が<br>100冊以上の場合              | 使用教科書変更届書                      |       |
| 需要冊数の増減が<br>40冊以上100冊未満の場合         | 使用教科書変更届書                      | 2月上旬  |

なお、教科書に変更がなく数冊程度の変更の場合は手続きを要しない。

- (3) 使用教科書変更届書は、別紙3の様式に従い同じものを 2部作成(コピー可)し、1部を学校用として保管し、1部を高校教育課宛て提出すること。

## 4 教材の届出について

教材等の購入・使用については、必要最小限度にとどめるとともに、社会から疑惑を持たれることのないよう十分配慮すること。

- (1) 教材使用届書(準教科書)

ア 対 象 教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書が該当する。

イ 見 本 前年度届け出ているものについては、見本を添付しなくてよい。  
このとき「見本をそえて」の部分を二重線で消すこと。

ウ 手 続 管理規則第16条により詳細に記入し、使用30日前までに届け出る。(別紙4、1部提出)

エ 留意点

- ① 教材名 自校作成の場合にも、適切な教材名を付け、価格についても、実費徴収額や徴収しない旨を明記すること。
- ② 学 年 2年以上継続して使用するものは、使用開始年度に提出し、「学年」欄は継続使用学年を(1年～2年)のように記入する。
- ③ 期 間 実質的な使用期間・年数を記入し、「4月1日～翌年3月31日」のような安易な書き方はしないこと。
- ④ 所見欄 所見欄には、調査研究した内容や具体的な理由を詳細に記入すること。また、新規・継続の別を必ず記入すること。
- ⑤ その他 使用教材全てについて作成し、できるだけ前年度内にまとめて届け出ること。

(2) 教材使用届書(補助教材)

ア 対 象 教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本の類並びに学習の過程及び休業中に使用する各種の学習帳、練習帳の類が該当する。

イ 見 本 見本は添えなくてよい。

ウ 手 続 管理規則第16条により、使用30日前までに届け出る。(別紙5)

エ 留意点

- ① 教材名 自校作成の場合にも、適切な教材名を付け、価格についても、実費徴収額や徴収しない旨を明記すること。
- ② 学 年 2年以上継続して使用するものは、使用開始年度に提出し、「学年」欄は継続使用学年を(1年～2年)のように記入する。
- ③ 期 間 使用する期間を年月で記入すること。
- ④ 備考欄 備考欄には、教材の特徴等を記入すること。

(3) その他

使用教材全てを記入し、できるだけ前年度内に届け出ること。

なお、書類の提出期限や記載事項については、教科担任に(1)、(2)の趣旨徹底を行い、教務主任が厳密にチェックし、学校として統一のとれた記入をするとともに、不備のないように留意すること。

[illegible]

記入例 (1部用)

| 教科名         |                   | 理 科      |            | (1部用)・2部用)    |               | 愛媛県立〇〇〇〇 学校長 〇〇 〇〇 |              |                           |               |                              |                          |
|-------------|-------------------|----------|------------|---------------|---------------|--------------------|--------------|---------------------------|---------------|------------------------------|--------------------------|
| 科 目         | 履修<br>単<br>位<br>数 | 学年       | 学 科        | 令和7年度使用教科書    |               |                    | 令和8年度使用希望教科書 |                           |               |                              |                          |
|             |                   |          |            | 発行者の<br>番号・略称 | 教科書の<br>記号・番号 | 書 名                | 継続・変更・新規     | 変 更 ・ 新 規 の 使 用 希 望 教 科 書 |               |                              | 令和7年度用<br>愛媛県教科書<br>目録登載 |
|             |                   |          |            | 発行者の<br>番号・略称 | 教科書の<br>記号・番号 | 書 名                | 継続・変更・新規     | 発行者の<br>番号・略称             | 教科書の<br>記号・番号 | 書 名                          | 令和7年度用<br>愛媛県教科書<br>目録登載 |
| 科学と<br>人間生活 | 2                 | 1        | 農業科        | 183<br>第一     | 科人<br>705     | 高等学校 科学と人間生活       | 継続・変更・新規     |                           |               |                              |                          |
| 物理基礎        | 2                 | 2        | 普通科        | 183<br>第一     | 物基<br>709     | 高等学校 物理基礎          | 継続・変更・新規     | 183<br>第一                 | 物基<br>710     | 高等学校 新物理基礎                   | ○                        |
| 物理          | 5                 | 2・3      | 普通科        | 61<br>啓林館     | 物理<br>703     | 高等学校 物理            | 継続・変更・新規     | 61<br>啓林館                 | 物理<br>704     | 高等学校 総合物理1<br>様々な運動 熱 波      | ○                        |
| 物理          | 5                 | 2・3      | 普通科        |               |               |                    | 継続・変更・新規     | 61<br>啓林館                 | 物理<br>705     | 高等学校 総合物理2<br>電気と磁気 原子・分子の世界 | ○                        |
| 化学基礎        | 2                 | 1        | 普通科        | 183<br>第一     | 化基<br>712     | 高等学校 新化学基礎         | 継続・変更・新規     | 改訂版は変更として扱う。              |               |                              |                          |
| 化学基礎        | 4                 | 2・3      | 農業科        | 104<br>数研     | 化基<br>709     | 高等学校 化学基礎          | 継続・変更・新規     | 104<br>数研                 | 化基<br>104-902 | 改訂版 高等学校 化学基礎                | ×                        |
| 化学          | 5                 | 2・3      | 普通科        | 183<br>第一     | 化学<br>708     | 高等学校 化学            | 継続・変更・新規     |                           |               |                              |                          |
| 生物基礎        | 2<br>4            | 2<br>2・3 | 普通科<br>農業科 | 183<br>第一     | 生基<br>711     | 高等学校 新生物基礎         | 継続・変更・新規     | 183<br>第一                 | 生基<br>183-902 | 高等学校 改訂 新生物基礎                | ×                        |
| 生物          | 5                 | 2・3      | 普通科        | 2<br>東書       | 生物<br>701     | 生物                 | 継続・変更・新規     |                           |               |                              |                          |
| 地学基礎        | 2<br>4            | 1<br>2・3 | 普通科<br>農業科 |               |               |                    | 継続・変更・新規     | 104<br>数研                 | 地基<br>104-901 | 改訂版 高等学校 地学基礎                | ×                        |
|             |                   |          |            |               |               |                    | 継続・変更・新規     |                           |               |                              |                          |

科目順に記載する。

変更・新規の場合のみ、  
○又は×を記入する。

# 令和8年度使用希望教科書報告書

|    |  |    |  |       |  |
|----|--|----|--|-------|--|
| 教科 |  | 科目 |  | 履修単位数 |  |
|----|--|----|--|-------|--|

\_\_\_\_\_  
学校長

## 1 使用希望教科書名

| 本・分校、課程   | 学年 | 学 科 | 発行者の<br>番号・略称 | 教科書の<br>記号・番号 | 書 名 |
|-----------|----|-----|---------------|---------------|-----|
| 本・分、全・定・通 |    |     |               |               |     |

## 2 使用希望教科書についての所見

| A 内容の選択・程度             | B 内容の組織・配列・分量 | C 内容の取扱い・使用上の<br>便宜 | D その他 |
|------------------------|---------------|---------------------|-------|
|                        |               |                     |       |
| E 内容についての総合所見<br>選定の所見 |               |                     |       |

## 別紙3

(様式)

令和 第 号  
年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

\_\_\_\_\_学校長\_\_\_\_\_

## 令和8年度使用教科書変更届書

本校の令和8年度使用教科書について下記により変更をしたいので、届け出ます。

## 記

## 1 変更理由

## 2 変更したい教科書名、需要数などについて

| 発行者 |    | 教科書<br>番 号 | 書 名 | 需要冊数 | 使用学年 | 備 考 |
|-----|----|------------|-----|------|------|-----|
| 番号  | 略称 |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |

## 3 上記2につき変更希望前の報告済み教科書名、需要数などについて

| 発行者 |    | 教科書<br>番 号 | 書 名 | 需要冊数 | 使用学年 | 備 考 |
|-----|----|------------|-----|------|------|-----|
| 番号  | 略称 |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |
|     |    |            |     |      |      |     |

## 4 備 考

(1部提出のこと。なお、教育課程の変更による場合は、教育課程表(A4判)を添付すること。)

## 別紙 4

(様式第 1 号)

## 教材使用届書（準教科書）

〇〇〇〇〇第〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立〇〇〇〇学校長 〇〇〇〇

次のとおり教材を使用したいので、愛媛県県立学校管理規則第 16 条の規定により、見本をそえて届け出ます。

|       |                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教 材 名 | 現代造園                                                                                                                                      |
| 編 著 者 | 松山太郎、新居浜次郎ほか                                                                                                                              |
| 発 行 所 | 三島堂                                                                                                                                       |
| 価 格   | 6 0 0 円                                                                                                                                   |
| 教 科   | 農 業 [学校設定教科の場合は、(学校設定教科)と付記すること。]                                                                                                         |
| 科 目   | 造園計画 [学校設定科目の場合は、(学校設定科目)と付記すること。]                                                                                                        |
| 学 年   | 1 年 (複数学科の場合は学科名を付記)                                                                                                                      |
| 生 徒 数 | 3 8 名                                                                                                                                     |
| 期 間   | 令和〇〇年 4 月 1 2 日から<br>令和〇〇年 3 月 1 6 日まで 1 年間                                                                                               |
| 所 見   | <p>図表や写真など、新しい豊富な資料が取り入れられており、庭園の設計・鑑賞の学習において、生徒の興味・関心を高める指導を効果的に行うことができる。</p> <p>また、内容もよく精選されており、科目の目標を達成するうえで、適切である。</p> <p>(新規)・継続</p> |

注 1 用紙は A 4 判とする。

2 価格は税込み額を記入すること。



(様式第 2 号)

## 教 材 使 用 届 書 (補助教材)

〇〇〇〇第〇〇〇〇号

令和〇年〇〇月〇〇日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立〇〇〇〇〇学校長 〇〇〇〇

次のとおり教材を使用したいので、愛媛県県立学校管理規則第 16 条の規定により、届け出ます。

| 教科 | 科目              | 教 材 名          | 編著者・発行<br>所          | 価格<br>(円) | 学年  | 生徒数<br>(人) | 期 間                 | 備 考 (所見等)        | 新規・<br>継続 |
|----|-----------------|----------------|----------------------|-----------|-----|------------|---------------------|------------------|-----------|
| 国語 | 言語文化<br>古典探究    | 古典文法の演習        | 〇〇研究会<br>〇〇出版        | 760       | 1～3 | 200        | 令和 8 年 4 月～11 年 2 月 | (教材の特徴等を記入すること。) | 新規        |
| 数学 | 数学 A            | 基礎演習数学 A (普及版) | 〇〇研究会・〇〇<br>株式会社     | 300       | 2   | 200        | 令和 8 年 4 月～9 年 3 月  | (教材の特徴等を記入すること。) | 新規        |
| 理科 | 科学と人間生活<br>化学基礎 | 探究             | 愛媛県高等学校教育研<br>究会理科部会 | 800       | 1～2 | 200        | 令和 8 年 4 月～10 年 3 月 | (教材の特徴等を記入すること。) | 継続        |
|    |                 |                |                      |           |     |            |                     |                  |           |
|    |                 |                |                      |           |     |            |                     |                  |           |
|    |                 |                |                      |           |     |            |                     |                  |           |
|    |                 |                |                      |           |     |            |                     |                  |           |

注 1 用紙は A 4 判とする。

2 価格は税込み額を記入する。

3 学校設定科目は、科目名の後に (学) と記入する。

本 県 に お け る 入 試 改 善 の 状 況

| 実施時期       | 実 施<br>教科数   | 実施教科                                   | 課程別  | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|--------------|----------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和<br>43.3 | 5            | 国語 社会 数学<br>理科 英語<br>(それまでは9教科)        | 全定同一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力検査の成績と調査書の学習の記録を同等に取り扱う。</li> <li>・英語にヒアリング、国語に作文を課する。</li> <li>・定時制に第二次募集を実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 46.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全員に面接を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 61.3       | "            | 同 上<br><br>定の2次募集は、<br>国数英の3教科。        | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦入学（職業学科）を実施<br/>推薦枠 定員の10%程度</li> <li>・理数科と普通科の併願を認める。</li> <li>・デザイン科に実技テストを導入</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 平成<br>6.3  | "<br><br>定は3 | 同 上<br><br>定は国語及び、社<br>数理英から2教科<br>選択。 | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦入学（普通科・理数科）を実施<br/>推薦枠 普通科10%程度<br/>理数科15%程度</li> <li>・職業学科の推薦枠拡大〔15%程度〕</li> <li>・調査書の改善</li> <li>・定時制の実施教科を削減し、受検生に選択<br/>させて3教科とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 8.3        | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合学科の推薦入学を推薦枠30%程度で実施</li> <li>・受検番号のみで合格者を発表</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 12.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・くくり募集（農業、工業、商業、水産に関<br/>する各学科）を導入</li> <li>・傾斜配点（理数科、総合学科）の実施<br/>理数科 数学・理科を1.5倍<br/>総合学科 高得点の2教科を1.5 倍</li> <li>・職業学科の推薦枠拡大〔30%程度〕</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 14.4       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>【簡易開示】</li> <li>・簡易開示を行う内容は、学力検査の教科別得点及びその合計得<br/>点。ただし、傾斜配点を実施する学科にあつては、傾斜配点に<br/>よる教科別得点及びその合計得点。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 15.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標に準拠した評価（絶対評価）による<br/>評定の採用</li> <li>【一般入学者選抜】</li> <li>・自己申告書（長期欠席生徒対象）の導入</li> <li>・第1選抜（調査書点上位者の90%程度以内<br/>にある者から学力検査の上位順に70%程度<br/>の者を選抜）、<br/>第2選抜（学力検査の成績(A)、調査書点<br/>(B)、調査書の学習の記録以外の記載事項・<br/>面接・実技テストの評価の得点(C)を用いて<br/>30%程度の者を選抜）の実施<br/>〔比率は、(A)は3～6、(B) (C)は2～4の範囲内で<br/>合計1.0になるように各校の校長が定める。〕</li> <li>・定時制課程については、第2選抜の方法のみ<br/>により合格者を決定できる。</li> </ul> |
| 16.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>【推薦入学者選抜】</li> <li>・自己アピール書の導入</li> <li>・募集人員（普通科・理数科－募集人員の<br/>5%から15%まで程度の範囲内で、職業<br/>教育を主とする学科・総合学科－募集人<br/>員の20%から30%まで程度の範囲内）</li> <li>【簡易開示】</li> <li>・簡易開示を行う内容は、これまでの開示内容に加えて、調<br/>査書の各教科の学習の記録の評定の合計とする。</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 20.12      | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の「求めたい生徒像」をとりまとめた<br/>一覧表を中学校へ送付する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 21.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・くくり募集（理数科と普通科）を導入</li> <li>・英語聞き取りテストをCDにする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 23.3       | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題用紙をA4判冊子に変更<br/>(開始の合図と同時に全員が検査を開始できる<br/>ようにする。)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 24.11      | "            | 同 上                                    | "    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦入試の募集人員の一部について、部活動の<br/>実績・成果等を重視した選抜を行う場合は、そ<br/>の旨を、各校が定める募集要項中の出願資格の<br/>詳細に明記する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 実施時期   | 実施教科数 | 実施教科 | 課程別 | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|-------|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30.3   | 〃     | 同 上  | 〃   | <p>全国募集の実施（31年度入試から）</p> <p>1 募集基準は、次のとおりとする。</p> <p>①過去5年間の平均志願倍率が0.80未満であること。</p> <p>②学校（学科）の教育活動（部活動等を含む）に特色があり、全国募集することにより、志願生徒の増加が見込まれること。</p> <p>③全国募集に係る市町（地域）との連携が確立されている、あるいはされる見込みがあること。</p> <p>2 募集人員は、定員の5～30%の範囲で、各学校が決めることとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 令和 5.3 | 〃     | 同 上  | 〃   | ・くくり募集（農業科と普通科）を導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6.3    | 〃     | 同 上  | 〃   | <p>【試験等結果の開示】</p> <p>郵送又は口頭により開示請求をすることができる。</p> <p>全国募集の基準変更</p> <p>1 実施基準</p> <p>次の全てを満たす県立高校で、小学科単位での実施も可とする。</p> <p>①学校（学科）の特色化・魅力化に取り組んでおり、全国募集することにより、志願生徒の増加が見込まれること。</p> <p>②市町（地域）と将来ビジョンを共有し、地域から全国募集のために必要な支援が得られている、あるいは得られる見込みがあること。</p> <p>※必要な支援とは、広報活動や住居等に関する支援・協力のこと。</p> <p>2 募集人員</p> <p>地域の実態を踏まえ、学区内の生徒の進路に大きな影響を与えないよう配慮することとし、各学校が</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 7.3    | 〃     | 同 上  | 〃   | <p>【特色入学者選抜の導入】</p> <p>一般入学者選抜に加えて、新しく特色入学者選抜を導入（従来の推薦入学者選抜の廃止）</p> <p>受検者の学習意欲や興味・関心、又は、得意とする文化・スポーツ活動等を生かした選抜</p> <p>○募集人員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通科、社会共創科、理数科、国際文理科及び普通科とのくくり募集をする学科は、募集定員の30%程度を上限</li> <li>・職業教育を主とする学科、健康スポーツ科及び総合学科は、募集定員の50%程度を上限</li> </ul> <p>○検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書等</li> <li>・作文、小論文（数学的な思考力や計算力、英語による表現力等を問う出題を含む場合がある。）、面接、集団討論、実技テスト、プレゼンテーション</li> </ul> <p>○出願書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書、入学願書、自己アピール書等</li> </ul> <p>【ウェブページにおける合格発表】</p> <p>従来からの当該校での掲示による合格発表に加え、</p> |

※令和8年度入試から、WEB出願システム運用開始

## 2. スケジュール

### 【特色入試】

| 報告項目      | 報告日      | 一時保存     | 報告時刻                    | 終了時刻報告 | マニュアル   |
|-----------|----------|----------|-------------------------|--------|---------|
| 志願者数報告    | 1月21日(火) | 11:30 まで | —                       | —      | P4      |
|           |          | —        | 12:00～12:10             | —      | P4～P5   |
| 実施状況報告    | 1月31日(金) | 不要       | —                       | —      | —       |
|           |          | —        | 点呼後、直ちに<br>(9:00～10:00) | —      | P6～P7   |
|           |          | —        | —                       | 終了後直ちに | P8～P9   |
| 合格内定者数報告  | 2月7日(金)  | 9:30 まで  | —                       | —      | P10     |
|           |          | —        | 10:00～10:30             | —      | P10～P11 |
| 確約書提出者数報告 | 2月14日(金) | 11:30 まで | —                       | —      | P12     |
|           |          | —        | 12:00～12:10             | —      | P12～P13 |

### 【一般入試】

| 報告項目             | 報告日      | 一時保存     | 報告時刻                    | 終了時刻報告 | マニュアル   |
|------------------|----------|----------|-------------------------|--------|---------|
| 志願者数<br>(変更前) 報告 | 2月17日(月) | 11:30 まで | —                       | —      | P14     |
|                  |          | —        | 12:00～12:10             | —      | P14～P15 |
| 志願者数<br>(変更後) 報告 | 2月25日(火) | 11:30 まで | —                       | —      | P16～P17 |
|                  |          | —        | 12:00～12:10             | —      | P16～P18 |
| 実施状況報告<br>(1日目)  | 3月6日(木)  | 不要       | —                       | —      | —       |
|                  |          | —        | 点呼後、直ちに<br>(9:00～10:00) | —      | P19～P21 |
|                  |          | —        | —                       | 終了後直ちに | P22～P23 |
| 実施状況報告<br>(2日目)  | 3月7日(金)  | 不要       | —                       | —      | —       |
|                  |          | —        | 点呼後、直ちに<br>(9:00～10:00) | —      | P19～P21 |
|                  |          | —        | —                       | 終了後直ちに | P22～P23 |
| 合格者数報告           | 3月18日(火) | 8:30 まで  | —                       | —      | P24     |
|                  |          | —        | 8:30～8:50               | —      | P24～P25 |

### 【定時制第2次】

| 報告項目   | 報告日      | 一時保存     | 報告時刻                    | 終了時刻報告 | マニュアル   |
|--------|----------|----------|-------------------------|--------|---------|
| 志願者数報告 | 3月25日(火) | 11:30 まで | —                       | —      | P26     |
|        |          | —        | 12:00～12:10             | —      | P26～P27 |
| 実施状況報告 | 3月28日(金) | 不要       | —                       | —      | —       |
|        |          | —        | 点呼後、直ちに<br>(9:30～10:00) | —      | P28～P29 |
|        |          | —        | —                       | 終了後直ちに | P30～P31 |
| 合格者数報告 | 3月31日(月) | 9:30 まで  | —                       | —      | P32     |
|        |          | —        | 10:00～10:10             | —      | P32～P33 |

### ○兵庫県の公立高校入試で出題ミス 推薦と特色選抜の3校 (2025.2.17 神戸新聞)

兵庫県教育委員会は17日、同日実施した県内公立高校の推薦入試と特色選抜で、計3校で出題ミスがあったと発表した。

推薦入試では、小野高が実施した小論文の試験で、キャッシュレス決済に関する資料の数値に誤りがあった。西宮苦楽園高では、英語の適性検査問題で、設問に関わる英文で文法の誤りがあった。

特色選抜の洲本高では、小論文の英語課題文で、文章の一部が欠落していた。

いずれも、当該問題は受験生全員を正解にするという。

### ○鳥取 県立高校の一般入試 1校で英語リスニングでトラブル (2025.3.6 鳥取 NEWS WEB)

鳥取県の県立高校の一般入試が行われ、倉吉西高校では英語のリスニングで放送機器の不具合によって音声流れず開始が5分遅れるトラブルがありました。

県立高校の一般入試は、全日制22校と定時制4校で行われ、6日は国語・数学・社会・英語それに理科の5つの教科の学力検査に、あわせて2628人が受験しました。

このうち112人が受験した米子市の米子高校では、試験会場の教室で受験生たちが注意事項に関する説明を受けたあと、国語の問題用紙が配られ試験の開始に備えていました。

県教育委員会によりますと、午後の英語のリスニングで、倉吉西高校では放送機器の不具合によって音声流れないトラブルが起きて開始が5分遅れ、英語の終了時間や、次に予定されていた理科の開始時間を遅らせる対応をとったということです。

### ○県立高校入試 必要な面接を実施しないトラブル (2025.3.14 岩手 NEWS WEB)

県教育委員会は、今月5日に行われた県立高校の入試の本試験で、同じ学校の異なる学科や課程を第一志望と第二志望として受験した生徒に対し、第二志望のテストで必要な面接を実施しないトラブルがあったと14日、発表しました。

翌日、生徒から中学校を通じて高校に申し出があり、発覚したということで、生徒は今月12日に面接を行いました。結果的に第一志望に合格したということです。

教育委員会によりますと、この学校の入試では、学科や課程によって学力検査のみの試験と学力検査に加えて面接も行う試験があり、いずれも第一志望として受験した生徒には適切に行ったということです。面接も行う試験を第二志望として受験したこの生徒に対しては、面接を行わなかったということです。

県教育委員会は「学校への説明会や通知などを通じて、検査が適切に行われるよう対応の徹底を呼びかけていく」としています。

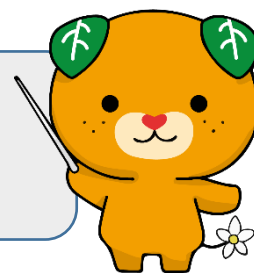
# 愛媛県立高等学校の入試が変わります！

## 令和6年度実施入学者選抜から (現在の中学3年生等が受検する入学者選抜から)

一般入学者選抜に加えて、

**新しく特色入学者選抜を導入します。**

(従来の推薦入学者選抜の廃止)



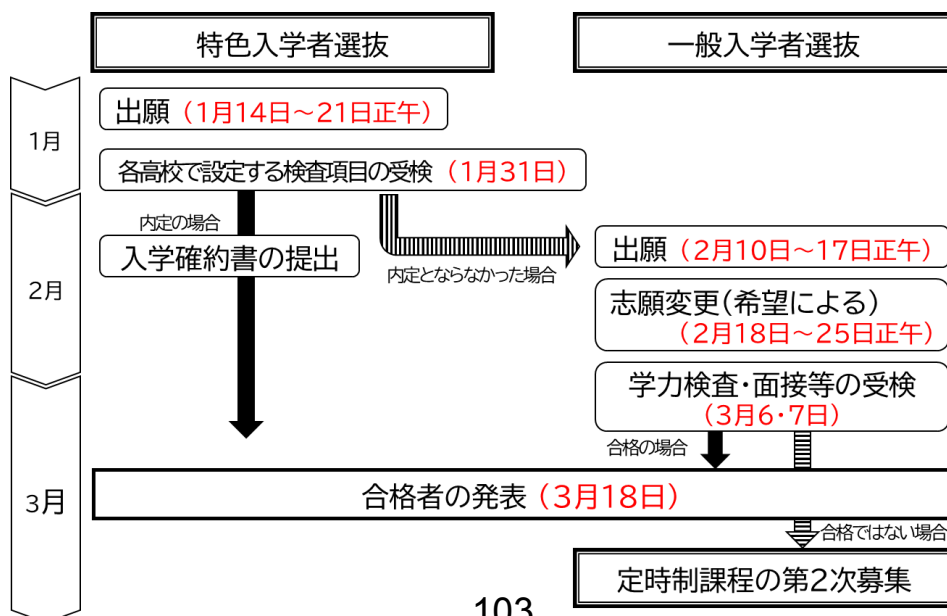
受検者がこれまで以上に、自身の学習意欲や興味・関心、又は、得意とする文化・スポーツ活動等を生かした選抜を受けることができるようになります。

### ● 概要

|      | 【新入試】特色入学者選抜（検査日：令和7年1月31日）                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集人員 | <p>○普通科、社会共創科、理数科、国際文理科及び普通科とのくくり募集をする学科<br/>募集定員の <u>30%程度を上限</u></p> <p>○職業教育を主とする学科、健康スポーツ科及び総合学科<br/>募集定員の <u>50%程度を上限</u></p> <p>※各高校において上限を設定する。</p> <p>※募集人員内で、「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」を実施する高校もあり。</p>                                                                     |
| 検査項目 | <p>○調査書等</p> <p>○作文、小論文（数学的な思考力や計算力、英語による表現力等を問う出題を含む場合がある。）、面接、集団討論、実技テスト、プレゼンテーション</p> <p>※各高校で定める「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」に基づき、各高校が、最も適当な検査項目を選択して実施する。（詳細は、5月14日公表（5月20日更新）の「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」で確認してください。）</p> <p style="text-align: right;">こちらからアクセスできます。→ </p> |
| 出願書類 | ○調査書、入学願書、自己アピール書等                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※特色入学者選抜の詳細については、「令和7年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項」で確認してください。

### ● 特色入学者選抜と一般入学者選抜のそれぞれの流れ



## 特色入学者選抜導入に係るQ & A（令和6年11月12日更新）

《出願全般に関すること》

Q1 特色入学者選抜には、どのような人が出願できるのですか。

その高校・学科で学びたいという強い意志があることに加えて、その高校・学科の「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」をよく理解し、自らの夢の実現に向けて、「グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）」に示す資質・能力の習得に向けて努力できる人が出願できます。

「アドミッション・ポリシー」と「グラデュエーション・ポリシー」については、各高校のホームページで、出願資格等の詳細については、5月14日公表（5月20日更新）の「特色入学者選抜各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載 <https://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/nyuusi/r07nyuusi/tokushoku/r07tokushoku.pdf>）で確認してください。

Q2 中学校を過年度に卒業している人も、特色入学者選抜に出願することができますか。

はい。出願することができます。

Q3 特色入学者選抜では、複数の公立高校や学科に、同時に出願することはできますか。

二つ以上の公立高校（他の都道府県の公立高校を含む。）又は学科に出願することはできません。

Q4 万が一、特色入学者選抜で不合格となった場合でも、一般入学者選抜において、再度同じ高校の同じ学科に出願することはできますか。

はい。出願することができます。

Q5 特色入学者選抜を受検せずに、一般入学者選抜に出願することはできますか。

はい。出願することができます。

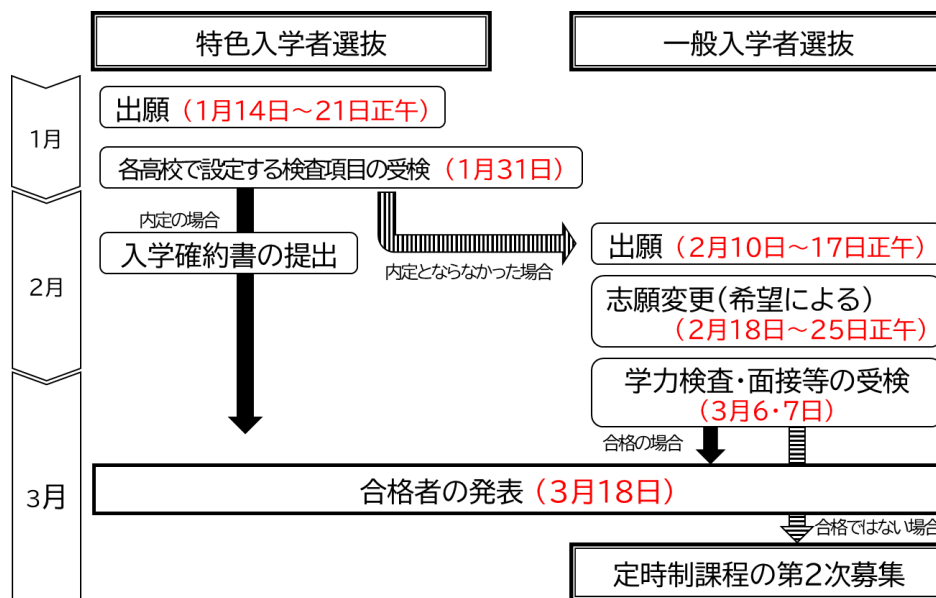
Q6 特色入学者選抜において、一般入学者選抜と同様に、志願変更をすることができますか。

特色入学者選抜では、志願変更はできません。

Q7 特色入学者選抜と一般入学者選抜のそれぞれについて、出願から合格者の発表までの流れを教えてください。【改】

以下の流れとなります。詳細は、実施要項で確認してください。

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 1月14日～21日正午 | 特色入学者選抜出願                   |
| 1月31日       | // 実施                       |
| 2月7日～10日正午  | // 合格内定者の通知                 |
| 2月10日～17日正午 | 一般入学者選抜出願（特色入学者選抜合格内定者の通知後） |
| 2月18日～25日正午 | // 志願変更（志願倍率発表）             |
| 3月6・7日      | // 学力検査等                    |
| 3月18日       | 合格者の発表                      |



Q8 特色入学者選抜と一般入学者選抜のそれぞれについて、日程はどのようになりますか。

特色入学者選抜の実施日は、従来の推薦入学者選抜よりも早く、1月31日となります。また、特色入学者選抜の合格内定者の通知も、従来の推薦入学者選抜より、数日早まっています。加えて、一般入学者選抜の出願期間及び志願変更期間も、数日早まっています。なお、一般入学者選抜の学力検査等の実施日については3月6・7日、合格発表の日については3月18日となっています。（Q7も御参照ください。）

Q9 特色入学者選抜の合格内定者となり、入学確約書を提出した場合、一般入学者選抜に出願することはできますか。

入学確約書を提出した者は、県立高校全日制課程の一般入学者選抜に出願することはできません。出願した場合は、特色入学者選抜の合格内定を取り消します。

《出願書類に関すること》

Q10 出願書類は、志願者本人が高校に提出するのですか。

従来の推薦入学者選抜と同様に、中学校において、志願者の出願書類を取りまとめ、それぞれの高校へ提出します。



Q11 「自己アピール書」には、どのようなことを記述すればよいのですか。【改】

「自己アピール書」には、「①出願資格に関する内容（部活動等における取組状況や実績、取得資格、学習への取組状況、関心・意欲など）についてアピールしたいこと」「②その他、アピールしたいこと」の2点を記述することとしています。なお、参考として、「自己アピール書」の様式を、別紙に示します。正式なものは、中学校等に配付される「令和7年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目」で示すことになります。また、「自己アピール書」の様式については、他の様式とともに、教育委員会高校教育課のホームページ（<https://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/nyuusi/r07nyuusi/nyuusi.html>）にも掲載することとしています。

Q12 地域クラブ活動など、学校外での活動については、どのようにアピールすればよいですか。

出願書類の一つである「自己アピール書」において、校内外にかかわらず、これまでの活動実績や成果、意欲的な取組状況等について記述してください。

Q13 中学校で作成される「調査書」には、学校外でのスポーツ活動や文化活動についても記載されますか。

志願者の校内外の諸活動について、面談等を通して聞き取り、調査書に記載するよう、中学校に依頼します。

Q14 出願書類の様式は、各高校で異なりますか。

従来の推薦入学者選抜と同様に、志願者は県で示す統一した様式を使用して出願します。

《出願資格などの設定・公表に関すること》

Q15 各高校・学科の出願資格や検査項目は、どのようになっていますか。

各高校・学科の募集人員や出願資格、検査項目等の概要については、既に公表している「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載〈Q1を御参照ください。〉）で確認してください。



Q16 出願資格に、「〇〇において熱心な活動が見られること」とありますが、該当するかどうかは、どのように判断すればよいですか。

特色入学者選抜は、「受検者がこれまで以上に、自身の学習意欲や興味・関心、又は、得意とする文化・スポーツ活動等を生かした選抜を受けることができる。」としておりますので、志願者本人が熱心に活動しているということを具体的にアピールできるのであれば、該当します。

Q17 出願資格に、「学習活動において熱心に取り組み、優れた成績を収めていること」「9教科の成績が特に優秀であること」などありますが、該当するかどうかは、どのように判断すればよいですか。【新】

特色入学者選抜は、「受検者がこれまで以上に、自身の学習意欲や興味・関心、又は、得意とする文化・スポーツ活動等を生かした選抜を受けることができる。」としておりますので、志望する高校の「アドミッション・ポリシー」や「グラデュエーション・ポリシー」を踏まえ、その高校でしっかりと学習活動に取り組んでいくために必要な成績（学力）を身に付けていると、志願者本人が判断しているのであれば、該当します。

Q18 出願資格に、「英検、漢検、数検のいずれかにおいて3級以上を取得した者、又はそれと同等の資格を取得した者」などありますが、取得している資格が「同等の資格」に該当するかどうかは、どのように判断すればよいですか。【改】

例えば、「英検3級以上と同等の資格を取得した者」という出願資格であれば、各資格・検定試験のホームページ（英検＜実用英語技能検定＞：<https://www.eiken.or.jp/cse/>、GTEC：<https://www.benesse.co.jp/gtec/fs/score/2023.html> など）にある、各資格・検定試験の結果とCEFRレベルとの対照表により、取得している資格が「同等の資格」に該当するかどうかを判断することができます。その他の資格について、取得している資格が「同等の資格」に該当するかどうか不明な場合は、中学校を通して、事前に志望する高校にお問い合わせください。

≪「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」に関すること≫

Q19 「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」は、全ての高校・学科で実施されますか。

実施しない高校や学科もあります。「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」を実施するかどうかは、各高校が決定します。詳細は、既に公表している「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載〈Q1を御参照ください。〉）で確認してください。

Q20 「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」は、学校外での活動も評価されますか。

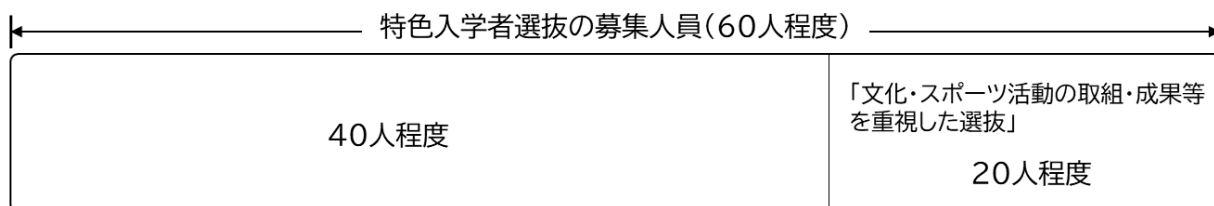
文化・スポーツ活動について、その活動内容（競技名など）を問わず評価する高校・学科もあれば、活動内容を指定して評価する高校・学科もあります。

Q21 特色入学者選抜における「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の位置づけを教えてください。

「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」は、特色入学者選抜の募集人員内で実施されます。次の図を参考にしてください。

【例】募集定員が200人の学科において、

- 特色入学者選抜の募集人員 … 30%程度(60人程度)
  - 「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の募集人員 … 10%程度(20人程度)
- である場合



なお、高校や学科によっては、文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜で合格とならなかった場合、同選抜を希望していない志願者に含めて選抜する高校・学科もあります。詳細は、既に公表している「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載〈Q1を御参照ください。〉）で確認してください。

Q22 「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の希望の有無は、志願者本人が選択するのですか。

「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の希望の有無は、志願者本人が選択します。なお、「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選考」で内定とならなかった場合の扱いについては、既に公表している「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載〈Q1を御参照ください。〉）で確認してください。

《合格内定者の通知に関すること》

Q23 合格内定者の通知はどのようにして行われますか。

従来の推薦入学者選抜と同様に、高校から中学校に、選抜の結果を通知します。

《検査項目に関すること》

Q24 特色入学者選抜において導入される「プレゼンテーション」は、どのような内容ですか。

「プレゼンテーション」は、作文などの他の検査項目と同様、各高校において、自校の求める生徒を選抜するために適切な問題を作成して、出題します。詳細は、既に公表している「特色入学者選抜 各校の出願資格及び検査項目等について」（教育委員会高校教育課のホームページに掲載〈Q1を御参照ください。〉）で確認してください。

《その他に関すること》

Q25 県外の中学校に在籍しています。特色入学者選抜に出願することはできますか。

全国募集を実施する学科に限り、出願することができます。全国募集の実施校及び募集人員は、別途公表されます。

Q26 志願者が多い場合、特色入学者選抜の実施日が複数日となったりしますか。

志願者が多い場合でも、受検者の負担を考慮し、検査場を複数設けるなどすることにより、一日で実施することとしています。

29教高第1267-1号  
平成30年3月12日

県立学校長 様

愛媛県教育委員会事務局  
指導部 高校教育課長

### 休業日の届出について(通知)

学校の休業日については、平成30年2月13日付け29教高第1267号教育長通知「愛媛県県立学校管理規則の一部改正について」により、既に通知していますが、平成30年4月1日から、新たに、校長が、あらかじめ教育長に届け出て、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（以下「体験的学習活動等休業日」という。）を設けることができるようになりました。このことを受け、休業日届出書の様式を変更したので、別添のとおり送付します。

については、学校の実情に合わせて休業日を適切に設定するとともに、既に提出された30年度分の届出書に変更がある場合は、下記のことを留意の上、別添様式により提出願います。

### 記

#### 1 記入上の留意事項

- (1) 本校・分校、全日制・定時制・通信制別に作成すること。
- (2) 休業日の総日数は、66日以上78日以内とすること。
- (3) 2学期制における学期間休業日は、秋季休業日として設定すること。
- (4) 秋季休業日又は体験的学習活動等休業日を設けない場合は、その欄に斜線を引くこと。

#### 2 提出先

- (1) 高等学校、中等教育学校 …… 高校教育課長
- (2) 特別支援学校 …… 特別支援教育課長

#### 3 締切日

- (1) 平成30年度分 …… 平成30年3月20日（火）
- (2) 平成31年度以降分 …… 前年度2月末日

#### 4 その他

締切日以降、休業日を変更する場合は、愛媛県県立学校管理規則第7条により届け出ること。

様 式

休 業 日 届 出 書

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

愛媛県立 学校長

次のとおり令和 年度の休業日を定めたいので、愛媛県県立学校管理規則第6条の規定により届け出ます。

記

| 休 業 日               | 期 間               | 日 数 |
|---------------------|-------------------|-----|
| 学年始休業日              | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 夏 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 秋 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 冬 季 休 業 日           | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 学年末休業日              | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 体 験 的 学 習<br>活動等休業日 | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | 日間  |
| 総 日 数               |                   | 日間  |

注1 秋季休業日又は体験的学習活動等休業日を設定しない場合は、その欄に斜線を入れること。

注2 体験的学習活動等休業日とは、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日の略である。

## 留 意 事 項

### **令和5年度から、報告システムを更新**

(令和5年4月12日付け5教高第67号)

「交通スト・自然災害等に伴う教育活動への影響に係る報告について」にて通知

#### **報告フォーム：**

**高校教育課ホームページ→魅力化の取組→非常変災報告システム**

(全日制課程及び定時制課程(昼間定時制)の報告)

- 1 第1時限目の授業開始時に交通スト又は自然災害等の影響で、登校できない生徒がいる場合は、第1報を、8:50 までに入力・送信の上、9:00 までに高校教育課まで電話連絡すること。
- 2 続いて、10:30 現在の状況を第2報として入力し、その後、2時間毎に経過状況を入力・送信する。  
ただし、
  - ① 当該自然災害等の影響による欠席者全員について、登校の事実又は全日欠席することを確認
  - ② 「自宅待機」を「臨時休業」に切り替えることが確定した場合、その時点での経過状況を入力・送信し、報告業務を終了する。
- 3 生徒の登校後、自然災害等の発生により、生徒を帰宅させる場合は、その旨決定された時点で報告内容を入力・送信し、その後速やかに、高校教育課まで電話連絡すること。

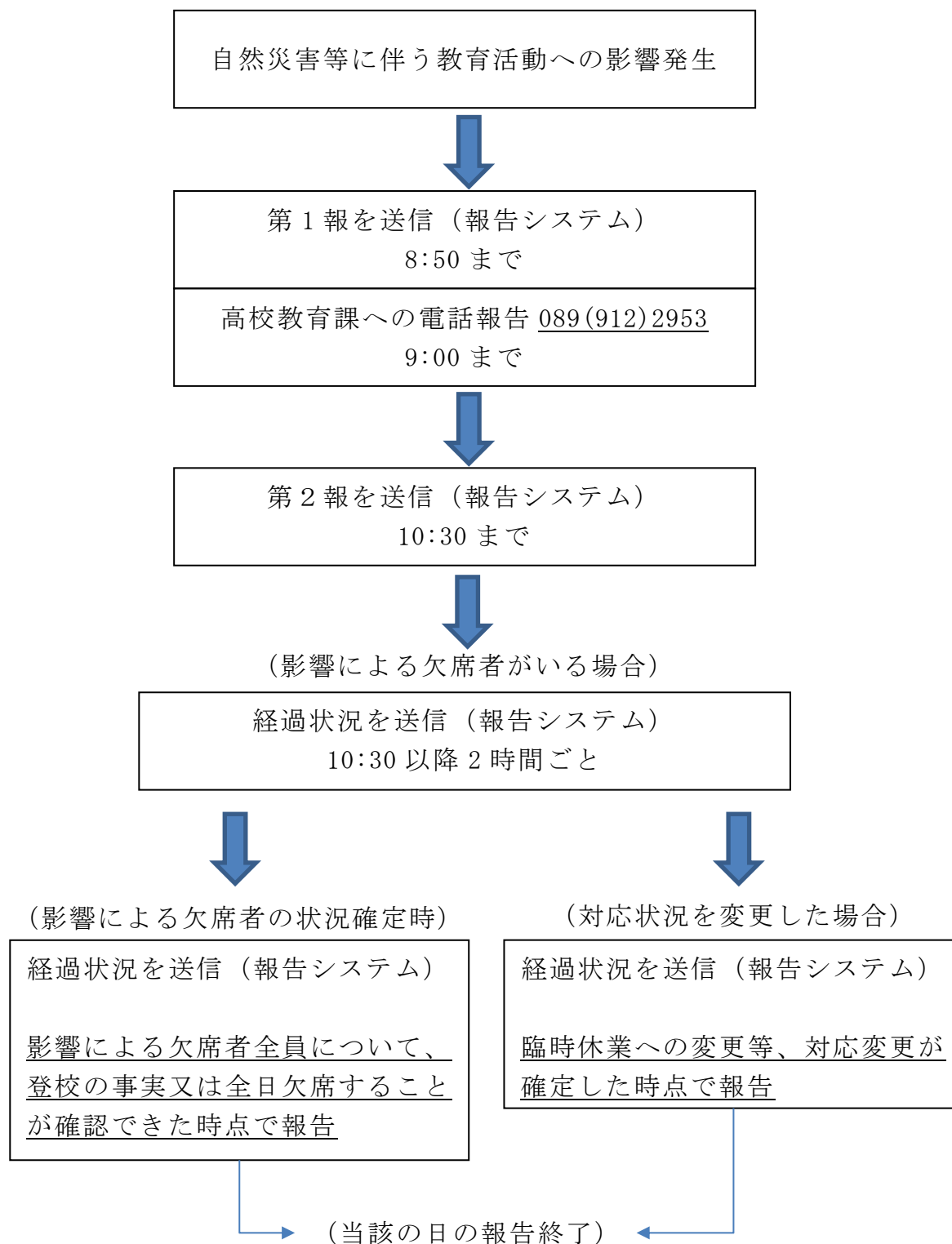
なお、報告後に生徒の安否を確認する必要がある場合は、高校教育課から本システムを用いた報告を求める場合があるので、注意すること。

(定時制課程(夜間定時制)の報告)

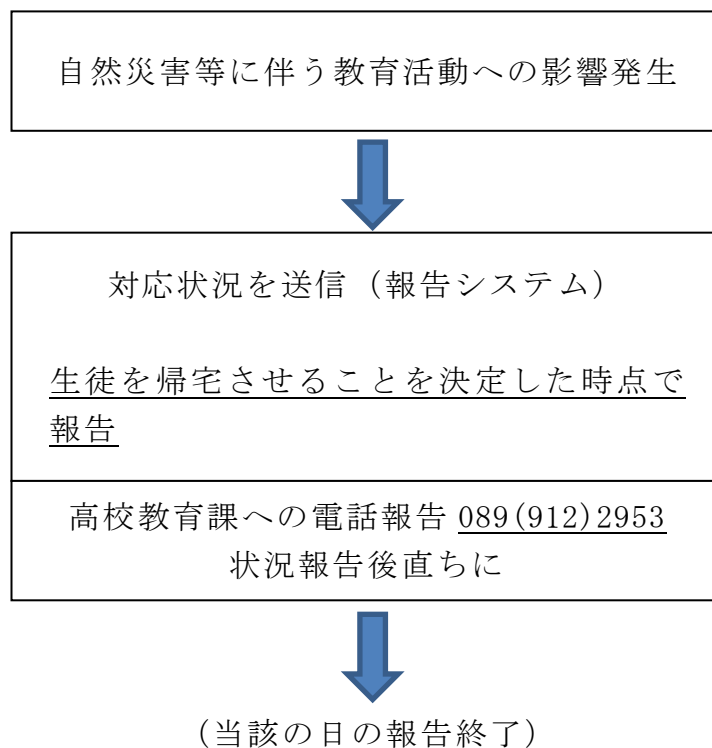
各校の始業時間に合わせ、全日制課程及び定時制課程(昼間定時制)の報告に準じて報告する。

## ＜報告の流れ＞

### (1) 朝の時点で自然災害等に伴う教育活動への影響が発生した場合



(2) 登校時間後、自然災害等の発生により、生徒を帰宅させる場合



文初高第466号  
平成9年12月25日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学長

文部省初等中等教育局長  
辻 村 哲 夫

高等学校における転入学者等の受入れの一層の促進について（通知）

標記の件については、平成3年7月31日付け文初高第259号「保護者の転動に伴う高等学校における転入学者等の受入れの推進について」に基づき、各都道府県、高等学校において積極的にお取り組みいただいているところであります。

このたび、文部省において、平成10年度における公立高等学校の転入学者及び編入学者の受入れのための特別定員枠の設定状況について調査したところ、26都道府県の約2,000校が特別定員枠の設定を予定しており、このうち約3割が収容定員の内数、約7割が収容定員の外数としての特別定員枠の設定を予定しています。

今後、転入学者及び編入学者の一層の円滑な受入れを図るためには、各高等学校においてあらかじめ特別定員枠を設定するとともに、その情報が、転入学や編入学を希望する生徒やその保護者に対して積極的に提供されることが重要であります。

ついては、下記の点に留意いただき、高等学校における転入学者及び編入学者の受入れの一層の促進を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会にあっては管下の学校及び市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 各高等学校は、保護者の転動や帰国等に伴う高等学校における転入学者や編入学者の一層の受入れの機会を確保するため、収容定員の内数又は外数としての特別定員枠を、あらかじめ設定することが適当であること。
- 2 各都道府県は、収容定員や学級数の規模等に応じた特別定員枠に関する基準を策定すること等により、各高等学校における特別定員枠の設定の促進を図ること。
- 3 各都道府県及び各高等学校は、転入学・編入学希望者等に対して、特別定員枠に関する情報の積極的な提供に努めること。
- 4 その他、転入学・編入学試験に関し、その実施回数の増加、受験手続きの簡素化・弾力化、各都道府県における情報収集・提供体制の整備等についても引き続き積極的な対応を進めること。



平成10年 1 月23日

県立高等学校長殿

愛媛県教育委員会教育長

転入学者等の受入れの一層の促進について（通知）

標記の件については、近年における社会経済情勢の変化に伴い、昭和60年 3 月29日付け教高第 394号で、愛媛県県立学校管理規則の一部改正により、教育上支障がない場合には転学を許可することができることとし、また、平成 3 年 8 月13日付け教高第 1296号では、保護者の転勤に伴う転入学者の受入れが円滑に行われるよう通知し、各学校で積極的にお取り組みいただいているところであります。

この度、文部省から別添写しのとおり、転入学者等の受入れについて、さらに一層の促進を図るよう通知がありましたが、本県では転入学者等の実態から当分の間、特別定員枠の設定は必要ないものと考えております。

ついては、下記のことにご留意し、転入学者等の受入れが円滑に行われますよう配慮願います。

記

1 転入学者等を許可する場合の留意事項

(1) 当該学校の学習に堪え得る見込みがあること

ア 転学前の学校の教育課程と、当該学校の教育課程に大きな相違がなく、継続的に学習をすることが可能であること。教育課程上に多少の相違があっても、単位の読み替えを活用したり、各教科・科目の履修・修得の取扱いについて特例を認めるなど弾力的な受入れに配慮すること。

イ 生徒の学力が当該学校において要求される一定の水準に到達していること。

(2) 当該学校の施設・設備に教育上支障がないこと。

2 定員を超えて転入学者等を許可する場合の留意事項

学校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、転入学等を許可する場合は、事前に電話連絡のうえ、許可した後は別紙様式により教育委員会へ届け出ること。

## 愛媛県県立高等学校における転入学及び編入学の取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、愛媛県県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）における転入学及び編入学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において「転入学」とは、高等学校に在籍する生徒が他の高等学校の相当学年に移動することを、「編入学」とは、海外から帰国した者、特別支援学校の高等部や高等専門学校等に在学する者、高等学校を中途退学した者などが、第1学年当初以外の時期に高等学校へ入学することをいう。

### 第3 転入学

#### 1 志願できる資格・条件

県立高等学校への転入学を志願できる者は、次の各号に該当する者とする。

##### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）への通学が困難となる者

イ 特別な事情により転入学が適切であると在籍校の校長が認めた者

##### (2) 転入学する学年・学科に在学する者と同等以上の学力を有する者

#### 2 受入時期

受入時期は、随時とし、志願先の県立高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）が決定する。

#### 3 試験

志願先高等学校長は、転入学を志願する者に対して、転入学の許可又は不許可の決定を行うため必要があるときは、学力検査、面接等を行うことができる。

なお、転入学試験の実施日、実施内容等については、志願先高等学校長が決定する。

#### 4 手続

(1) 県立高等学校への転入学を志願する者は、在籍校の校長に転学願を提出するものとする。

(2) 前号の転学願の提出を受けた在籍校の校長は、志願先高等学校長に対し、次に掲げる書類を送付しなければならない。

ア 転学照会（転学事由を含む。）

イ 在学証明書

ウ 学業成績証明書

エ 単位修得証明書

オ その他必要な書類

#### 5 通知・報告

(1) 志願先高等学校長は、転入学の許可又は不許可の決定を行ったときは、その決定の内容について、速やかに在籍校の校長に通知しなければならない。

(2) 志願先高等学校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、転入学を許可するときは、教育委員会に、事前に電話連絡の上、許可後その旨を届け出なければならない。

### 第4 編入学

#### 1 志願できる資格・条件

県立高等学校への編入学を志願できる者は、次の各号に該当する者とする。

##### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の高等学校に相当する学校に

在籍し、又はした者で、帰国後3年を経過しないもの

イ 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の中学校に相当する学校の課程を修了して帰国した者で、当該年度の愛媛県県立高等学校入学者選抜に出願できなかったもの（アに掲げる者を除く。）

ウ 中等教育学校に在学する者で、保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍校への通学が困難となるもの

エ 高等学校の第2学年（中等教育学校にあっては、第5学年）以上に在籍した後又は第1学年修了時まで在籍し、第2学年への進級が認められた後、中途退学した者で、退学の事由が無くなったと志願先高等学校長が認めるもの

オ その他志願先高等学校長が相当の事由があると認める者

(2) 相当年齢に達している者

(3) 編入学する学年・学科に在学する者と同等以上の学力を有する者

## 2 受入時期

受入時期は、随時とし、志願先高等学校長が決定する。ただし、高等学校又は中等教育学校を中途退学した者については、原則として第2学年以上の第1学期当初とする。

## 3 試験

志願先高等学校長は、編入学を志願する者に対して、編入学の許可又は不許可の決定を行うため必要があるときは、学力検査、面接等を行うことができる。

なお、編入学試験の実施日、実施内容等については、志願先高等学校長が決定する。

## 4 手続

県立高等学校への編入学を志願する者は、志願先高等学校長に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 編入学願（編入学の志願事由を含む。）

(2) 外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類（海外帰国子女に限る。）

(3) 海外での在住期間を証明する書類（海外帰国子女に限る。）

(4) その他必要な書類

## 5 報告

志願先高等学校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、編入学を許可するときは、教育委員会に、事前に電話連絡の上、許可後その旨を届け出なければならない。

## 第5 その他

### 1 転入学・編入学に係る資格の判定

転入学・編入学（以下「転入学等」という。）の志願先高等学校長及び在籍校の校長は、転入学等に係る資格の判定に当たっては、十分な実情把握に基づいて、これを行うものとする。

### 2 相談

(1) 転入学等を志願する者は、志願先高等学校長に対し、その転入学等に関する相談を求めることができる。

(2) 相談の求めを受けた県立高等学校は、転入学等を志願する者及びその保護者から転入学等の事由その他の実情を聴取するとともに、当該学校における教育課程の編成、教科指導、生徒指導等の方針などについて、必要な説明を行わなければならない。

### 3 定時制・通信制課程等における取扱い

県立高等学校の校長は、定時制及び通信制の課程並びに単位制による課程への転入学等については、第3及び第4の規定にかかわらず、その課程の特性に配慮した取扱いをすることができる。

(様式)

令和 年 第 月 号 日

愛媛県教育委員会教育長様

高等学校長



転入学者等の受入れについて

次のとおり定員を超えて下記の生徒を受け入れたのでお届けします。

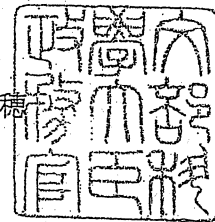
|           |            |  |      |  |
|-----------|------------|--|------|--|
| 生 徒 氏 名   |            |  | 性 別  |  |
| 旧 在 籍 高 校 | 名 称        |  |      |  |
|           | 学科名        |  | 学 年  |  |
| 旧 住 所     |            |  |      |  |
| 新 住 所     |            |  |      |  |
| 転入学等の事由   |            |  |      |  |
| 転入学       | 学科名        |  | 学 年  |  |
| 編入学       | 定 員        |  | 新在籍数 |  |
| 受け入れた期日   | 令和 年 月 日付け |  |      |  |
| 受け入れた理由   |            |  |      |  |

(注) 転入学・編入学の欄については該当のものに○印を付けること。

21文科初第700号  
平成22年3月24日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学大臣政務官  
高 井 美 穂



(印影印刷)

### 学校教育法施行規則の一部改正について(通知)

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成22年文部科学省令第8号)が平成22年3月24日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に対処くださるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、本改正を十分周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の趣旨

今回の改正は、従来より認められていた、高等学校等における外国留学時認定可能単位数について、国際化の一層の進展や高校生段階からの海外への留学の重要性等に鑑み、その上限を拡大するものである。

なお、従来より、構造改革特別区域において、その上限について、学校教育法施行規則(以下、「施行規則」という。)に規定された30単位から36単位に拡大した事業を行っており、当該措置について、平成21年2月の政府の対応方針において、平成21年度中に全国化することとされている。

#### 2. 改正の概要

##### ・高等学校等における外国留学時認定可能単位数の拡大

従来より、高等学校段階における海外への留学については、施行規則第93条第2項により、30単位を上限として、外国の高等学校における履修を日本の高等学校における履修とみなし、単位の修得を認定することができるとされてきたところである。(施行規則第113条第3項により中等教育学校の後期課程に、施行規則第135条第5項により特別支援学校の高等部に準用。)

今回の改正により、その上限を30単位から36単位に引き上げることとした。

##### ・施行日は平成22年4月1日とする。

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局国際教育課  
国際理解教育係

TEL: 03-5253-4111(内線3479、3562)

FAX: 03-6734-3738

県立学校長殿

愛媛県教育委員会事務局

高 校 教 育 課 長

生徒の海外旅行について（通知）

標記のことについては、文部省から昭和54年に通知があり、それに基づいて、本県でも指導願っているところであります。

生徒の海外旅行の取り扱いについては、学校長が許可するとともに教育委員会への届け出を願っていますが、近年、いろいろな目的で海外旅行をする生徒が急増するに伴い、許可する際の判断に苦慮されていることと思います。

ついては、下記のことには留意し、一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

記

- 1 学校においては、公益法人等が行う特に推奨すべき事業を除くほか、この種の海外旅行の事業については紹介又は推薦等を行わないようにすること。
- 2 学校においては、この種の海外旅行の事業に生徒が参加しようとするときには、当該事業主体が、社会的信用を有しているかどうか、旅行業者については、運輸大臣登録がなされており、かつ、責任をもって当該事業に係る旅客運送等に当たるかどうか、その他その内容・条件に異常なところがないかどうかなどについて留意すること。
- 3 開校日にかかる旅行は、原則として認めないこと。
- 4 開校日に旅行を認める場合  
国または県、あるいはその外郭団体等が主催し、県または国の代表として派遣される場合などで、学校長が教育上特に支障がなくやむを得ないと判断した場合に限ること。

（例）

- ジュニア陸上競技国際大会（日本体育協会）
- 日独スポーツ少年同時交流（日本体育協会）
- 世界ジャンボリー（ボーイスカウト日本連盟）

など

生徒の外国旅行について（県立学校長会申合せ）

近年の時代の進展や社会の変化の中で、国際社会に生きる日本人として、異文化理解を深める外国旅行は意義あるものと考えられる。

このことから、「校長が教育上特に支障がない」と判断する場合は、認める方向で対応するものとする。なお、運用基準については、随時見直すこととする。

〔生徒の外国旅行の運用基準について〕

- 1 学校においては、公益法人等が行う特に推奨すべき事業を除くほか、この種の海外旅行の事業については紹介または推薦等を行わないようにすること。
- 2 学校においては、この種の海外旅行の事業に生徒が参加しようとする時には、当該事業主体が社会的信用を有しているかどうか、旅行業者については運輸大臣登録がなされており、かつ責任をもって当該事業に係る旅客運送等にあたるどうか、その他、その内容・条件に異常なところがないか等について留意すること。
- 3 開校日にかかる旅行は、原則として認めないこと。  
但し、校長が教育上特に支障がなく、やむをえないと判断した場合は認める。
  - (1) 国・県または市町村、あるいはその外郭団体等が主催し、その代表として派遣される場合
  - (2) 社会的信用を有する団体が、生徒の健全育成のために主催したもので、参加生徒にとって教育上効果があると認められ、教育上特に支障がないと判断した場合
  - (3) 親族の冠婚葬祭で、特に生徒本人の出席が避けられなく、保護者またはそれに代わる者が同伴する場合
  - (4) その他、校長が教育上特に支障がなくやむをえないと判断した場合

なお、複数校に該当する場合は当該校長の協議とする。

「愛媛県県立高等学校外国人留学生受入れ実施要綱」（平成１０年１月１日施行）

外国人留学生の受入れに関する対応の比較（主な項目について）

| 項 目       | 条 項   | 受入れ実施要綱の規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 従来の手続き・取扱い方法                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 入 れ 要 件 | 第 2 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人高校生または卒業後<u>1年以内の者</u></li> <li>・ 受入れ期間は1年以内</li> <li>・ <u>あっせん団体の指定</u></li> <li>・ 身元引受人は原則2名<br/>(例外措置は第2条第4号参照)</li> </ul>                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人高校生</li> <li>・ 受入れ期間は1年以内</li> <li>・ <u>あっせん団体の適否は許可申請時に教育長が判断</u></li> <li>・ 身元引受人<u>1名</u></li> </ul>                                                                                    |
| 受 入 れ 許 可 | 第 3 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>校長が許可</u></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教育長が校長に許可</u></li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| (提出書類)    |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>*校長 ← あっせん団体</li> <li>・ 受入れ許可願（様式第1号）</li> <li>・ <u>身上調書</u>（様式第2号）</li> <li>・ <u>身元引受書</u>（様式第3号、<br/>(その1) (その1の2)、(その2))</li> <li>・ <u>誓約書</u>（様式第4号）</li> <li>・ <u>在学証明書又は卒業証明書</u></li> <li>・ <u>健康診断書</u></li> <li>・ その他校長が必要と認める書類</li> <li>・ <u>旅券の写し</u>（許可後、留学開始までに提出）</li> </ul> <p>(提出書類の例外措置は第3条第6項参照)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 教育長 ← 校長</li> <li>・ 受入れ許可願</li> <li>・ 身上調書、健康診断書等、<br/>校長が必要と認め、あっせん団体から提出させた書類の写し</li> </ul>                                                                                                 |
| (許可通知)    |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>校長があっせん団体に通知</u><br/>(愛媛県教育委員会文書管理規程第38条第1項第6号による)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教育長が校長に通知し、校長があっせん団体に通知</u><br/>(愛媛県教育委員会文書管理規程第38条第1項第6号による)</li> </ul>                                                                                                                   |
| (許可取り消し)  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 留学生に係る報告  | 第 4 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>*教育長 ← 校長<br/>(短期留学についても、すべて文書で報告)</li> <li>・ <u>留学生受入れ報告書</u>（身上調書の写しを添付）（様式第5号）</li> <li>・ <u>留学終了報告書</u>（様式第6号）</li> </ul>                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書による報告は必要なし</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 留学生の取扱い   | 第 5 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の在籍者または聴講生として扱わない。</li> <li>・ 授業料及び聴講料は徴収できないが、その他の実費は徴収</li> <li>・ <u>指導に係る表簿を作成</u></li> <li>・ 出席、科目履修、成績等の証明書の発行可</li> <li>・ 校長は保護者に、日本体育・学校健康センターへの<u>加入を求める。</u></li> </ul>                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の在籍者または聴講生として扱わない。</li> <li>・ 授業料及び聴講料は徴収できないが、その他の実費は徴収</li> <li>・ <u>指導に係る表簿の作成は校長の判断に任せる。</u></li> <li>・ 出席、科目履修、成績等の証明書の発行可</li> <li>・ 校長は保護者に、日本体育・学校健康センターへの<u>加入を勧める。</u></li> </ul> |



# ○愛媛県県立学校修学旅行実施要領

( 昭和 39 年 3 月 27 日 )  
( 教育委員会訓令第 2 号 )

(趣旨)

第 1 条 愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校における修学旅行は、この訓令の定めるところによる。

(修学旅行の目的)

第 2 条 修学旅行は、自然、文化、経済、産業等の重要地を直接に訪れ、平素の学習を拡充深化し、集団行動を通じて、健康、安全、公衆道徳等の望ましい体験を積み、広い知見と豊かな情操の育成に資することを目的とする。

(修学旅行の計画)

第 3 条 修学旅行の計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項について十分配慮しなければならない。

- (1) 教育的に有効適切であること。
- (2) 保護者の経済的負担が過重にならないこと。
- (3) 児童生徒の安全確保及び健康保持に関すること。

第 4 条 修学旅行の実施は、生徒の在学中 1 回に限るものとする。ただし、中等教育学校においては、前期課程、後期課程、それぞれ 1 回とする。

第 5 条 修学旅行の日数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。ただし、特別の事情があるときは、当該限度を超えて実施することができるものとする。

- (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部 5 泊 6 日
- (2) 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部 4 泊 5 日
- (3) 特別支援学校の小学部 1 泊 2 日

第 6 条 引率教職員の数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加生徒数につき 1 人以上とし、総数は、2 人以上で、校長が決定する。この場合において、女子生徒が参加するときは、適当数の女子教職員を含まなければならない。

- (1) 高等学校及び中等教育学校 30 人程度
- (2) 特別支援学校 5 人程度

2 前項の引率教職員には、校長又はこれに代わるべき責任者を含まなければならない。

(届出等の手続)

第 7 条 校長は、旅行実施の 20 日前までに、修学旅行実施届出書（様式第 1 号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときにあつては、校長は、それぞれ当該各号に定める書類を、当該旅行の実施の 6 月前までに、教育長に提出して、協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、第 1 号に定める書類により協議することを要しないものとする。

- (1) 第 5 条ただし書の規定により同条本文各号に定める日数の限度を超えて修学旅行を実施しようとするとき 修学旅行実施計画書（様式第 2 号）
  - (2) 外国への修学旅行を実施しようとするとき 外国修学旅行実施計画書（様式第 3 号）
- 3 校長は、旅行実施後 7 日以内に、修学旅行実施報告書（様式第 4 号）を教育長に提出しなければならない。

## 修学旅行について

- 1 修学旅行の計画の作成に当たっては、
  - 教育的に有効適切であること
  - 保護者の経済的負担が過重にならないこと
  - 児童生徒の安全確保及び健康保持などに十分配慮し、充実した修学旅行となるようお願いしたい。
- 2 引率教員の数については、県立学校修学旅行実施要領において、以下のとおり定めている。
  - (1) 引率教職員の総数  
総数は2人以上とし、校長が決定
  - (2) 高等学校及び中等教育学校の引率教職員の数  
30人程度に1人以上
  - (3) 特別支援学校の引率教職員の数  
5人程度に1人以上
- 3 修学旅行の一人当たりの費用については、年々増加しており、特に外国修学旅行においては、保護者の経済的負担が大きすぎるのではないかと懸念される事例が見られるので、修学旅行先の検討に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないことに十分留意していただきたい。
- 4 外国修学旅行を実施する場合  
【実施計画書の提出】 実施計画書を6か月前までに教育委員会に1部提出して協議すること。  
【実施届出書の提出】 実施届出書を実施20日前までに教育委員会に1部提出すること。  
となっている。  
さらに、外務省及び文部科学省に15日前までに通報することとなっているので、1か月前までには高校教育課に関係書類の提出をお願いしたい。
- 5 なお、提出書類の作成に当たっては、直近の資料に基づき正確に記載するほか、以下の点に留意願いたい。
  - (1) 自主研修の終了時刻は、4月～9月 19:00  
10月～3月 18:00 となっている。
  - (2) 「引率者の職・氏名」について、
    - 教諭が責任者の場合、(学年主任)などと付記する
    - 女子教職員には、(女子教職員)と付記するよう、お願いしたい。

6 教 高 第 1178 号  
令和 6 年 12 月 23 日

県立学校長 様

愛媛県教育委員会教育長

海外修学旅行等の安全確保について（旅行届の様式変更）

このことについては、令和 6 年 10 月 23 日付け 6 教高第 987 号により通知し、各校において適切に対応していただいているところですが、この度、文部科学省から、別添写しのとおり外務省宛提出書式の改訂（旅行届の様式変更）について通知があったので、お知らせします。

ついては、別添写しに記載された＜主な変更点＞を確認の上、今後の旅行届の提出は、新様式を用いるようお願いします。

また、海外修学旅行等実施の際は、現地でのあらゆるリスクに備えるとともに、安全確保及びそのための手続きに遺漏のないよう配慮をお願いします。

＜送付物＞

- 【写し】海外修学旅行等の安全確保について（文部科学省通知）
  - ・旅行届の＜主な変更点＞について記載
- 【別添】海外修学旅行等における安全対策（外務省通知）
- 旅行届（新様式）

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 【問合せ先】<br>高校教育課教育指導グループ<br>担当 山本アサ子<br>TEL (089)912-2953<br>FAX (089)912-2949 |
|-------------------------------------------------------------------------------|



6 教国教第 1 5 6 号

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局国際教育課長

中 野 理 美

(公印省略)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

中 安 史 明

(公印省略)

#### 海外修学旅行等の安全確保について（通知）

海外修学旅行等における安全確保の徹底については、令和 4 年 12 月 8 日付け 4 教国教第 100 号「海外修学旅行等の安全確保について（通知）」により通知しましたが、今般、外務省より、別添文書のとおり、外務省宛提出書式の改訂について通知がありましたのでお知らせします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>（本年 1 2 月 1 2 日以降の申請については新様式で御提出ください。）

- ・記入欄：回答項目に学校のメールアドレスを追加し、FAX 番号を削除。  
現地代理店について記入すべき項目（会社名、住所、連絡先、担当者氏名）  
を書式上に明記。
- ・備考欄：以下の文言を追記  
5 「一行代表者は旅行引率者等の渡航する者」  
9 「必ず記入」  
17 「必ず記入※現地代理店を通さず直接手配している場合は、「該当なし」と記入」

貴職におかれては、引き続き、海外修学旅行等の安全確保及びそのための手続に遺漏のないよう取扱い願います。既に御案内のとおり、出発日の15日前までには、旅行届に必要な事項を記入し、日程表等を添付のうえ外務省及び文部科学省に電子メールにて提出いただくとともに、必ず出発前に「たびレジ」に登録いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、専修学校及び各種学校（以下「高等学校等」という。）並びに域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

また、本通知は高等学校等所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、義務教育諸学校所管課にも御転送いただき、義務教育諸学校所管課におかれては関係学校等に周知くださいますよう、願います。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

〔添付〕

- ・令和6年11月21日付け領サ第11680号「海外修学旅行等における安全対策」

〔参考〕

- ・海外修学旅行等の安全確保について（通知）（令和4年12月8日）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext\\_00061.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_00061.html)

#### 【本件担当】

- ・文部科学省

（文部科学省旅行届提出先メールアドレス：kouryu@mext.go.jp）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

<小・中・高等学校等について>

総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

TEL：03-5253-4111（内線 3487）

<専修学校・各種学校について>

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線 2915）

- ・外務省領事局領事サービス室

（外務省旅行届提出先メールアドレス：trip.ryousa@mofa.go.jp）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL：03-5501-8150

領サ第11680号  
令和6年11月21日

文部科学省総合教育政策局国際教育課長 殿

外務省領事局領事サービス室長  
(公印省略)

海外修学旅行等における安全対策  
(旅行届(書式)の改訂及び指導徹底のお願い)

今般、海外修学旅行等により児童・生徒が海外渡航する際に当省に提出することとしている旅行届(書式)を一部改訂しましたので、今後は別添の新書式を使用いただきますよう、貴省から関係先に周知願います。

また、従来、旅行届等は各教育委員会・都道府県等を通じて出発の15日前までに貴省及び当省(領事サービスセンター)宛てに提出することをお願いしておりますが、旅行届の記載不備、渡航直前に提出される案件が散見され、当省及び在外公館における対応に支障を来しております。これに加え、渡航準備が不十分(渡航直前においても現地担当者が未定である等)と見受けられる旅行届もございます。

特に、中国渡航については、現地当局に安全確保を要請する際に、旅行届に記載されている情報も必要としています。

つきましては、貴省から改めて関係先に対し、現地担当者や代理店の記載も含め不備のない旅行届等を提出するよう、また、安全対策等も含め万全を期した旅行計画を策定するよう周知いただきたく、よろしく願います。

また、この機会に改めて、貴省から各教育委員会・都道府県等を通じて学校側に対し、現地でのあらゆるリスクに事前に備えるよう伝達いただくとともに、必ず出発前に「たびレジ」に登録するよう、周知徹底をお願いします。

付属添付

# 旅行届(書式)

2024/11/21版

|    |                                 | 記 入 欄                                       | 備 考  |
|----|---------------------------------|---------------------------------------------|------|
| 1  | 行き先                             |                                             |      |
| 2  | 経由地(乗り継ぎ地)                      |                                             |      |
| 3  | 期間                              |                                             |      |
| 4  | 参加人数                            | 合計 人(児童・生徒 人、引率教員 人)                        |      |
| 5  | 外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」登録       | 一行代表者名: 月 日に登録済み<br>参加者に対し、月 日「たびレジ」登録指導を実施 |      |
| 6  | 学校名                             |                                             |      |
| 7  | 学校:住所                           | 〒                                           |      |
| 8  | 学校:電話番号                         |                                             |      |
| 9  | 学校:連絡責任者氏名<br>メールアドレス           |                                             | 必ず記入 |
| 10 | 学校:夜間緊急連絡先                      |                                             |      |
| 11 | フライト番号:往路                       |                                             |      |
| 12 | フライト番号:復路                       |                                             |      |
| 13 | フライト番号:その他                      |                                             |      |
| 14 | 取扱旅行会社名                         |                                             |      |
| 15 | 旅行会社:電話番号                       |                                             |      |
| 16 | 旅行会社:担当者                        |                                             |      |
| 17 | 現地代理店 会社名<br>住所<br>連絡先<br>担当者氏名 |                                             | 必ず記入 |
| 18 | 保険会社名                           |                                             |      |
| 19 | 保険会社:電話番号                       |                                             |      |
| 20 | 現地宿泊先1<br>月 日( ) ~ 月 日( )       |                                             |      |
|    | 現地宿泊先2<br>月 日( ) ~ 月 日( )       |                                             |      |
|    | 現地宿泊先3<br>月 日( ) ~ 月 日( )       |                                             |      |
|    | 現地宿泊先4<br>月 日( ) ~ 月 日( )       |                                             |      |

令和7年3月県立高等学校卒業予定者の就職状況について

<高校教育課調査>

1 令和7年3月県立高等学校卒業予定者の就職状況【3月末現在】

(県立高等学校 全日制・定時制課程)

(令和7年3月31日現在)

| 学科名 | 卒業予定者数 | 就職希望者数 |     |       | 就職内定者数 |     |       | 就職未決定者(A-B) | 令和6年度 |       | 令和5年度3月末内定率 | 令和4年度3月末内定率 | 令和3年度3月末内定率 |
|-----|--------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|-------------|-------|-------|-------------|-------------|-------------|
|     |        | 県内     | 県外  | 合計A   | 県内     | 県外  | 合計B   |             | 3月末   | 2月末   |             |             |             |
| 全日制 | 7,323  | 1,173  | 253 | 1,426 | 1,163  | 254 | 1,417 | 9           | 99.4% | 98.8% | 99.1%       | 99.4%       | 99.8%       |
| 定時制 | 63     | 20     | 1   | 21    | 18     | 1   | 19    | 2           | 90.5% | 71.4% | 90.3%       | 75.0%       | 87.1%       |
| 男子  | 3,781  | 745    | 193 | 938   | 740    | 192 | 932   | 6           | 99.4% | 98.7% | 99.4%       | 99.2%       | 99.6%       |
| 女子  | 3,605  | 448    | 61  | 509   | 441    | 63  | 504   | 5           | 99.0% | 97.8% | 98.0%       | 98.5%       | 99.5%       |
| 合計  | 7,386  | 1,193  | 254 | 1,447 | 1,181  | 255 | 1,436 | 11          | 99.2% | 98.4% | 98.9%       | 99.0%       | 99.6%       |

昨年度 (7,221) (1,160) (274) (1,434) (1,149) (269) (1,418) (16)

令和7年3月31日現在

+0.3

(県立高等学校 全日制課程)

(令和7年3月31日現在)

| 学科名  | 卒業予定者数 | 就職希望者数 |     |       | 就職内定者数 |     |       | 就職未決定者(A-B) | 令和6年度  |        | 令和5年度3月末内定率 | 令和4年度3月末内定率 | 令和3年度3月末内定率 |
|------|--------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|-------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|
|      |        | 県内     | 県外  | 合計A   | 県内     | 県外  | 合計B   |             | 3月末    | 2月末    |             |             |             |
| 普通   | 4,872  | 322    | 36  | 358   | 315    | 36  | 351   | 7           | 98.0%  | 96.9%  | 97.9%       | 98.9%       | 99.5%       |
| 農業   | 454    | 220    | 25  | 245   | 218    | 26  | 244   | 1           | 99.6%  | 99.6%  | 99.2%       | 99.6%       | 99.6%       |
| 工業   | 781    | 376    | 163 | 539   | 375    | 163 | 538   | 1           | 99.8%  | 99.4%  | 100.0%      | 99.7%       | 100.0%      |
| 商業   | 798    | 157    | 17  | 174   | 158    | 16  | 174   | 0           | 100.0% | 99.4%  | 98.4%       | 99.5%       | 100.0%      |
| 水産   | 27     | 11     | 7   | 18    | 11     | 7   | 18    | 0           | 100.0% | 100.0% | 96.2%       | 93.1%       | 100.0%      |
| 家庭   | 29     | 10     | 1   | 11    | 10     | 1   | 11    | 0           | 100.0% | 100.0% | 100.0%      | 100.0%      | 100.0%      |
| 理数   | 79     | 0      | 0   | 0     | 0      | 0   | 0     | 0           | ---    | ---    | ---         | ---         | 100.0%      |
| 国際文理 | 39     | 0      | 0   | 0     | 0      | 0   | 0     | 0           | ---    | ---    | ---         | ---         | ---         |
| 総合   | 244    | 77     | 4   | 81    | 76     | 5   | 81    | 0           | 100.0% | 98.8%  | 100.0%      | 100.0%      | 100.0%      |
| 男子   | 3,741  | 733    | 193 | 926   | 728    | 192 | 920   | 6           | 99.4%  | 99.0%  | 99.3%       | 99.5%       | 99.8%       |
| 女子   | 3,582  | 440    | 60  | 500   | 435    | 62  | 497   | 3           | 99.4%  | 98.4%  | 98.5%       | 99.1%       | 99.8%       |
| 合計   | 7,323  | 1,173  | 253 | 1,426 | 1,163  | 254 | 1,417 | 9           | 99.4%  | 98.8%  | 99.1%       | 99.4%       | 99.8%       |

昨年度 (13)

令和7年3月31日現在

+0.3

(県立高等学校 定時制課程)

(令和7年3月31日現在)

| 学科名 | 卒業予定者数 | 就職希望者数 |    |     | 就職内定者数 |    |     | 就職未決定者(A-B) | 令和6年度  |       | 令和5年度3月末内定率 | 令和4年度3月末内定率 | 令和3年度3月末内定率 |
|-----|--------|--------|----|-----|--------|----|-----|-------------|--------|-------|-------------|-------------|-------------|
|     |        | 県内     | 県外 | 合計A | 県内     | 県外 | 合計B |             | 3月末    | 2月末   |             |             |             |
| 男子  | 40     | 12     | 0  | 12  | 12     | 0  | 12  | 0           | 100.0% | 75.0% | 100.0%      | 75.0%       | 88.2%       |
| 女子  | 23     | 8      | 1  | 9   | 6      | 1  | 7   | 2           | 77.8%  | 66.7% | 81.3%       | 75.0%       | 85.7%       |
| 全体  | 63     | 20     | 1  | 21  | 18     | 1  | 19  | 2           | 90.5%  | 71.4% | 90.3%       | 75.0%       | 87.1%       |

昨年度 (3)

令和7年3月31日現在

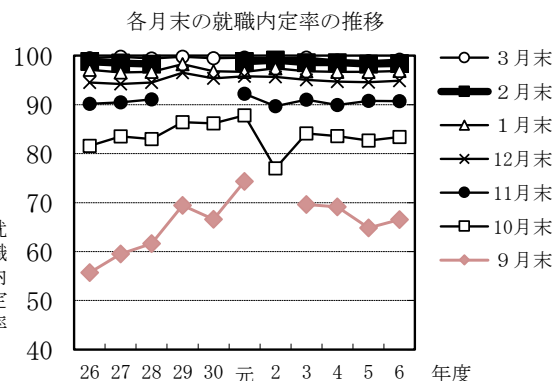
+0.2

2 県立高等学校卒業予定者の就職内定率の推移

<高校教育課調査>

(1) 全日制・定時制課程

| 年度 | 就職内定率(%) |      |      |      |      |      |      |
|----|----------|------|------|------|------|------|------|
|    | 3月末      | 2月末  | 1月末  | 12月末 | 11月末 | 10月末 | 9月末  |
| 6  | 99.2     | 98.4 | 96.9 | 94.9 | 90.7 | 83.4 | 66.5 |
| 5  | 98.9     | 98.3 | 96.7 | 94.6 | 90.8 | 82.7 | 64.8 |
| 4  | 99.0     | 98.6 | 96.7 | 94.7 | 89.9 | 83.6 | 69.1 |
| 3  | 99.6     | 98.6 | 96.8 | 95.1 | 91.0 | 84.1 | 69.6 |
| 2  | 99.5     | 99.1 | 97.4 | 95.7 | 89.7 | 77.0 | —    |
| 元  | 99.6     | 98.8 | 96.7 | 95.8 | 92.2 | 87.8 | 74.3 |
| 30 | 99.5     | —    | 96.8 | 95.4 | —    | 86.2 | 66.6 |
| 29 | 99.8     | —    | 98.3 | 96.5 | —    | 86.4 | 69.4 |
| 28 | 99.4     | 98.3 | 96.7 | 94.5 | 91.1 | 83.0 | 61.6 |
| 27 | 99.8     | 98.5 | 96.6 | 94.2 | 90.5 | 83.5 | 59.5 |
| 26 | 99.5     | 98.8 | 97.1 | 94.5 | 90.2 | 81.6 | 55.7 |



※H29、30は、11月末・2月末を、R2は、9月末を調査せず



## (2) 全日制課程

| 年度 | 就職内定率(%) |      |      |      |      |      |      |
|----|----------|------|------|------|------|------|------|
|    | 3月末      | 2月末  | 1月末  | 12月末 | 11月末 | 10月末 | 9月末  |
| 6  | 99.4     | 98.8 | 97.6 | 95.7 | 91.4 | 84.1 | 67.0 |
| 5  | 99.1     | 98.6 | 97.3 | 95.3 | 91.6 | 83.8 | 65.5 |
| 4  | 99.4     | 99.0 | 97.5 | 95.9 | 91.0 | 84.8 | 70.2 |
| 3  | 99.8     | 99.2 | 97.5 | 95.9 | 92.1 | 85.3 | 70.7 |
| 2  | 99.6     | 99.5 | 98.3 | 96.6 | 90.8 | 77.9 | —    |
| 元  | 99.7     | 99.1 | 97.6 | 96.8 | 93.4 | 89.1 | 75.6 |
| 30 | 99.8     | —    | 97.7 | 96.7 | —    | 87.9 | 68.0 |
| 29 | 99.9     | —    | 98.8 | 97.1 | —    | 87.7 | 70.7 |
| 28 | 99.6     | 98.8 | 97.6 | 95.4 | 92.1 | 84.2 | 62.5 |
| 27 | 99.9     | 98.8 | 97.3 | 95.2 | 91.6 | 84.9 | 60.4 |
| 26 | 99.6     | 99.2 | 97.9 | 95.6 | 91.6 | 82.8 | 56.4 |

## (3) 定時制課程

| 年度 | 就職内定率(%) |      |      |      |      |      |      |
|----|----------|------|------|------|------|------|------|
|    | 3月末      | 2月末  | 1月末  | 12月末 | 11月末 | 10月末 | 9月末  |
| 6  | 90.5     | 71.4 | 54.2 | 45.8 | 47.8 | 43.5 | 39.1 |
| 5  | 90.3     | 84.4 | 70.0 | 65.6 | 58.1 | 39.4 | 33.3 |
| 4  | 75.0     | 70.8 | 51.9 | 37.9 | 31.0 | 26.7 | 15.2 |
| 3  | 87.1     | 71.0 | 60.6 | 54.5 | 41.2 | 27.8 | 19.4 |
| 2  | 94.7     | 80.0 | 56.4 | 56.4 | 46.5 | 37.5 | —    |
| 元  | 95.1     | 88.9 | 59.6 | 57.4 | 44.7 | 39.2 | 25.5 |
| 30 | 87.8     | —    | 58.7 | 47.1 | —    | 27.8 | 15.4 |
| 29 | 96.0     | —    | 75.6 | 68.2 | —    | 37.3 | 23.1 |
| 28 | 92.3     | 73.7 | 51.2 | 50.0 | 42.2 | 26.7 | 18.6 |
| 27 | 97.3     | 81.6 | 57.9 | 45.5 | 37.2 | 22.9 | 19.6 |
| 26 | 95.3     | 82.2 | 62.5 | 54.7 | 41.8 | 40.4 | 28.1 |

## 3 令和7年3月県立高等学校卒業予定者の地域別就職状況【3月末現在】 &lt;高校教育課調査&gt;

## 全日制課程

(令和7年3月31日現在)

| 地域 | 卒業<br>予定<br>者数 | 就職希望者数 |     |       | 就職内定者数 |     |       | 就職内定率(%) |        |       |       | 前年3月末 就職内定率(%) |       |        |
|----|----------------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|----------|--------|-------|-------|----------------|-------|--------|
|    |                | 県内     | 県外  | 計     | 県内     | 県外  | 計     | 県内       | 県外     | 計     | 計前年比  | 県内             | 県外    | 計      |
| 東予 | 2,909          | 591    | 78  | 669   | 587    | 80  | 667   | 99.3%    | 102.6% | 99.7% | 0.9%  | 99.0%          | 97.7% | 98.8%  |
| 中予 | 2,773          | 324    | 83  | 407   | 323    | 83  | 406   | 99.7%    | 100.0% | 99.8% | -0.2% | 100.3%         | 99.0% | 100.0% |
| 南予 | 1,641          | 258    | 92  | 350   | 253    | 91  | 344   | 98.1%    | 98.9%  | 98.3% | -0.2% | 98.7%          | 97.7% | 98.5%  |
| 合計 | 7,323          | 1,173  | 253 | 1,426 | 1,163  | 254 | 1,417 | 99.1%    | 100.4% | 99.4% | 0.3%  | 99.3%          | 98.2% | 99.1%  |

## 全日制+定時制

(令和7年3月31日現在)

| 地域 | 卒業<br>予定<br>者数 | 就職希望者数 |     |       | 就職内定者数 |     |       | 就職内定率(%) |        |       |       | 前年3月末 就職内定率(%) |       |       |
|----|----------------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|----------|--------|-------|-------|----------------|-------|-------|
|    |                | 県内     | 県外  | 計     | 県内     | 県外  | 計     | 県内       | 県外     | 計     | 計前年比  | 県内             | 県外    | 計     |
| 東予 | 2,934          | 602    | 78  | 680   | 598    | 80  | 678   | 99.3%    | 102.6% | 99.7% | 1.1%  | 98.7%          | 97.7% | 98.6% |
| 中予 | 2,794          | 329    | 84  | 413   | 326    | 84  | 410   | 99.1%    | 100.0% | 99.3% | -0.5% | 100.0%         | 99.0% | 99.8% |
| 南予 | 1,658          | 262    | 92  | 354   | 257    | 91  | 348   | 98.1%    | 98.9%  | 98.3% | -0.2% | 98.8%          | 97.7% | 98.5% |
| 合計 | 7,386          | 1,193  | 254 | 1,447 | 1,181  | 255 | 1,436 | 99.0%    | 100.4% | 99.2% | 0.3%  | 99.1%          | 98.2% | 98.9% |

4 県内公共職業安定所が受け付けた高等学校新規卒業予定者の求人数及び求人倍率の推移（愛媛県）  
【令和5年度 9～3月末、令和6年度 9～2月末】 <愛媛労働局調査>

| 地域        | 項目   | 卒業<br>年次 | 9 月末  | 10月末  | 11月末  | 12月末  | 1 月末  | 2 月末  | 3 月末  |
|-----------|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計        | 求人数  | 6        | 6,069 | 6,132 | 6,174 | 6,236 | 6,256 | 6,267 |       |
|           |      | 5        | 5,778 | 5,860 | 5,914 | 5,994 | 6,020 | 6,024 | 6,030 |
|           | 求人倍率 | 6        | 3.52  | 3.57  | 3.56  | 3.61  | 3.66  | 3.73  |       |
|           |      | 5        | 3.31  | 3.41  | 3.43  | 3.54  | 3.65  | 3.65  | 3.65  |
| 差 (06-05) |      |          | +0.21 | +0.16 | +0.13 | +0.07 | +0.01 | +0.08 |       |

## 令和6年度 県及び県教育委員会における高校生の就職支援策

### 1 愛媛県高等学校就職問題検討会議

令和6年5月24日（金）新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、愛媛県の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、下記の関係機関における連携体制を確立し、必要な事項の検討・協議等を行うこととしている。

【関係機関】 愛媛労働局 愛媛県商工会議所連合会 愛媛県進路指導研究会ほか教育関係団体  
愛媛県 愛媛県教育委員会

#### 【主な協議題】

- 令和6年3月高等学校卒業者の状況
- 新規高等学校卒業者の支援策等
- 就職慣行に関する申合せ
- 県内就職希望に対応した求人確保対策
- 早期離職防止のための方策 等について

#### 【県内就職希望者に対応した求人確保対策についての申合せ事項】

- (1) 県内求人の確保
  - 就職活動支援員を活用した求人開拓
  - 校長、労働局等幹部自らが事業所等を訪問しての求人開拓
  - 経済団体に対する求人要請、並びに県内企業事業主への求人要請文の送付
- (2) 生徒の社会的・職業的自立に向けた実践力を育成するための支援
  - 企業関係者及び保護者等を含む就職対策委員会の設置
  - 雇用のミスマッチを解消するため、応募前職場見学会やハローワーク主催の1、2年生を対象とした「地元企業の高校説明会」の開催
  - 職場でのコミュニケーション能力を高めるためのビジネスマナー講座の開催
- (3) 関係機関と連携した就職未内定者に対する支援
  - 新卒者等人材確保推進本部において関係機関の連携による総力を挙げた就職支援
  - 保護者宛て啓発文の送付

### 2 愛媛労働局新卒者等人材確保推進本部会議への参画

【構成機関】 経済団体関係者、労働組合、大学等関係者、高校関係者（愛媛県高等学校長協会就職対策専門委員長、愛媛県私立中学高等学校連合会会長）、行政関係者（労働局・ハローワーク、経済労働部管理局长、高校教育課長、私学文書課長）

【実施内容】 ○ 令和6年3月新規学校卒業者の就職状況  
○ 令和7年3月新規学校卒業予定者等の就職支援策  
○ 事業主団体等への支援事業の周知・啓発 等

【本部会議】 第1回 5月16日（木）  
第2回 12月2日（月）

### 3 事業主宛ての求人要請

- 令和6年6月に、知事、教育長、愛媛労働局長連名による求人要請を、県内の従業員5人以上の事業所（県内約10,000社）に対し送付した。

### 4 就職活動支援員（県立）の配置

- (1) 趣 旨 現在の高校生を取り巻く厳しい就職状況から、高校生の就職を支援するため、企業等での豊富な経験を有する人材を、就職希望の多い高校に就職支援アドバイザーとして配置し、企業開拓や就職相談等きめ細かい就職支援を行う。
- (2) 配 置 校 県立18校

### 5 ジョブカフェ愛work（県若年者就職支援センター）と連携した就職支援

平成16年7月16日、若年者向け就職支援施設「ジョブカフェ愛work（県若年者就職支援センター）」を松山市湊町三丁目の商業ビル「GET!」内に設置。令和2年9月23日、湊町四丁目に移転。

高等学校と連携し、高校生を対象に就職相談、職業適性診断等を行うとともに、合同就職面接会を実施するなど、就業意識の形成や職業情報の提供を行っている。

- (1) 生徒向け出前講座 高校25校 参加生徒1,221人（R6年度実績）  
県内の高等学校に講師を派遣し、生徒対象のキャリア教育セミナーを開催
- (2) 生徒向け県内企業紹介冊子の配布  
県が構築した「スゴ技データベース」に掲載されている企業を紹介したデジタル版『未来がキラリ☆スゴ技BOOK』を活用した地域企業の理解促進

## 6 キャリア教育の取組

### (1) 高校生キャリアプランニング推進事業

#### ア 目 的

本事業では、インターンシップや人材育成講座を通して、将来、地域で活躍する姿を生徒自身に描かせることで、生徒一人一人の進学・就職に向けた主体的なキャリアプランニングを推進する。また、「キャリア・パスポート」の活用を充実させ、自己実現に向けたPDCAサイクルを確立し、主体的に自己の将来を見通したキャリアプランを設計する生徒を育成する。さらに、新規卒業就職者に対して、卒業後のフォローを行うことで離職率の低減を図る。

#### イ 実施対象 県立高等学校、県立中等教育学校

#### ウ 実施内容

##### (ア) キャリアプランニングの推進(全ての学校)

キャリアプランニング推進委員会の設置、インターンシップ(アカデミック・インターンシップ)、人材育成講座

##### (イ) 新規卒業就職者へのフォローアップ(就職者のいる全ての学校)

職業状況確認アンケートの実施及び教職員による就職先訪問、就業状況調査

### (2) えひめ未来マイスター育成事業

#### ア 目 的

全ての職業学科において、地域や産業界と連携した実践的な取組を通して、各専門分野の卓越した技術・技能を身に付けるとともに、県内企業への理解を深める取組を通して、将来、地域産業を支える専門的職業人を育成する。また、デジタル化対応装置の活用等により実社会で通用する最先端技術を習得し、Society5.0 社会に対応できる人材を育成する。

#### イ 実施対象 県内の職業学科・総合学科を設置する県立学校のうち 31 校

#### ウ 実施内容

##### (ア) 農業科

GAP 認証取得審査、GAP 認証取得に向けた実践力向上についての講演、関連企業等の体験研修、農業用ドローン等の最先端技術を活用した実習によるスマート農業に対応した人材の育成 等

##### (イ) 工業科

企業技術者等による「匠の技教室」や講演、デジタル制御のマシニングセンタや3Dプリンタを利用した最先端技術の習得、デュアルシステム、企業と工業高校生によるマッチングフェア、関連企業等の体験研修 等

##### (ロ) 商業科

高度資格試験合格プログラム、税理士等による講演や講義、地域の魅力を伝えるツアープランの作成、タブレット等を利用して撮影した動画のQRコード付き観光ポスターの作成、地域資源を活用した商品の開発と販売 等

##### (ハ) 水産科

漁家及び水産食品会社等による講演や実技指導、ICTを活用した養殖生産管理技術の習得、地域水産物を活用した6次産業化の取組、関連企業等の体験研修 等

##### (ニ) 家庭科

衣・食・住の技術指導者による講演や実技指導、家族構成に応じたレシピを提案するアプリやデジタル機能付き調理実習台を活用した最先端技術の習得、特産品や伝統工芸品を活用して地域・産業界と連携した商品開発、関連企業等の体験研修 等

##### (ホ) 福祉科

地域の福祉施設等の関係者による講演や実技指導、介護ロボットや見守りセンサー等の最先端福祉機器を用いた高度な介護技術の習得、関連企業等の体験研修 等

### (3) ソーシャルチャレンジ for High School 事業

#### ア 目 的

高校生が、地域社会と連携しながら地域課題の解決を図る体験的な活動を実践するとともに、愛媛で働く魅力の発信、多世代交流等の様々な活動を行うことにより、地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材を育成する。

#### イ 実施対象 県立高等学校、中等教育学校 55 校

#### ウ 実施内容

地域の課題解決プロジェクトの活動を通して、地域社会で主体的に活動できる人材を育成したり、愛媛で暮らすことや働くことの意義を再発見させたりする。

○イベントの企画・運営、宣伝・広告、商品の開発など、地域の課題解決に向けた研究活動

○高校生による地域の魅力再発見・PR 動画の作成

## 県教育委員会の令和7年3月末就職卒業者への就職支援策について

### <県教育委員会>

文部科学省や厚生労働省、県の就職支援策を県立高等学校・県立中等教育学校に周知し、未就職卒業者の就職支援を行う。

### <各県立高等学校・県立中等教育学校>

未就職卒業者に対して、ハローワークやジョブカフェ愛workと緊密な連携を図りながら、個別の就職相談を継続するとともに、卒業後も、国や県が実施する就職支援策を活用するなどして、全力を挙げて支援を行う。

### 【資料】

#### 1 文部科学省や厚生労働省の就職支援策

##### (1) ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

「若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO等の関連機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む」ことが重要な課題とされた。

##### (2) 教育再生実行会議第十次提言（平成29年6月1日）

「高等学校に進学しなかったり、高等学校を中途退学したりすると、いずれの行政部局も支援が必要な者の実態を把握できなくなってしまうことが課題である。このため、国、地方公共団体は、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーションなどの関係機関やNPOなどの民間機関が連携して、高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。」ことが指摘され、関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援の充実を図ることとされた。

##### (3) 教育再生実行会議第十一次提言（令和元年5月17日）

「国は、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退後も再就学・高等教育機関への進学や就労ができるよう、在学中からの切れ目ない支援を行う取組を促進する。」とされた。

#### 2 愛媛労働局（ハローワーク）の取組

- ・ジョブサポーターによるきめ細やかな個別支援
- ・愛媛新卒応援ハローワークの設置
- ・「3年以内既卒者の新卒扱い」の普及
- ・「ユースユール認定企業」等の活用によるマッチングの推進
- ・「若者サポートステーション」との連携による就職支援

#### 3 愛媛県の就職支援策

##### (1) ジョブカフェ愛work（愛媛県若年者就職支援センター）

若年者を対象に、職業適性診断やカウンセリング等に基づき、就職・職場定着に至るまでの個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うほか、キャリアコンサルタントのアドバイスや、各種セミナーやイベントを実施する。

- ・進路選択のサポートとしてのキャリア教育や就職活動などに必要とされる就職支援
- ・シゴト☆ジブン発見カード通信の発行、ジョブカフェ愛work見学ツアーの実施
- ・学校、保護者向け出前講座の実施

##### (2) えひめ若者サポートステーション・東予若者サポートステーション

働くことについて悩みを抱えている若年者の自立へのサポートを目的とし、厚労省の委託により設置。キャリアコンサルタント等による専門的な相談やコミュニケーション訓練、協力企業によるインターンシップ等を通して、ニート等の状況にある若年者の多様な悩みを解消しつつ、自立・就労に向けた支援を行う。

- ・担当の相談員、臨床心理士による対応
- ・コミュニケーションセミナー、面接実習、PC個別指導等によるスキルアップ
- ・職場体験、職場見学会の実施による職業観・就労観の育成

#### 4 公的職業訓練「ハロートレーニング～急がば学べ～」

公共職業訓練の愛称「ハロートレーニング」を、全国の職業訓練実施機関等で使用し、公共職業訓練の内容について周知を図る。

○ポリテクセンター（国立）

○愛媛県立産業技術専門学校（新居浜・愛媛中央・宇和島）

- ・離職者訓練、求職者支援訓練、在職者訓練、学卒者訓練、障がい者訓練において、就職に必要な職業スキルや知識を習得し、就職を目指す。

## 就職活動支援員について

- 1 平成 11 年度から緊急地域雇用創出特別基金事業を活用して、県立学校に「高校生就職支援アドバイザー」（12 校）、「進路相談員」（43 校）を配置（全額国費負担）し、高校生の就職等の進路決定を支援してきたが、同基金事業が平成 16 年度末に終了したため、それぞれの配置についても同年度で終了となった。
- 2 しかし、その後も高校生の就職が困難な状況にあったことから、「平成 17 年 4 月 1 日付県立学校教職員人事異動における新たな取組」に基づき、就職相談や受入事業所開拓等、きめ細かい就職支援を行うため、平成 17 年度から就職希望者の多い高校 12 校程度に、企業等での勤務経験が豊富な人材を、「就職活動支援員」として配置することとした。

| 年 度  | 23   | 24   | 25   | 26～6 | 7    |
|------|------|------|------|------|------|
| 配置校数 | 12 校 | 14 校 | 16 校 | 18 校 | 18 校 |

- 3 令和 7 年度の事業の主な内容は次のとおりである。
  - (1) 期 間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
  - (2) 配置校等 県立高等学校 18 校、各校 1 名
  - (3) 職務内容
    - ア 職業安定所等と連携した就職先の企業開拓業務
    - イ 就職相談に関する業務
    - ウ 面接指導等の就職指導に関する業務
  - (4) 勤務時間 校長の指揮監督のもと、会計年度任用職員として、原則として 1 日 3 時間の勤務とする。ただし、任期中の総勤務日数は 100 日未満とする。
  - (5) 報 酬 1 日当たり 7,046 円

### 4 令和 7 年度 配置校

|   |           |    |           |
|---|-----------|----|-----------|
| 1 | 川之江高等学校   | 10 | 北条高等学校    |
| 2 | 土居高等学校    | 11 | 松山工業高等学校  |
| 3 | 新居浜南高等学校  | 12 | 東温高等学校    |
| 4 | 新居浜工業高等学校 | 13 | 伊予農業高等学校  |
| 5 | 新居浜商業高等学校 | 14 | 大洲農業高等学校  |
| 6 | 西条農業高等学校  | 15 | 長浜高等学校    |
| 7 | 東予高等学校    | 16 | 八幡浜工業高等学校 |
| 8 | 丹原高等学校    | 17 | 吉田高等学校    |
| 9 | 今治工業高等学校  | 18 | 北宇和高等学校   |

事 務 連 絡

令和7年3月13日

教育実習担当者 様

高校教育課 教育実習担当

令和7年度教育実習生の受入れ手続きについて

このことについては、平成24年3月29日付け23教高第1253号で通知したとおり、「愛媛県県立学校における教育実習実施取扱要領」により、校長が教育実習生の受入れの承認を行うことになっております。

ついては、「教育実習実施取扱要領」及び「教育実習生の受入れ手続き等に係る留意事項」を参考送付しますので、教育実習に係る手続きや実習計画の作成等に御活用いただくとともに、「教育実習実施取扱要領」を教育実習の依頼のあった大学等に周知するなどして、高校、大学の共通理解の下、教育実習が円滑に実施されるよう、また、手続きにおいても遺漏がないよう、配慮をお願いします。

問合せ先

高校教育課 教育指導グループ

(担当) 程内 奈緒

TEL(089)912-2953 FAX(089)912-2949

## 愛媛県県立学校における教育実習実施取扱要領

### 1 趣旨

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める教育実習及び養護実習（以下「教育実習」という。）を愛媛県県立学校において実施するに当たり、必要な事項を定める。

### 2 受入れの基準

- (1) 教育実習生は、実習に熱意を有し、教育公務員に関する諸法規を遵守し、服装態度等が生徒に好影響を与える者であること。
- (2) 教育実習生は、結核性疾患等感染のおそれのある疾病異常を有しない健康者であること。
- (3) 教育実習実施の時期は、学期の終期、休業日中及びその他学校行事の多い時期は避けること。
- (4) 教育実習の受入人数は、指導教員 1 人につき、3 人以内とすること。ただし、特別の事情があるときは、適宜増員してもよい。

### 3 受入れの承認等

- (1) 校長は、学校運営及び教育活動に支障をきたさない範囲で受入れの承認を行う。
- (2) 校長は、特別の事情が生じた場合、大学と協議の上、承認の取消しを行うことができる。
- (3) 校長は、教育実習生が、実習期間中、学校の経営方針及び校長の指導監督に従わないときは、実習を中止させるものとする。

### 4 実施手続

- (1) 教育実習を希望する者は、前年度のなるべく早い時期に、母校等に対して、受入れについて打診をする。
- (2) 校長は、教育実習生を受け入れようとするときは、「教育実習について」（様式第 1 号）により大学長又は学部長に關係書類の提出を求める。
- (3) 關係書類の提出を求められた大学長又は学部長は、「教育実習承認申請書」（様式第 2 号）及び健康診断書（教育実習開始前 3 月以内のもので、胸部 X 線撮影の所見があるもの。（大学で実施される定期健康診断によるものでもよい。））を、教育実習開始 30 日前までに実習希望先の校長に提出する。
- (4) 校長は、上記基準に基づいて検討した結果、教育実習生を受け入れることが適当であると判断したときは、「教育実習承認通知書」（様式第 3 号）を速やかに大学長又は学部長に送付するとともに、教育実習開始の 1 週間前までに、「教育実習実施届出書」（様式第 4 号）を県教育委員会に提出しなければならない。
- (5) 校長は、教育実習生 1 人につき 9,900 円を教育実習開始までに、大学から支弁を受けて、県に納入するものとする。一度納入したものは返還しない。
- (6) 大学長又は学部長は、受入れの承認を受けた後、教育実習を辞退する場合、「教育実習辞退届出書」（様式第 5 号）を承認先の校長に提出しなければならない。

## 5 実施報告書

校長は、教育実習を実施した場合、実施終了後、速やかに「教育実習実施報告書」（様式第6号）を県教育委員会に提出しなければならない。

## 6 実施上の留意点

- (1) 校長は、教育実習を意義あるものとするため、指導教員の配置及び教育実習計画を適切に定める。
- (2) 校長は、大学長又は学部長に、校長及び指導教員との連絡並びに教育実習生の指導監督に当たるため、大学の教官を学校になるべく派遣するよう求める。
- (3) 教育実習期間中は、出席簿を備え付け押印させる。

## 7 その他

- (1) 教育実習生が教育実習校において発生させた事故については、大学が全て責任を負うものとする。
- (2) 教育実習期間中、事故の発生があったときは、校長は速やかに大学及び県教育委員会に報告しなければならない。

### 附 則

この要領は、平成24年3月29日から施行する。



〇〇〇〇大学長 様

愛媛県立〇〇〇〇学校長 〇〇〇〇

教 育 実 習 に つ い て

貴学の学生より、（実習生氏名）の教育実習について依頼がありましたので、下記の事項に留意の上、関係書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 教育実習承認申請書
- (2) 健康診断書

原則として実習開始前 3 か月以内に、次の機関が発行したものとする。

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健所、病院、大学の保健管理センター、愛媛県総合保健協会診療所が発行した健康診断書又は大学が実施する定期健康診断に基づく健康診断書（大学長又は学部長の証明を必要とする。） |
|---------------------------------------------------------------------------------------|

2 提出先

実習希望学校校長宛て

3 提出期限

実習開始 30 日前まで

愛媛県立〇〇〇〇学校長 様

大学名 学長 〇〇〇〇

教 育 実 習 承 認 申 請 書

本大学学生の教育実習について下記のとおり承認していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 実習希望学校名 愛媛県立〇〇〇〇学校
- 2 実習期間 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇日間  
(休日は含まないこと。)
- 3 大学の指導教官 氏名 〇 〇 〇 〇
- 4 実習生 氏名 〇 〇 〇 〇 教科 〇〇  
(科目を書かないこと。)
- 5 実習生の在籍する学部・学科 〇〇学部〇〇学科

〇 〇 第 〇 〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇大学長 様  
(〇〇〇大学〇〇学部長 様)

愛媛県立〇〇〇〇学校長 〇〇〇〇

教 育 実 習 承 認 通 知 書

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により申請のありました下記の者の教育実習  
を承認します。

記

| 学部学科等    | 実習生氏名 | 教 科 | 期 間       | 備考 |
|----------|-------|-----|-----------|----|
| 〇〇学部〇〇学科 | 〇〇 〇〇 | 〇〇  | 〇/〇 ~ 〇/〇 |    |
|          |       |     |           |    |
|          |       |     |           |    |
|          |       |     |           |    |
|          |       |     |           |    |

教 育 実 習 実 施 届 出 書

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇〇日

愛媛県教育委員会事務局  
指導部高校教育課長 様

愛媛県立〇〇高等学校長 〇〇〇〇

次のとおり、教育実習を実施したいので、届け出ます。

| No    | 教科   | 実 習 生 |    |      |          |     |      |      |     |
|-------|------|-------|----|------|----------|-----|------|------|-----|
|       |      | 氏名    | 性別 | 大学名  | 学部学科等    | 開始日 | 終了日  | 実習日数 | 備考  |
| (例) 1 | 地理歴史 | 〇〇 〇〇 | 〇  | 〇〇大学 | 〇〇学部〇〇学科 | 6/6 | 6/17 | 10   | 世界史 |
| 2     |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
| 3     |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |

注 1 実習日数には期間中の休日は含まない。  
2 備考欄には、「世界史」「物理」など、専門とする科目を記入する。

様式第5号

〇 〇 第 〇 〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県立〇〇〇〇学校長 様

大学名 学長 〇〇〇〇

教 育 実 習 辞 退 届 出 書

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により承認のあった本大学学生の教育実習について、下記のとおり辞退します。

記

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 氏 名     | 〇 〇 〇 〇                             |
| 2 学部・学科   | 〇〇学部〇〇学科                            |
| 3 教 科     | 〇〇                                  |
| 4 実 習 期 間 | 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日<br>至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇日間 |
| 5 辞 退 理 由 | 〇〇〇〇〇                               |

教 育 実 習 実 施 報 告 書

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇月〇〇日

愛媛県教育委員会事務局  
指導部高校教育課長 様

愛媛県立〇〇高等学校長 〇〇〇〇

次のとおり、教育実習を実施したので、報告します。

| No    | 教科   | 実 習 生 |    |      |          |     |      |      |     |
|-------|------|-------|----|------|----------|-----|------|------|-----|
|       |      | 氏名    | 性別 | 大学名  | 学部学科等    | 開始日 | 終了日  | 実習日数 | 備考  |
| (例) 1 | 地理歴史 | 〇〇 〇〇 | 〇  | 〇〇大学 | 〇〇学部〇〇学科 | 6/6 | 6/17 | 10   | 世界史 |
| 2     |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
| 3     |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |
|       |      |       |    |      |          |     |      |      |     |

注 1 実習日数には期間中の休日は含まない。  
2 備考欄には、「世界史」「物理」など、専門とする科目を記入する。

(別紙1)

## 教育実習生の受入れ手続き等に係る留意事項

### 1 教育実習生の受入業務について

教育実習生の受入業務に関しては、事務職員と実習担当教員が連携を図り、手続き書類等に遺漏がないよう十分に留意するとともに、教育実習開始までに実習費を大学から支弁を受けて県に納入すること。

### 2 教育実習生指導計画の作成について

教師たるに必要な基礎知識、技術及び態度を習得し、学校教育に対する理解を深め、教師として活躍できる素地を養うことができるよう、適切な「教育実習生指導計画」を作成し指導に当たること。

なお、指導に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 教科に関する授業実習を、2週間の実習の場合には4回以上、3週間の実習の場合には5回以上実施し、このうちの1回以上は研究授業として実施すること。
- (2) ホームルーム活動の授業実習を1回以上実施すること。

### 3 健康診断書について

健康診断書は、保健所、病院、大学の保健管理センター、愛媛県総合保健協会診療所の発行のもの、又は大学が実施する定期健康診断に基づくもの（大学長又は学部長の証明を必要とする。）とし、原則として実習開始前3か月以内のものであること。

### 4 教育実習生の指導教員の選定について

指導教員には、10年教職経験者研修やキャリアアップ研修Ⅱを修了した教員など経験豊かな教員を充てること。

また、教科指導教員とホームルーム活動指導教員とは異なる教員とすること。

- 5 「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成25年1月9日付け24教保第531-1号）のとおり、教育実習生が感染源とならないよう留意すること。

## 教育実習実施に係る Q & A

**Q 1 指導教員には、10 年教職経験者研修やキャリアアップ研修Ⅱを修了した教員など、経験豊かな教員を充てることとなっているが、該当する教員がいない場合はどのようにすればよいか。**

A 学校の規模及び教員の配置状況、その他特別な事情により、教育実習生の指導に当たることができる 10 年教職経験者研修やキャリアアップ研修Ⅱを修了した教員がいない又は不足することがある。この場合、学校長は、5 年教職経験者研修及びキャリアアップ研修Ⅰを修了した教員のうち、適格であると認めた教員を、教科指導教員及びホームルーム活動指導教員に充てることができる。

なお、教科指導教員として、10 年教職経験者研修やキャリアアップ研修Ⅱを修了していない教員が実習生の指導に当たる場合には、教頭も当該実習生の教科指導教員となり、共に指導に当たるものとする。

**Q 2 健康診断書は、個人病院等で出されたものでもよいか。**

A 健康診断書については、個人病院等、国・公立以外の医療機関による健康診断書でもよい。ただし、あまりに簡素な診断書は適当ではないので、別添の健康診断票様式を大学に示し、参考にするよう指導をお願いしたい。

**Q 3 健康診断書は、原則として実習開始前 3 か月以内のものとなっているが、提出された健康診断書が 3 か月を過ぎていた場合は、どのようにすればよいか。**

A 在籍大学の定期健康診断に基づく診断書を広く認める、又は X 線撮影を短期間に連続して行うことを避けるなどのために、4 か月以内の健康診断書であれば、学校長の判断により認めることは可能である。

ただし、この場合、学校長は、実習希望生が在籍する大学に連絡をとり、教育実習の承認をする時点での実習希望生の健康状態について報告を求めるなどして、教育実習を実施する上で、健康面に問題がないことを確認しなくてはならない。

なお、3 か月以内の健康診断書とは、健康診断書が発行された日を起算日とするのではなく、胸部 X 線検診等、診断書に記載されている幾つかの診断が行われた日のうち、最も早い日を起算日とすることに留意すること。



**Q 4 教育実習計画を作成する場合、どのような配慮が必要か。**

A 教育実習は、実際の教育現場において、実践的に教育職員としての知識・技能・態度等の基礎を習得するものであることを踏まえ、観察実習や授業実習を適切かつ適時に設定するとともに、次の点に留意して教育実習計画を設定しなければならない。

- ①教科に関する研究授業については、実施前に、当該科目の観察実習を必ず行うこと。
- ②ホームルーム活動の授業実習については、実施前に、ホームルーム活動の観察実習を必ず行うこと。
- ③養護実習の場合でも、「保健」の免許等を併せて取ることを前提とした教育実習を行うときは、ホームルーム活動の観察及び授業実習を行うこと。

なお、教育現場の経験豊富な教員による講話等は、教育職員を目指す者にとって、意義深いものであるから、積極的に教育実習計画に位置付けていただきたい。

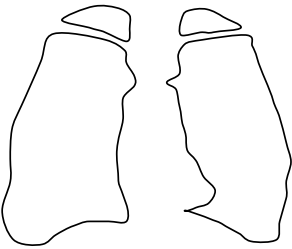
**【日程例】**

| 月日  | 曜 | 行 事                | 月日 | 曜 | 行 事                |
|-----|---|--------------------|----|---|--------------------|
| 6.6 | 月 | 職員紹介、〇〇講話          | 13 | 月 | 授業実習（数学Ⅰ）          |
| 7   | 火 | 観察実習（数学Ⅰ）          | 14 | 火 | 授業実習（数学Ⅰ）          |
| 8   | 水 | 観察実習（数学Ⅰ・ホームルーム活動） | 15 | 水 | 授業実習（数学Ⅰ・ホームルーム活動） |
| 9   | 木 | 観察実習（数学Ⅰ）          | 16 | 木 | 研究授業（数学Ⅰ）          |
| 10  | 金 | 観察実習（数学Ⅰ）          | 17 | 金 | 授業実習及び反省会          |
| 11  | 土 |                    | 18 | 土 |                    |
| 12  | 日 |                    | 19 | 日 |                    |

[様式例]

健康診断票

|         |                          |                 |                 |                 |  |
|---------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 氏 名     |                          | 性別              |                 | 現住所             |  |
| 生 年 月 日 | 昭和・平成 年 月 日 ( 歳)         |                 |                 |                 |  |
| 身長・体重   | ・ c m                    | ・ k g           |                 |                 |  |
| 既 往 症   | 1 週間以上の入院又は半月以上の療養を要した疾病 |                 |                 |                 |  |
|         |                          | ( 1 )           | ( 2 )           | ( 3 )           |  |
|         | 病 名                      |                 |                 |                 |  |
|         | 時 期                      | 年 月 ころ<br>( 歳 ) | 年 月 ころ<br>( 歳 ) | 年 月 ころ<br>( 歳 ) |  |
|         | 期 間                      | 約 日間            | 約 日間            | 約 日間            |  |

|                    |                                                                                         |                                                                                       |        |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 視 力                | 右 . ( . )<br>左 . ( . )                                                                  | 聴 力                                                                                   | 右<br>左 |
| 眼 疾                |                                                                                         | 胸部X線撮影 ( 接 ) 所見                                                                       |        |
| 耳 鼻 咽 喉            |                                                                                         | 撮 影 日 年 月 日                                                                           |        |
| 言 語                |                                                                                         | フィルム番号 No.                                                                            |        |
| 循 環 器              |                                                                                         |  |        |
| 神 経 系              |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 消 化 器              |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 泌 尿 器              |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 身 体 障 害<br>の 状 態   |                                                                                         |                                                                                       |        |
| そ の 他 の<br>疾 病 異 常 |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 総 合 判 定            | <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> やや不健康 <input type="checkbox"/> 不健康 |                                                                                       |        |
| 検査の結果以上のとおりです。     |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 令和 年 月 日           |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 所 在 地              |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 保健所、病院等の名称         |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 医 師 氏 名            |                                                                                         |                                                                                       |        |
| 印                  |                                                                                         |                                                                                       |        |

注 1 太線内は、検査前に本人が記入してください。  
2 年齢は、令和〇〇年4月1日現在で記入してください。  
3 既往症については、なるべく詳細に記入してください。  
4 裸眼視力1.0未満の者については、( ) 内に矯正視力を記入してください。  
5 総合判定については、全検査項目を総合的に判断し、健康状態を判定してください。

4 教 高 第 80 号  
令和 4 年 4 月 14 日

県 立 高 等 学 校 長 様  
県立中等教育学校長 様

愛媛県教育委員会事務局  
指導部 高校教育課長

#### 愛媛大学教育学部高等学校応用実習の実施について

このことについて、愛媛大学教育学部から県立学校への、周知依頼があったので、お知らせします。

本実習は、同学部において、令和 2 年度入学生より新設され、令和 5 年度から実施されるものです。同学部の 3 年次生が免許要件として附属学校において行う通常の実習とは別に、4 年次生のうち高等学校の教員を強く希望する学生が、それまでの教育実習等で得た学びを県立学校で実践し、幅広い業務の実習を行うことで、更なる資質向上を図ることを目的としています。

実施時期については、貴校で通常行っている教育実習期間に合わせて 2 週間（10 日間、60 時間）を予定しており、実習内容については、実習校の裁量で実施することとされています。

ついては、今後、同大学から依頼があった場合は、可能な限り受け入れていただくようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

高校教育課 教育指導グループ

(担当)武智 義尚 TEL:089-912-2953

# 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）

## 第 1 章 総則

### 第 5 款 生徒の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

##### (1) 障害のある生徒などへの指導（抜粋）

ア 特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行うものとする。

ウ 個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

## 各教科

### 第 3 款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※総合的な探究の時間・特別活動の「指導計画の作成と内容の取扱い」も同様

## 特別な支援を必要とする生徒へのよりよい指導・支援のために ～切れ目ない支援体制の構築に向けた中学校・高等学校間の連携について～

平成 30 年 1 月 26 日 29 教特 第 1924 号 愛媛県教育委員会 特別な支援を必要とする生徒に関する中学校・高等学校間の情報連携の推進について（通知）より抜粋

## 2 基本方針

### (1) 中学校における留意点

- ② 各学校においては、進学先の高等学校に直接出向くなど、高等学校へ情報提供する機会を設け、個別の教育支援計画等（又はそれに準ずるもの※）を適切かつ確実に引き継ぐよう努めること。

### (2) 高等学校における留意点

- ① 各学校においては、中学校に直接出向くなど、中学校から情報収集するための機会を設け、個別の教育支援計画等（又はそれに準ずるもの）を適切に引き継ぐこと。特に、入学者選抜の特別措置を経て入学する生徒については、提供すべき合理的配慮について把握すること。
- ② 各学校においては、中学校又は保護者から引き継がれた個別の教育支援計画等（又はそれに準ずるもの）の情報と、本人・保護者からの聴取内容を基に、新たに個別の教育支援計画等を作成するとともに、関係機関等とも連携し、活用を進めること。これらについては、校内委員会等において、定期的に評価・改善を行うなど、組織的・継続的な取組がなされなければならないことに留意すること。

※ 各市町の教育委員会又は保健福祉部局が作成した特別支援教育に関する「引継ぎシート」を指す。

## 令和 7 年度高等学校における「通級による指導」について

国における法令の改正に伴い、従来、小、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程において実施可能であった「通級による指導」が、平成 30 年 4 月から、高等学校及び中等教育学校後期課程でも実施可能となりました。本県では、平成 30 年度から新居浜商業高校、令和元年度から長浜高校、令和 2 年度から北宇和高校三間分校、令和 6 年 4 月から東温高校において、「通級による指導」を実施しているところですが、令和 7 年度からは、土居高校、西条農業高校、北宇和高校においても「通級による指導」を実施します。

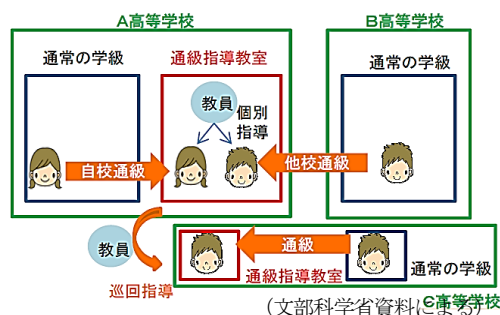
### 1 通級による指導について

#### (1) 対象

言語障がい、情緒障がい、発達障がい（自閉症、LD、ADHD）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱があるもののうち、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

#### (2) 実施形態

- 【自校通級】 自校に設置された通級指導教室で指導を受ける。
- 【他校通級】 生徒が他校の指導教室に通う。
- 【巡回指導】 通級指導教室担当教員が他の学校へ出向く。



(文部科学省資料による)

#### (3) 教育課程（学校教育法施行規則及び文部科学省告示 平成 28 年 12 月）

- ア 高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる。
- イ 障がいに応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
- ウ 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間 7 単位**を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。



※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

(文部科学省資料による)

#### (4) 障がいに応じた特別の指導の内容

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（**自立活動**）を行う。特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができる。

令和 7 年度は、全校対象を「発達障がい」とし、「自校通級」で実施する。  
特別の教育課程により、特別の指導（「自立活動」）を放課後に「加え」て行う。

## 【C4】

## 状況報告書（別室の設定）

|                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 氏 名                                                                                              | 昭 和 年 月 日生<br>平 成                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 住 所                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 記入について                                                                                           | <input type="radio"/> 別室での受験を必要とする理由を詳しく記入してください。<br><input type="radio"/> 特に個室（試験室に受験者1名）を必要とする場合は、裏面にその明確な理由を詳しく記入してください。<br><input type="radio"/> 高等学校等に在籍していない場合は、保護者等が高等学校等以外の教育機関等における状況等及び専門家等による所見を可能な範囲で記入してください。<br><input type="radio"/> 発達障害により別室を必要とする場合は、「【C5】状況報告書（発達障害関係）」に別室の設定の記入欄がありますので、提出する必要はありません。 |  |
| 該当する項目の数字を○で囲み、必要事項を記入してください。<br>記入しきれない場合は、裏面のその他記入欄に記入してください。                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 1 別室の設定を必要とする理由を記入してください。なお、特に個室（試験室に受験者1名）を必要とする場合は、裏面にその明確な理由についても併せて詳しく記入してください。              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <h1 style="color: red;">過年度の様式を使用して<br/>申請することはできません</h1>                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 2 授業において何か配慮を行っていますか？<br>(1) 配慮をしている。 (2) 配慮をしていない。<br>※「(1) 配慮をしている。」を選択した場合は、具体的な内容を記入してください。  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 3 定期試験等において配慮を行っていますか？<br>(1) 配慮をしている。 (2) 配慮をしていない。<br>※「(1) 配慮をしている。」を選択した場合は、具体的な内容を記入してください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 4 その他学校生活等において、配慮を行っている場合は、具体的な内容を記入してください。                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 上記のとおり状況等を報告する。<br>令和 年 月 日<br>高等学校等の名称・所在地 校長名 _____ 職印<br>記載責任者（志願者との関係・氏名） _____ 印            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

【個室を必要とする理由】

※ 個室（試験室に受験者 1 名）を必要とする明確な理由を詳しく記入してください。

過年度の様式を使用して  
申請することはできません

（その他記入欄）

## 特別な支援を必要とする 子どもへの理解と支援 一切れ目ない支援体制の構築に向けてー

令和2年3月 愛媛県教育委員会 発行

|         |                                      | 難しい | できること<br>が少ない | できること<br>が多い | いつでも<br>できる | 値 |
|---------|--------------------------------------|-----|---------------|--------------|-------------|---|
| 1<br>聞く | ① 2つ以上の口頭での指示を覚えて行動する。               | ○   | ○             | ●            | ○           | 3 |
|         | ② 集団場面で、一斉の指示を聞く。                    | ○   | ○             | ○            | ●           | 4 |
|         | ③ 口頭での指示の内容を理解して行動する。                | ○   | ○             | ●            | ○           | 3 |
| 2<br>話す | ① 状況に応じて、話す速度や音量、言葉の調子や間の取り方に注意して話す。 | ○   | ○             | ●            | ○           | 3 |
|         | ② 相手に分かるように、言葉や助詞を適切に使って話す。          | ○   | ●             | ○            | ○           | 2 |
|         | ③ 自分の考えが的確に伝わるように、自分の立場や考えを明確にして話す。  | ○   | ○             | ○            | ●           | 4 |
|         | ④ グループで、共通の内容を話し合いまとめる。              | ○   | ●             | ○            | ○           | 2 |
| 3<br>読む | ① 長音、短音、促音を含んだ単語を、ままとりとして正しく読む。      | ○   | ○             | ●            | ○           | 3 |

2次チェックシートに入力

## 「えひめ特別支援パッケージ」

これまでの個別の指導教育支援計画や個別の指導計画の様式を「切れ目ない支援」という観点から整理し、組織的・継続的に機能させていくことをコンセプトとした新たな支援ツール

可視化



レーダーチャートとして反映

## 特別支援教育校内研修プログラム集研修プラン

令和4年3月 愛媛県教育委員会 発行

### 1. 視覚障害の理解

#### (1) 視覚障害について

##### ① 視覚障害の概要

視覚障害とは、**視機能の永続的な低下**により、学習や生活に**困難がある状態**をいう。  
視機能が低下していても、それが何らかの方法若しくは、短期間に回復する場合は、**視覚障害とはいえない**。

※ 教育上特別な支援や配慮を必要とする視覚障害には、次のような条件が伴うことに留意

ア 両眼ともに視機能が低下していること

イ 現状以上の視機能の回復が望めないこと

※ 視機能 → 視力(遠方、近方)、視野、光覚(暗順応、明順応)、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視(立体、遠近)

光覚障害という場合もある

※ 視覚障害 → 視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害など

1. 学習や生活に困難がある状態をいいます。視機能には、視力、視野、光覚、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視の6つの機能があげられます。したがって、視機能が低下し、短期間に回復する場合は、視覚障害とはいえない。障害には、次のような条件が伴うことに留意する必要があります。

視覚障害とは、片眼が見えなければ生活が困難なほどの不自由さがあるが、見える方の眼を使うことによって、学習又は生活において特別な取組(支援)によって視機能が回復する場合は、視覚障害には当てはまりません。手術等によっても視力の回復が期待できず障害が固定した時点で、視覚障害となります。障害とみなすこともあります。

## 「特別支援教育校内研修プログラム集」

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援の充実を図るため、校内研修で活用できる読み原稿付きのプレゼン資料や配布資料等を収録。各校へCD-R配布済み。「愛媛学びの森」学習支援サイトにも掲載している。

## 就労支援コーディネーターの概要

### 1 就労支援コーディネーターの配置

- (1) 配置数 3名
- (2) 配置先 みなら特別支援学校、宇和特別支援学校、新居浜特別支援学校

### 2 業務内容

福祉・労働等の関係機関と連携し、次の業務を行う。

- (1) 現場実習先・就労先の開拓・情報収集
- (2) 卒業生の職場定着状況の確認
- (3) 県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労に関する相談対応

県立高等学校・中等教育学校からの相談に対し、職場実習先や就労先及び関係機関(ハローワークの障がい者対応窓口、就業・生活支援センター、障害者職業センター等)を紹介したり、障がいのある生徒の職場実習時における支援や就労支援の助言を行ったりする。





## 特別支援教育地域支援充実事業 特別支援教育専門家チーム派遣事業

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、市町(学校組合)教育委員会等における特別支援教育推進のための支援を行います。 ※市町(学校組合)教育委員会は、特別支援教育地域支援充実事業のみ対象



発達障がいを含む障がいのある子どもたちへの指導・支援について、悩んでいること、困っていることはありませんか。例えば、学習上のつまずきや学級での人間関係のこと、個別の教育支援計画等の作成・活用に関することなど。

子どものよりよい成長のためには、一人一人の特性を理解し、適切に支援していくことが必要です。愛媛県教育委員会では、こうした学校や先生方の取組をフォローアップしていくための支援を行います。

### 特別支援教育地域支援充実事業

①特別支援学校のセンター的機能では、以下に示す支援を行います。どの支援も、複数回依頼することができます。

- |                           |
|---------------------------|
| ① 特別支援教育等に関する相談・情報提供      |
| ② 障がいのある幼児児童生徒等への指導・支援    |
| ③ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連携・調整 |
| ④ 小・中学校等の教員に対する研修協力       |
| ⑤ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供  |

②特別支援教育地域リーダー(小・中学校、高等学校及び県立特別支援学校から教員30名程度指名)は、以下に示す支援を行います。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 地域や学校等の特別支援教育に関する相談支援     |
| ② 特別支援教育校内研修プログラム集を使用した研修支援 |

小・中学校及び県立特別支援学校の特別支援教育地域リーダーは、「特別支援教育専門家チーム派遣事業」における調査員を兼ねます。

### 特別支援教育専門家チーム派遣事業

特別支援教育専門家チーム(医師、学識経験者、福祉・医療関係者、関係教育機関関係者)は、以下に示す支援を行います。

- |                          |
|--------------------------|
| ① 当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応等の検討 |
| ② 教育支援体制の整備等に関する指導・助言    |
| ③ 障がいの有無の判断              |

学校からの依頼に応じて、県教育委員会が派遣する専門家チームを選定します。なお、学校を訪問する際には、各市町の調査員(地域リーダー)が帯同します。

# 令和7年度特別支援教育関連行事予定

## 1 本課関連教職員研修

### (1) 特別支援教育コーディネーター研修会(中予会場 5月)

特別な支援を必要とする幼児児童生徒のへ適切な支援や校内支援体制の在り方などについて講義、研究協議等を行う。

<対象> 経験年数0年の幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校等の特別支援教育コーディネーター

| 期 日      | 会 場       | 内 容(予定)                     |
|----------|-----------|-----------------------------|
| 5月14日(水) | 県生涯学習センター | ○講義「特別支援教育コーディネーターの役割」、演習 外 |

### (2) 高等学校及び中等教育学校(後期課程)における特別支援教育推進研修会

(中予会場 11月)

高校における発達障がいのある生徒の支援や校内体制の工夫、関係機関との連携等、高校における特別支援教育に係る事項についての理解を深める。

<対象> 高等学校等の特別支援教育コーディネーター

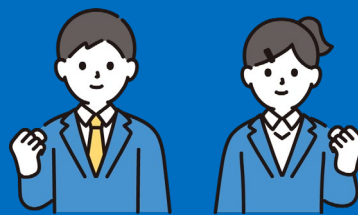
| 期 日       | 会 場       | 内 容(予定)                 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 11月14日(金) | 県生涯学習センター | ○講義「発達障がいのある生徒の理解と支援」 外 |

## 2 県総合教育センター課題別研修(7・8・12月)

| 期 日                       | 会 場       | 内 容                                               |
|---------------------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 7月31日(木) 1日               | 県総合教育センター | 校園内で生かす個別の指導計画                                    |
| 8月1日(金) 1日                | 県生涯学習センター | 障がい特性の理解と支援の在り方                                   |
| 8月22日(金) 午前               | 県総合教育センター | 通級による指導担当者スキルアップ                                  |
| 8月22日(金) 午後               | 県総合教育センター | 通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり                     |
| 8月26日(火)1日<br>12月26日(金)午後 | 県総合教育センター | 特別支援教育コーディネータースキルアップ<br>※12月26日(金)の2回目の講座と併せて1セット |

大切なお知らせ

# 高校生の 学びを支えます。



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃



## 「所得制限の一部の事実上撤廃」とは？

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。  
(これまでの①高等学校等就学支援金に加えて、②高校生等臨時支援金ができました。)

**① 高等学校等就学支援金** ・年収約910万円未満世帯の高校生

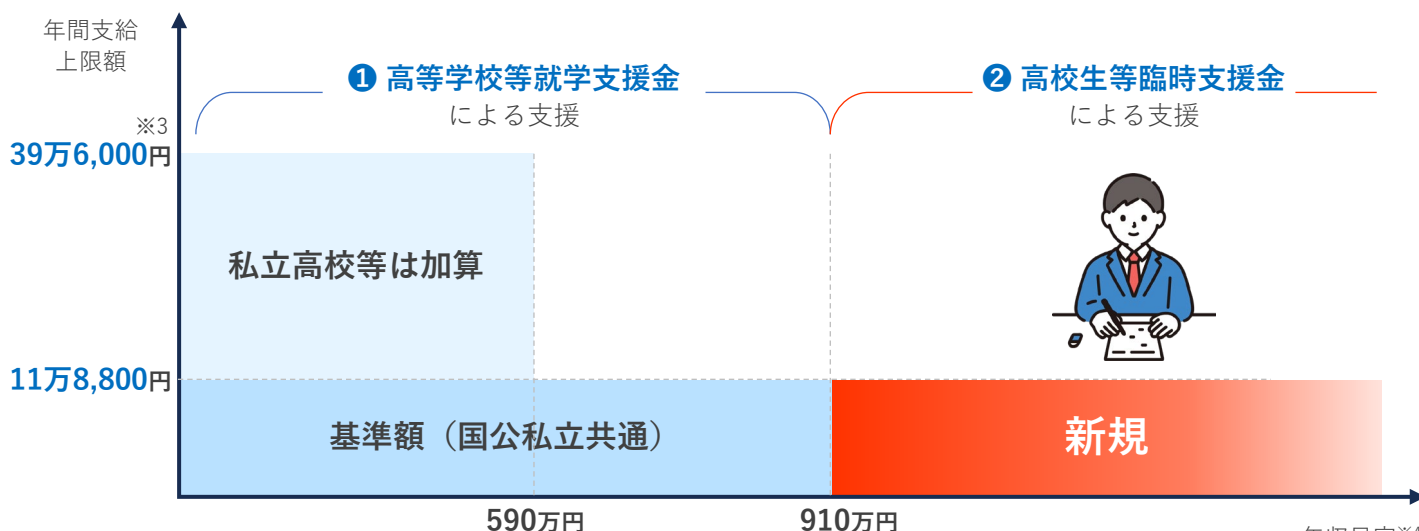
新規

**② 高校生等臨時支援金** ・年収約910万円以上世帯の高校生  
・国公立共通のいわゆる基準額である年額11万8,800円※2  
を支援  
【令和7年度限り※1】

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。  
手続きの時期については、学校から案内がありますので必ずご確認ください。

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。  
※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なることがあります。

## 支援のイメージ



※3 私立高校（通信制）は29万7,000円、国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※4 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）156歳生1人の4人世帯の目安

## お申し込みについて

### ① 高等学校等 就学支援金 への申請

#### 新入生の皆さん

**入学時の4月など** 手続きが必要な時期に学校から案内があります。  
必ず確認してください。

#### 在校生の皆さん

**収入状況の届出が必要となる7月頃までに** 学校から案内があります。

※ 原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバー**を利用することで手続きが簡単になります。  
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

### ② 高校生等 臨時支援金 への申請

#### 新入生の皆さん

**① 高等学校等就学支援金**の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

#### 在校生の皆さん

**7月頃までに** 学校から案内があります。必ず確認してください。

※ 原則として、高等学校等就学支援金のための**オンライン申請の仕組み**を活用します。

※ **これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方**  
(年収約910万円以上世帯の方)は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要があります。



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**都道府県ごとに申請方法が異なります**ので、学校からの案内に従って申請してください。

※ 学校により、就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金・臨時支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

## 対象となる高校生

### 日本国内に住所を有する方が対象です



※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、  
詳細は学校へお問い合わせください。

### 対象となる学校種は次のとおりです

- 高等学校
- 中等教育学校（後期課程）
- 特別支援学校（高等部）
- 高等専門学校（1～3年）
- 専修学校高等課程
- 専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの
- 各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- 海上技術学校

## お問い合わせについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)



私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

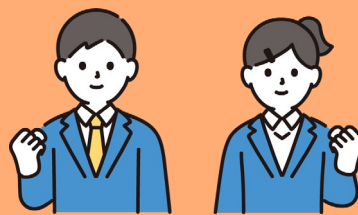
検索



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

大切なお知らせ

# 高校生の 学びを支えます。



- 高等学校等就学支援金
- 高校生等臨時支援金

高等学校等就学支援金

(年収約910万円未満世帯(次頁参照))

及び

高校生等臨時支援金

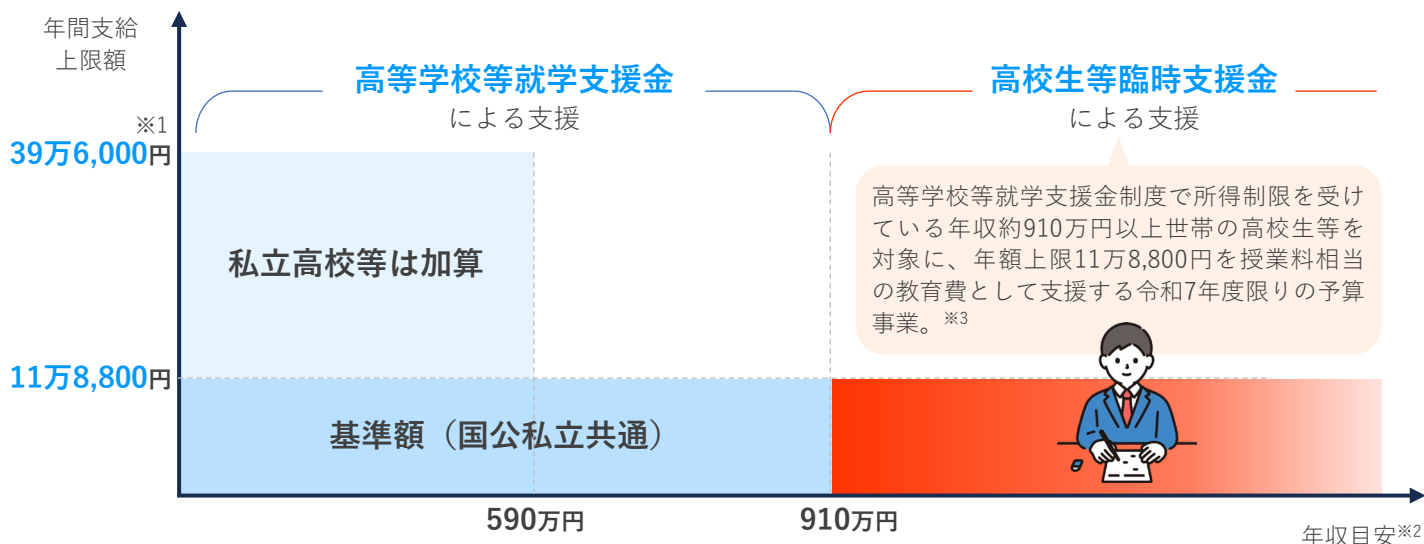
(年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。



支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。

## 支給額のイメージ



※1 私立高校(通信制)は29万7,000円、国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は次頁下表参照)

※3 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。



学校により、就学支援金及び臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)





# 高等学校等就学支援金

※令和6年度までの手続きや支援内容と同じです。

## お申し込みについて

### 新入生の皆さん

**入学時の4月など** 手続きが必要な時期に学校から案内があります。  
必ず確認してください。

### 在校生の皆さん

**収入状況の届出が必要となる7月頃までに** 学校から案内があります。

※ 原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバー**を利用することで手続きが簡単になります。  
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

マイナポータル上での項目名  
・課税所得額(課税標準額)

マイナポータル上での項目名  
・市町村民税\_調整控除額

計算式

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

ご自身の課税標準額などは**マイナポータル**で「**わたしの情報**」から確認できます。  
(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータル  
ホームページ



### 上記による算出額

算出額 **15万4,500円**未満

支給額 **最大 39万6,000円**

算出額 15万4,500円以上  
**30万4,200円**未満

支給額 **11万8,800円**

※ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合や、離婚・死別等により保護者等の変更があった場合は、受給資格や支給額の変更、就学支援金の返納等が生じる可能性がありますので、学校を通じて都道府県(国立高校等の場合は学校を通じて文部科学省)に対して、速やかに収入状況届出等を提出する必要があります。



### (参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

|                          | 子の人数                                                         | 11万8,800円の支給 | 39万6,000円の支給 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 両親のうち <b>一方</b> が働いている場合 | 子2人(高校生・高校生)<br>扶養控除対象者が <b>2人</b> の場合                       | ～約950万円      | ～約640万円      |
|                          | 子2人(大学生・高校生)<br>扶養控除対象者が <b>1人</b> 、特定扶養控除対象者が <b>1人</b> の場合 | ～約960万円      | ～約650万円      |
| 両親 <b>共働き</b> の場合        | 子2人(高校生・中学生以下)<br>扶養控除対象者が <b>1人</b> の場合                     | ～約1,030万円    | ～約660万円      |
|                          | 子2人(高校生・高校生)<br>扶養控除対象者が <b>2人</b> の場合                       | ～約1,070万円    | ～約720万円      |
|                          | 子2人(大学生・高校生)<br>扶養控除対象者が <b>1人</b> 、特定扶養控除対象者が <b>1人</b> の場合 | ～約1,090万円    | ～約740万円      |

※ 支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※ 子については、中学生以下は、15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親は同額として計算した場合。

## 家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、**従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度**です。

家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当

+

世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額 **3万3,000円**

159

※公立高校等は月額9,900円

文部科学省家計急変 支援制度サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



# 高校生等臨時支援金

※令和7年度限りの事業です。令和8年度以降については、別途検討中です。



## 高校生等臨時支援金について

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯と判定された場合**に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。**(令和7年度限り※1・新規)**

支援額

国公立共通のいわゆる基準額である  
**年額 11万8,800円**※2

- ※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。
- ※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なることがあります。



## お申し込みについて

**新入生**の皆さん  
**在校生**の皆さん

**高等学校等就学支援金**の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

**7月頃までに** 学校から案内があります。必ず確認してください。

- ※ 原則として、高等学校等就学支援金のための**オンライン申請の仕組みを活用**します。
- ※ **これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方（年収約910万円以上世帯の方）は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要があります。**



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**都道府県ごとに申請方法が異なります**ので、学校からの案内に従って申請してください。

※ 学校により、就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金・臨時支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



## 対象となる高校生

**日本国内に住所を有する方**が対象です



※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、詳細は学校へお問い合わせください。

**対象となる学校種**は次のとおりです

- ・高等学校
- ・中等教育学校（後期課程）
- ・特別支援学校（高等部）
- ・高等専門学校（1～3年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの
- ・各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- ・海上技術学校

## 高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金共通事項

お問い合わせ  
について



**学校または都道府県へ**お問い合わせください。

公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)



160

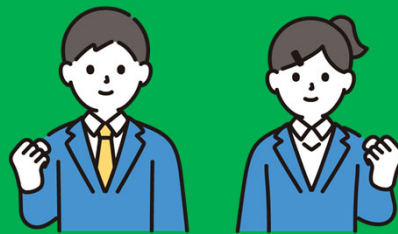
私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)



大切なお知らせ

# 高校生の 学びを支えます。



奨学のための  
給付金

## 高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する  
**返還不要の給付金です。**

### 対象世帯

- 生活保護世帯
  - 住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

### お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
  - 新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和7年度の給付額

| 世帯状況               | 給付額(年額)   |           |
|--------------------|-----------|-----------|
|                    | 国公立       | 私立        |
| 生活保護受給世帯【全日制等・通信制】 | 3万2,300円  | 5万2,600円  |
| 非課税世帯【全日制等】        | 14万3,700円 | 15万2,000円 |
| 非課税世帯【通信制・専攻科】     | 5万500円    | 5万2,100円  |

非課税世帯の  
第1子と第2子の  
**給付額が同額**に  
なりました。



※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

